



つくばみらい市民憲章

平成18年11月1日制定

わたくしたちは、豊かな自然環境に恵まれた郷土を愛し、ふるさとの誇れる歴史と伝統文化を受け継ぎ、世界に羽ばたく住みよいつくばみらい市をみんなでつくるために、この憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、人にやさしい、緑ゆたかな美しいまちをつくりましょう
- 1 教養を深め、歴史と文化のかおり高いまちをつくりましょう
- 1 豊かな心を育て、体をきたえ、健康で明るいまちをつくりましょう
- 1 若い力をはぐくみ、働く喜びをもち、活力に満ちたまちをつくりましょう
- 1 地域活動に参加し、心のかよいあう、生きがいのあるまちをつくりましょう

市の花・木・鳥

平成18年11月1日制定



市の花…なのはな

早春のおだやかな日差しを浴びて、小貝川沿い一面を黄色に染める様は、人に元気を与える、明るく未来にのびるつくばみらい市にふさわしい花である。



市の木…さくら

身近な樹木で、特に福岡堰の桜並木は、「茨城百景」にも選ばれており、美しく咲く風景は人の心を和ませる力があり、自然豊かなつくばみらい市にふさわしい木である。



市の鳥…ひばり

天高く元気にさえずる姿は、のどかな中にも明日への夢と希望をふくらませる力強さがあり、発展・躍進するつくばみらい市にふさわしい鳥である。



つくばみらい市総合計画

新基本計画

[平成24年度～平成29年度]

“みらい”を担う子どもたちに
誇れるまちに向けて

はじめに



平成18年3月27日に伊奈町と谷和原村が合併し誕生したつくばみらい市は、平成20年3月に新たなまちづくりの指針となる「つくばみらい市総合計画」を策定し、「活力に満ちたうるおいとやすらぎのまち」を目指し、市政の発展に取り組んでまいりました。

本市の人口につきましては、合併当初41,000人でしたが、現在では46,000人となり、着実に増加しております。しかしながら、本市を取り巻く状況は、合併という地方自治体の基本的な枠組みの変化に加え、地方分権による権限の移譲、少子高齢化の急速な進行、高度情報化社会の到来、地球規模での環境問題の深刻化、住民ニーズの多様化、経済情勢の悪化、さらには、平成23年3月11日に発生した東日本大震災など、これまでに経験したことのないさまざまな課題に直面しております。

これらの課題に的確に対応し、市の持つポテンシャルを最大限に引き出すまちづくりを進め、市民・事業者・行政が知恵と力を出し合い、綿密な連携を図り、さまざまな行政課題に積極・果敢に取り組んでいく必要があります。そこで、今後の時代の潮流、社会情勢の変化、財政状況等を勘案した上で、平成24年度から平成29年度までの6年間を計画期間として、市民と行政が協働してまちづくりを進める行動計画「つくばみらい市総合計画新基本計画」を策定いたしました。

今後この新基本計画の施策目標を『“みらい”を担う子どもたちに誇れるまちに向けて』と掲げ、横断的にまとめた施策・事業を重点施策とし、実現性と実効性のある事業を重点的に展開してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、市民アンケートや懇談会などで貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様や各団体の皆様、並びに熱意を持ってご審議いただきました総合計画審議委員の皆様、市議会議員の皆様に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

つくばみらい市長 片庭正雄

第1編 総論

序 章 計画策定の趣旨	3
第1章 計画の性格及び構成・期間	4
第2章 計画の基礎条件	5
第3章 まちづくりの展望	16

第2編 基本計画

序 章 “みらい”を担う子どもたちに誇れるまちをつくるために（重点施策）	23
第1章 みんなを結ぶ“みらい”的まち（都市基盤の整備）	29
第2章 うるおいのある快適で安心なまち（生活環境の整備）	49
第3章 やさしさとやすらぎがあふれるまち（保健・医療・福祉の充実）	75
第4章 個性きらめく学び合いのまち（教育・文化・スポーツの振興）	103
第5章 活力ある産業を育てるまち（産業の振興）	127
第6章 みんなが主役の協働のまち（コミュニティの醸成）	143
第7章 安定した行財政基盤による自立したまち（適正な行財政運営）	155

資料編

1. 基本構想の概要	167
2. 策定の経過	169
3. 総合計画審議会	170
4. 資問・答申	171
5. 用語解説	173

注) 本文中に*のある用語は用語解説をご覧下さい。



つくばみらい市総合計画

第1編 総 論



序 章

計画策定の趣旨

総
論序
章
計画策定の趣旨

1 計画策定の意義

平成 18 年 3 月 27 日に伊奈町と谷和原村が合併し、新たに「つくばみらい市」が誕生しました。

その後、伊奈町・谷和原村合併協議会が策定した「つくばみらい市まちづくり計画」を踏まえつつ、平成 20 年 3 月に「つくばみらい市総合計画」（基本構想／平成 20 年度～平成 29 年度、前期基本計画／平成 20 年度～平成 24 年度）を策定し、計画的な行財政運営を取り組んでいます。

合併後、約 5 年が経過する中、世界的な経済情勢の大きなうねりを受け、我が国を取り巻く状況は厳しさを増しています。一方、高齢社会を迎える中の福祉施策や市民の価値観やニーズの多様化など、社会情勢の変化と相まって、新たな行政需要への対応が求められています。さらに、政権交代による我が国の政策課題への対応に対し、大きな方針転換が進むなか、東日本大震災による今後の復興対策や世界的な金融不安への対応など、さまざまな要素が重なり、将来見通しを立てにくい社会情勢下にあります。

このようなことを背景に、本市が置かれている新たな状況と市民意識を十分に認識し、計画的かつ効率的な行財政運営を図ることを目的として、前期基本計画の新たな改定版となる「つくばみらい市総合計画新基本計画」を平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 ヶ年を計画期間として策定しました。

2 計画の役割

（1）羅針盤としての総合計画

本計画は、まちづくりの理念を明確に打ち出し、市民及び社会に対して積極的に情報発信するとともに、現実に市を動かしていくためのまちづくりの羅針盤としての役割を持つ計画です。

（2）市民・事業者・行政の協働によるまちづくりのための指針

本計画は、市民・事業者・行政の役割を明確にし、市民等の参画を得て、行政との協働によるまちづくりを進めていく、総合的な指針として役割を持つ計画です。

（3）実現性と実効性を担保するツールとしての役割

本計画は、計画が財政に裏付けられたものであることや、適切に実行されているかを管理していく仕組みづくりとともに、実現性と実効性を担保するツールとしての役割を持つ計画です。

第1章

計画の性格及び構成・期間

1 計画の性格

- 総合計画は、市町村の行財政運営の指針となる最上位の計画です。
- これからの中・長期の市政の基本方針を示すもので、重要施策の決定及び予算編成の指針となります。
- 市の個別の計画は、この総合計画を上位計画として策定されます。

2 計画の構成・期間

- 総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層の計画で構成されます。

【基本構想】

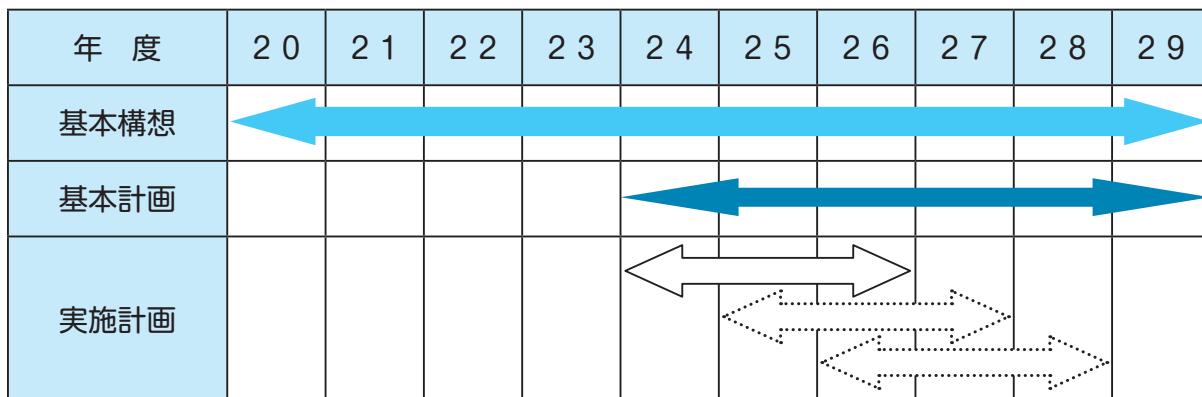
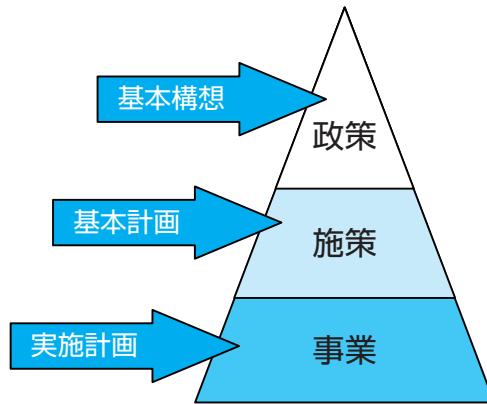
本市の行政を総合的かつ計画的に運営するために、本市の将来像と目標を明らかにするものです。10ヵ年の長期を見通します。

【基本計画】

本市の将来像を実現するため、基本構想に基づき、具体的に推進すべき施策を体系的に明らかにします。平成24年度からの6ヵ年を見通す計画とします。

【実施計画】

基本計画に示した施策に対応する事業の具体的な計画です。財政状況、事業の進ちょく状況等を判断しながら3年ごとの計画とし、毎年度更新するものとします。





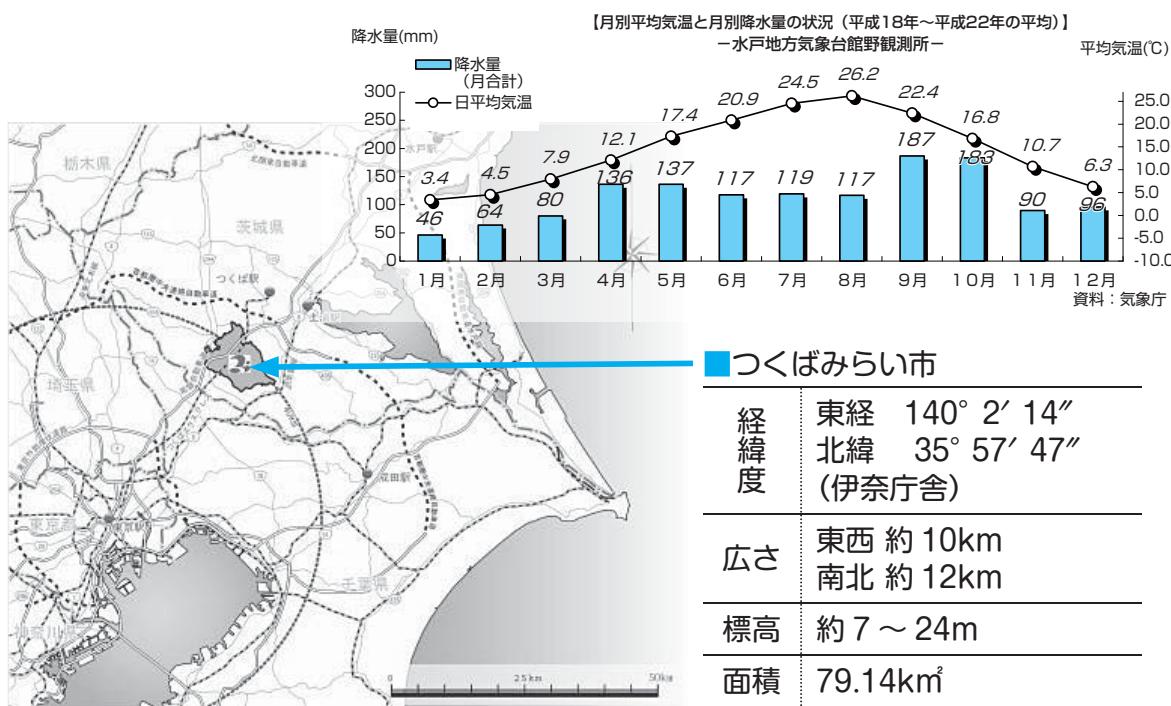
第2章

計画の基礎条件

1 本市の自然・社会的な背景

(1) 位置・地勢・気候等の条件からみたつくばみらい市

- 本市は、茨城県の南西部に位置し、都心から40km圏に位置しています。東はつくば市と龍ヶ崎市、西と北は常総市、南は取手市と守谷市にそれぞれ接しており、市域面積は79.14km²（東西約10km、南北は約12km、標高約7～24m）となっています。
- 谷和原インターチェンジを市内に有する常磐自動車道、西部を南北に国道294号、北部を東西に国道354号、常磐自動車道とほぼ並行するようにつくばエクスプレス（みらい平駅）、本市を南北に常総線（小絹駅）などの幹線交通網が各都市を結んでいます。



(2) 歴史・沿革からみた「つくばみらい市」

- 明治 22 年 (1889 年) 市制町村制施行により下記の 11 村が発足
(筑波郡小張村・豊村・谷井田村・三島村・板橋村・久賀村・鹿島村・十和村・福岡村・北相馬郡長崎村・小絹村)
- 明治 29 年 (1896 年) 北相馬郡長崎村が筑波郡に編入
- 昭和 13 年 (1938 年) 鹿島村・長崎村が合併し、谷原村が発足
- 昭和 29 年 (1954 年) 三島村・谷井田村・豊村・小張村が合併し、伊奈村が発足
- 昭和 30 年 (1955 年) 久賀村の一部が伊奈村に編入
- 昭和 30 年 (1955 年) 谷原村・十和村・福岡村・北相馬郡小絹村が合併し、谷和原村が発足
- 昭和 30 年 (1955 年) 板橋村が伊奈村に編入
- 昭和 60 年 (1985 年) 伊奈村が町制施行し伊奈町となる。
- 平成 17 年 (2005 年) 伊奈町・谷和原村合併協議会設置
- 平成 18 年 (2006 年) 伊奈町と谷和原村が合併し、つくばみらい市が発足

2 本市の現状と課題

(1) 人口・世帯の条件からみたつくばみらい市

- 本市の人口を5年ごとの推移でみると、昭和50年から平成12年までは、首都圏の外延化や都市化の影響を受け急速な増加傾向を示しています。その後、平成12年に一度減少しますが（減少する割合は平成12年→平成17年では0.88%減少）、平成17年の首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス線の開業以降は特にみらい平周辺における沿線開発によって人口集積が進み、再び大きく増加しています。
- 世帯数の推移をみると、昭和50年から平成22年まで、一貫して増加していますが、昭和50年以降、核家族化や少子化の影響から世帯人員は低下し続けています。
- 0～14歳の年少人口は、少子化の影響などにより昭和55年をピークに減少傾向に転じ、平成22年では13.4%となっています。15歳から64歳までの生産年齢人口は、昭和55年から平成7年まで増加し、その後減少に転じています。65歳以上の老人人口は、昭和50年では9.3%を占めていましたが、平成22年では21.7%まで増加しており、高齢社会（高齢化率14%～21%）から超高齢社会（高齢化率21%以上）の時代へと移っています。

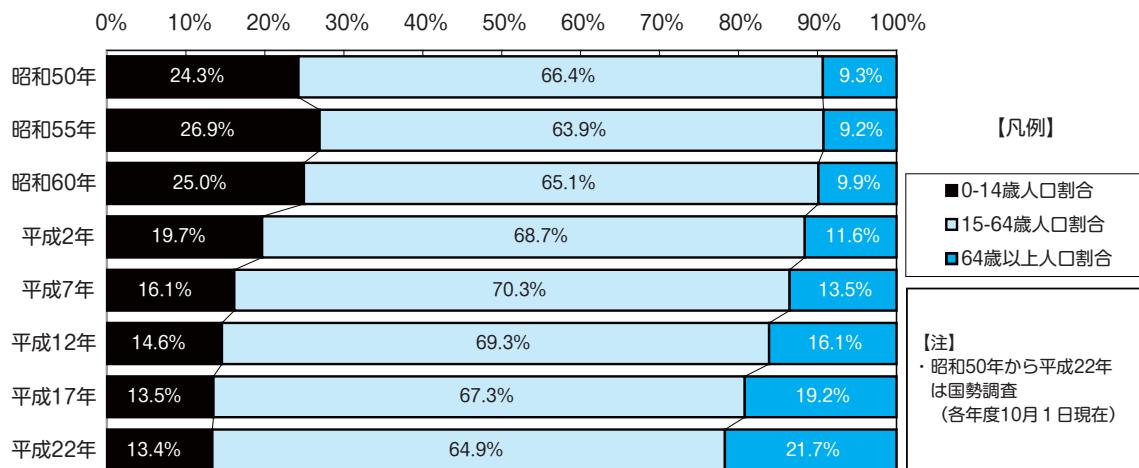
■人口・世帯数の推移

単位：人、世帯、人／世帯

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口	25,402	32,917	36,776	38,537	40,495	40,532	40,174	44,461
増加率	—	29.58%	11.72%	4.79%	5.08%	0.09%	-0.88%	10.67%
世帯数（世帯）	5,718	7,770	8,974	9,794	11,195	11,979	12,563	15,273
増加率	—	35.9%	15.5%	9.1%	14.3%	7.0%	4.9%	21.6%
世帯人員	4.44	4.24	4.10	3.93	3.62	3.38	3.20	2.91
増加率	—	-4.59%	-3.27%	-3.98%	-8.07%	-6.46%	-5.49%	-8.97%

資料：国勢調査（総務省統計局）

【年齢3区分人口の推移(つくばみらい市)】



(2) 産業構造からみたつくばみらい市

- 本市の就業者数の推移をみると、昭和55年以降、平成12年まで増加傾向を示していましたが、それ以降減少傾向に転じています。現在では第3次産業が全産業の過半数を占める構造となっています。
- 農産物の自由化や後継者不足などの影響を受けて、総農家数、農業産出額、経営耕地面積全てが減少しています。農家形態については、専業農家・主業農家は大きな変化は無いものの、第一種兼業農家*・準主業農家*、第二種兼業農家*・副業農家*は減少傾向にあることが分かります。特に第一種兼業農家*・準主業農家*で昭和60年から平成2年にかけて大きく減少しています。
- 平成2年から平成21年までの工業の推移をみると、従業者数は、一時、減少傾向にありましたが、最近では増加傾向に転じています。製造品出荷額については増加や減少を繰り返しながら徐々に増加しています。一方、事業所数については、おおむね横ばいの傾向が続いています。
- 平成3年から平成19年の商業の状況をみると、事業所数の減少傾向が続いているが、逆に従業者数は、増加傾向が続いている。また、年間販売額は、増加や減少を繰り返しています。

■産業別就業者数の推移

(単位：人、%)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
第1産業							
就業者数	4,273	3,235	2,386	1,802	1,435	1,231	970
構成比	27.6%	18.5%	12.4%	8.6%	6.8%	6.0%	4.4%
第2次産業							
就業者数	5,015	6,584	7,688	8,182	7,824	6,774	6,275
構成比	32.4%	37.7%	40.1%	39.0%	37.3%	33.2%	28.6%
第3次産業							
就業者数	6,194	7,587	9,087	10,979	11,488	12,182	13,618
構成比	40.0%	43.5%	47.4%	52.3%	54.8%	59.7%	62.0%
分類不能							
分類不能の産業	1	36	28	38	123	229	1,109
構成比	0.0%	0.2%	0.1%	0.2%	0.6%	1.1%	5.0%

資料：国勢調査

■農業関係指標の推移

	総農家数 (戸)	農業 産出額 (百万円)	経営耕 地面積 (ha)
昭和60年	2,839	8,020	4,046
平成7年	2,693	6,550	3,881
平成12年	2,508	6,334	3,711
平成17年	2,355	4,900	3,453
平成22年	2,223	4,530	3,253

資料：農林業センサス・農林水産統計年報

■工業の推移 従業員4人以上の事業所

	従業者4人以上の事業所		
	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	製造品出荷額等 (百万円)
平成2年	4,506	139	165,146
平成7年	4,091	114	163,291
平成12年	3,969	119	184,729
平成17年	3,348	100	174,680
平成22年	3,767	83	225,921

資料：工業統計調査

■商業の推移

	事業所数 (所)	従業者 (人)	年間商品販売額 (百万円)
平成3年	351	1,470	33,333
平成9年	322	1,725	50,345
平成14年	310	1,963	49,673
平成16年	306	2,022	56,516
平成19年	294	1,966	48,904

資料：商業統計調査

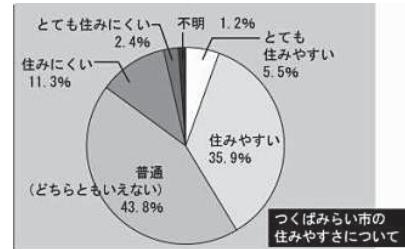
3 本市のまちづくりに対する市民意識の整理・分析 -----

(1) まちづくりアンケート調査

つくばみらい市総合計画新基本計画に市民の意見を反映させるため、市内在住の20歳以上の男女3,000人を無作為に選び、「アンケート」を実施しました。実施の結果、下記の意見が寄せられました。(調査期間：平成23年7月1日～7月22日(8月3日分まで集計))(回収数：1,040票(回収率：34.7%))

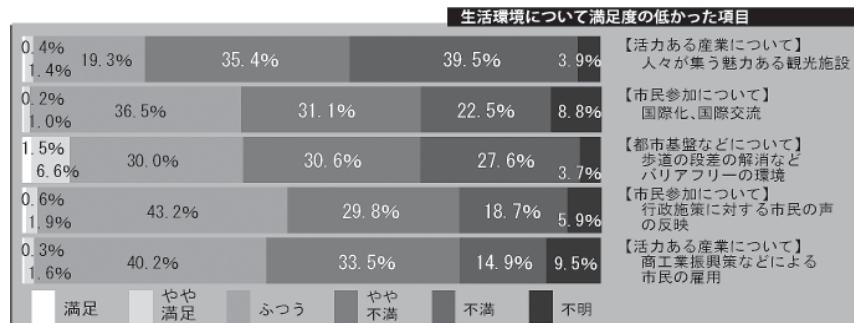
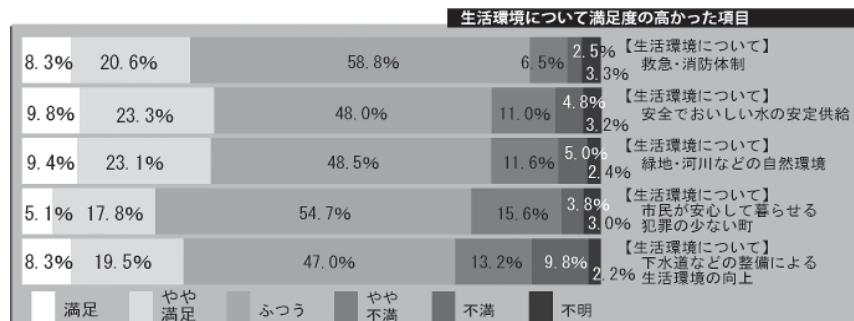
●つくばみらい市の住みやすさ

- 「どちらともいえない」と答えた人が半数近くの43.8%を占めているものの、41.4%の人が「とても住みやすい」もしくは「住みやすい」と思っているようです。逆に、13.7%の人が「とても住みにくい」もしくは、「住みにくい」と思っているようです。同時に伺いした、今後も住み続けたいかどうかの設問に対しても、7割近くの人が「住み続けたい」もしくは「当分住み続けたい」と答えており、「住みにくい」と思われる部分を改善し、皆が「住み続けたい」と思えるまちづくりが求められています。



●生活環境に対する評価

- 都市基盤や環境、保健・医療・福祉、教育・文化・スポーツ、産業、市民参加、行財政運営など、市政全般にわたる48項目の生活環境についての満足度をお伺いしました。
- 比較的「満足」や「やや満足」など満足系の回答が多かったのは、環境部門で、逆に「不満」や「やや不満」などの不満足系の回答が多かったのは、都市基盤部門でした。また、保健・医療・福祉・教育・文化・スポーツの部門では、ほとんどの項目で「普通」が半数以上を占めています。
- 満足系の回答が多く不満足系の回答が比較的少なかった項目としては、救急・消防体制、水の安定供給、自然環境、防犯、下水道整備などが、逆に、不満足系の回答が多く、満足系の回答が少なかった項目としては、魅力ある観光施設、国際化・国際交流、バリアフリー^{*}、市民の声の反映、雇用促進などが上位でした。

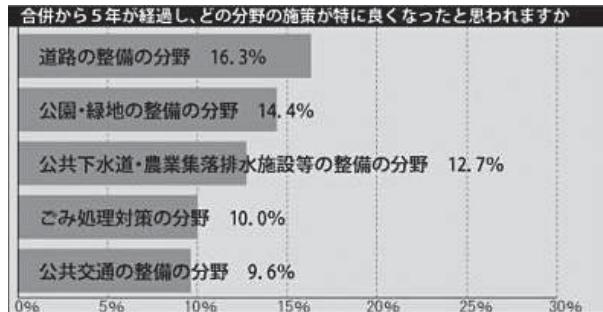




●今までの施策の評価と今後求められる施策の評価について

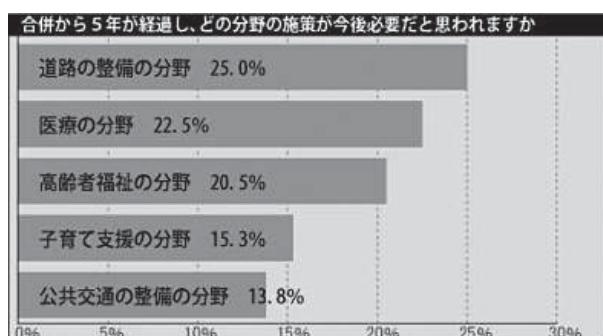
(今までの施策の評価)

- ・合併してから5年たって今までの施策で特に良くなつたと思われる項目3つ以内で選んでいただきました。道路の整備の分野が最も進展があつたと思われており、次いで、公園・緑地の整備の分野でした。これらは、みらい平駅周辺地区の開発や、市内の幹線道路の整備が進ちようとしていることによるものと思われます。次に、下水道や配水施設等の分野、ごみ処理対策の分野など環境対策の分野が続いており、次いで公共交通の整備となっています。



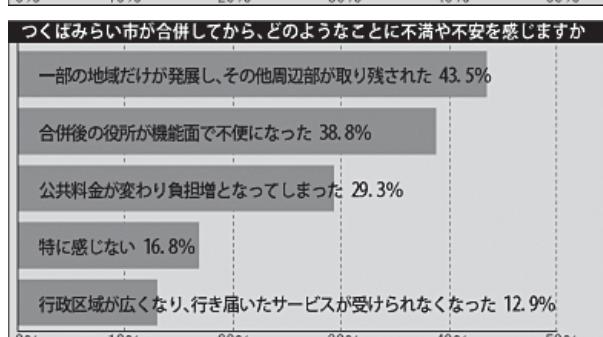
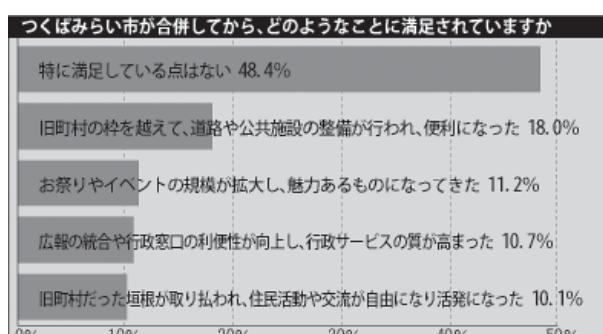
(今後求められる施策)

- ・今後、力を入れていくべき分野についても3つ以内で選んでいただきました。道路の整備や公共交通の整備の部門については、合併してから特に良くなつたと思われる部門にも挙げられていますが、まだまだ整備が求められています。その他上位に挙がってきている分野としては、医療や高齢者福祉、子育て支援など、少子高齢化に対して安心して生活できるように医療・福祉部門の整備が求められています。



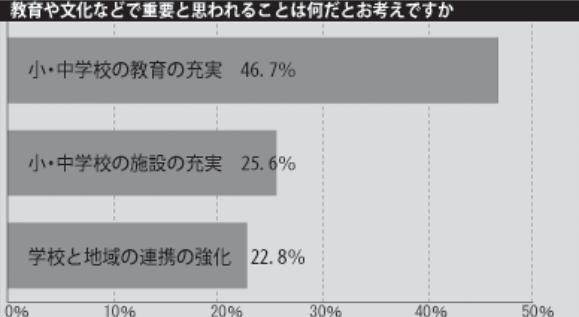
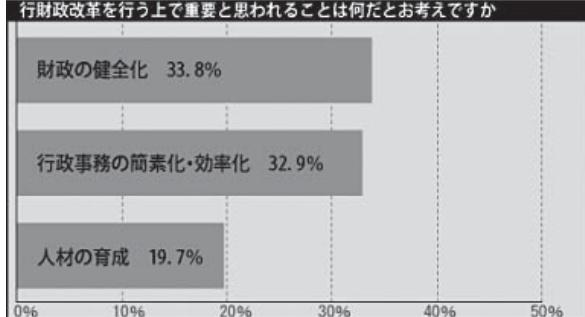
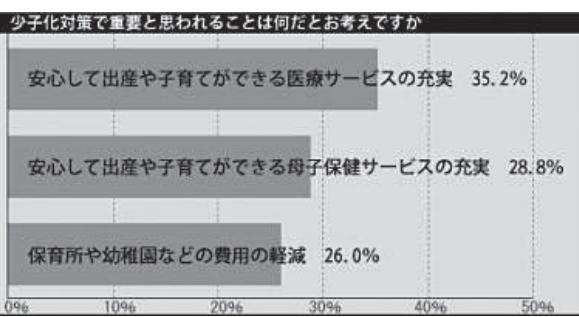
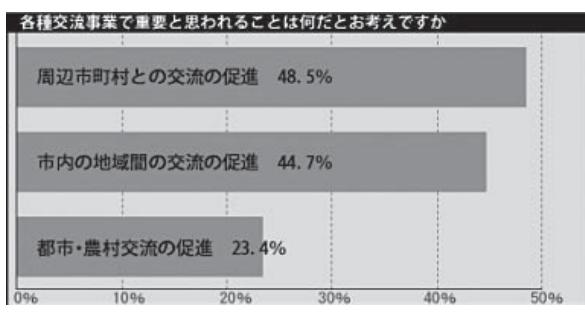
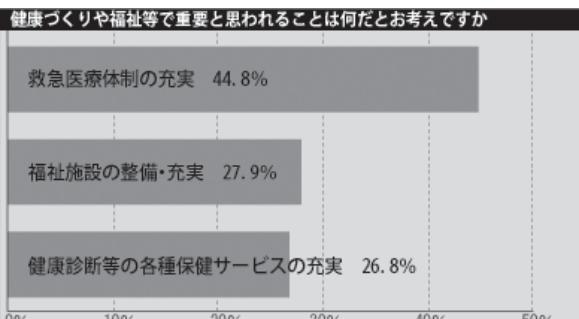
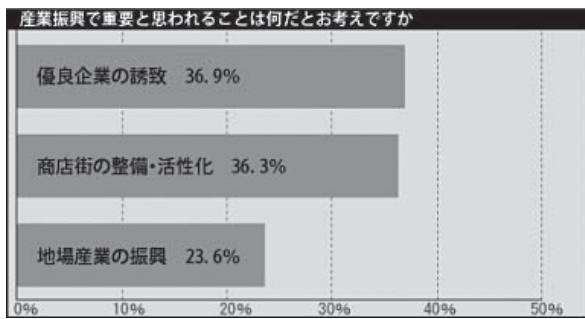
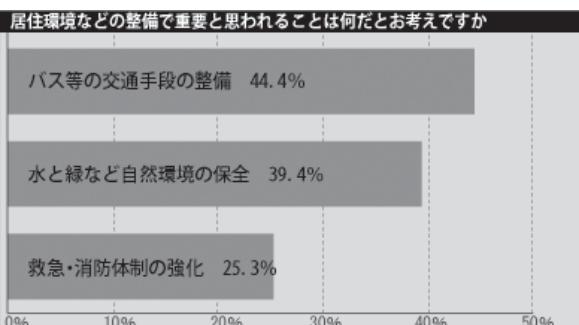
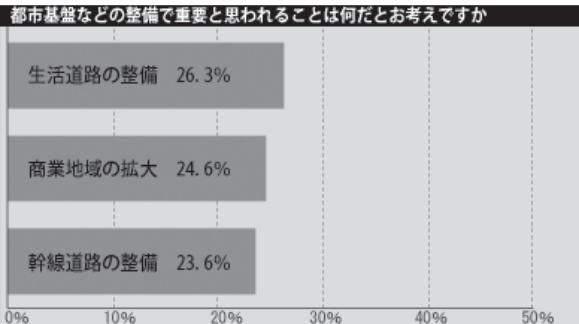
●合併に対する評価

- ・合併して、どんなことに満足しているかについて3つ以内で選んでいただきました。
- ・残念ながら、半数近い48.4%の人が、特に満足している点はないと言えており、合併のメリットを感じていないようです。しかし、旧町村の枠を超えて道路などが整備され便利になったと感じている人や、お祭りなどの規模が拡大し魅力的になった、行政サービスの質が向上した、住民活動や交流が活発になったと感じている人もいます。
- ・一方で、同様に合併してどのように不満や不安を感じているかについて3つ以内で選んでいただいた結果、43.5%の人が、一部の地域だけが発展し、周辺部が取り残されたと感じているようです。また、伊奈と谷和原の庁舎に分かれていることに不便を感じている人も多く、制度の統一による公共料金や行政サービスの変化に戸惑っている人もみられます。



●これから期待される具体的なまちづくりについて

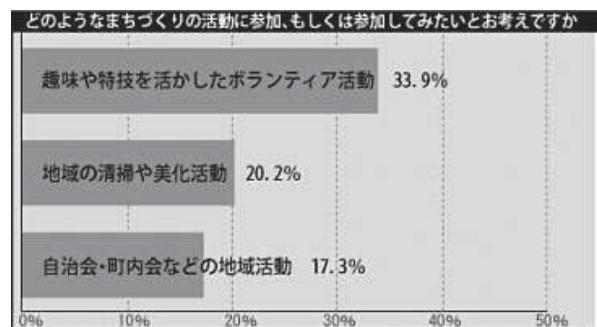
- ・都市基盤では道路などのインフラ整備への期待や商業地域、公園など暮らしやすさを高める整備への意向が高くなっています。
- ・居住環境については、日々の交通手段・身近な自然環境の保全などへの期待が高い状況です。医療福祉サービスへの期待も高いほか、義務教育における教育環境の充実への期待なども高くなっています。
- ・優良企業の誘致や商店街の活性化への期待も高い状況です。行財政改革では、行政事務の簡素化や財政の健全化を行うべきとの声が高い状況です。
- ・前回と比較して、医療や福祉などの安全安心への取り組み、また子育て環境の充実などへの期待が高まっています。





● 参加したい活動について

- ・約3人に1人の人が、趣味や特技を活かしたボランティア活動に参加したいと考えています。また、地域の清掃や美化活動、自治会・町内会などの地域活動にも関心が高くなっています。
- ・4年前に行った同様の調査と比較すると、残念ながら、青少年の健全育成活動や介護ボランティアへの参加を希望する人が減少し、参加したくないと答えた人が、わずかながら増加しています。



● 自由回答について

- ・回答いただいたアンケートの38.1%にあたる396人の人が、自由回答にもご記入いただきました。記入いただいた内容は多岐にわたりますが、特に、道路の整備、商業環境の充実、行財政運営などに対してはいずれも80人以上の人から意見・要望が寄せられました。公共交通の整備や土地利用など、都市基盤などに関する内容がこれに続き、次に防犯・交通安全、医療環境の充実などの安全・安心対策、続いて公園・緑地の整備、義務教育、子育て支援などの子育て環境に関わる内容についてのご意見・ご要望でした。
- ・このうち、例えば道路整備についても、身近な道路整備の要望から、道路整備の遅れに対する指摘、歩道の設置など安全対策、産業振興のための道路の提案などさまざまな視点からのご指摘・ご意見をいただきました。
- ・また、新しく住み始めた人からは、まだまちの様子が分からずに戸惑っている旨のご意見が多く、買い物に対する不満は、地域や年代等を問わず出されており、改善が求められています。



(2) 市民のまちづくりに対する意識（地区懇談会より）

広報つくばみらいをはじめ、ポスターや市のホームページなどにより、まちづくりに関心のある市民の方々を募集し、より良いまちづくりのためのさまざまなアイデアや改善すべき課題などを伺う地区懇談会を、平成23年8月28日（日）の午前と午後に分けて、伊奈地区と谷和原地区の2箇所で開催しました。

【テーマ1：地域性を活かしたまちづくり】

地域性を活かしたまちづくりのテーマでは、都市基盤の分野では、緑が多いなどの自然環境や東京に近いという地域特性を活かすべきだという意見が、生活環境の分野では、省エネに水力を活用してはどうかという意見、産業の分野では、水田地帯を活かしたまちづくり、コミュニティの分野では、従前からの住民や新しく住み始めた住民など、多様な人材をもつと活かすべきだなど、その他数多くのご提案をいただきました。

【テーマ2：子どもたちに誇れるまちづくりのアイディア】

子どもたちに誇れるまちづくりのアイディアのテーマでは、都市基盤の分野では、ゴルフ場の活用や自動車依存から自転車利用のまちへの提案、生活環境の分野では、安全な農作物があり安心して暮らせる子育てしやすいまちを目指す、教育・文化・スポーツの分野では、大会が開催できるような施設や異なる考え方や文化に触れる機会が必要であること、産業の分野では、農作物の加工やブランド化、コミュニティの分野では、ふるさとの思い出づくりや世話やきじいさんの配置が必要など、多くのユニークなご提案をいただきました。



▲地区懇談会の様子



▲ご意見シート

(3) 市民のまちづくりに対する意識（各種団体懇談会より）

それぞれの分野で、市内で活動されている各種団体の代表の方々に、活動の中で感じている意見を直接お伺いするために、平成23年10月3日から6日までの4日間、「農業・商業・観光」「生活環境」「教育・文化・スポーツ」「保健・医療・福祉」の4つの部門ごとに開催しました。

【テーマ1：地域性を活かしたまちづくり】

地域性を活かしたまちづくりのテーマでは、都市基盤の分野では、農業を活かした健康づくりや、田園風景を活かしたまちづくり、低地部が平らであることを活かした、自転車を利用できる道路環境づくり等のほか、綱火^{*}の見学や間宮林蔵記念館などへの観光にも、まずはそこへアクセスするための道路整備が必要であるとのご指摘がありました。生活環境の分野では、きらくやま周辺に撮影スタッフの宿泊所としても利用できる避難施設を造ってはどうかというご意見や、農業体験を植え付けと収穫だけでなく生育途中など通して行い、子どもだけでなく大人も地域の産業に理解を深めてもらうべきだとのご意見をいただきました。教育・文化・スポーツの分野では、間宮林蔵を顕彰して「林蔵の歌」や「林蔵音頭」などを作ってはどうか、また、名勝、偉人、風景などを入れた地域資源カルタを作ってはどうかななどのご提案がありました。産業の分野では、優良農地を確保し、新規就農者が入りやすいようにしたり、市内に農産物加工場を造り農産物の付加価値を高める必要があることなど農業関係の意見が多く、その他、ワープステーション江戸の活用や総合福祉施設きらくやまふれあいの丘にある展示機関車の価値の宣伝、綱火^{*}など伝統文化を他のイベントと併せて披露しPRするなど観光に関するご意見を多くいただきました。コミュニティの分野は、以前から住んでいる住民と新たに住み始めた住民との交流の場づくりが挙げされました。

【テーマ2：子どもたちに誇れるまちづくりのアイディア】

都市基盤の分野では、ふるさとのイメージづくりが大切であること、循環バスなどによる市内の利便性の向上などについて、生活環境の分野では、ごみの出し方など基本的なモラルの徹底が必要であること、教育・文化・スポーツの分野では、小中学校を一つの敷地内に建設して縦の繋がりができる学校内の子ども会をつくってはどうかというご提案、産業の分野では、買い物難民の対策や就業機会の拡大など多岐にわたるご意見・ご提案をいただきました。





4 本市のまちづくりの達成度

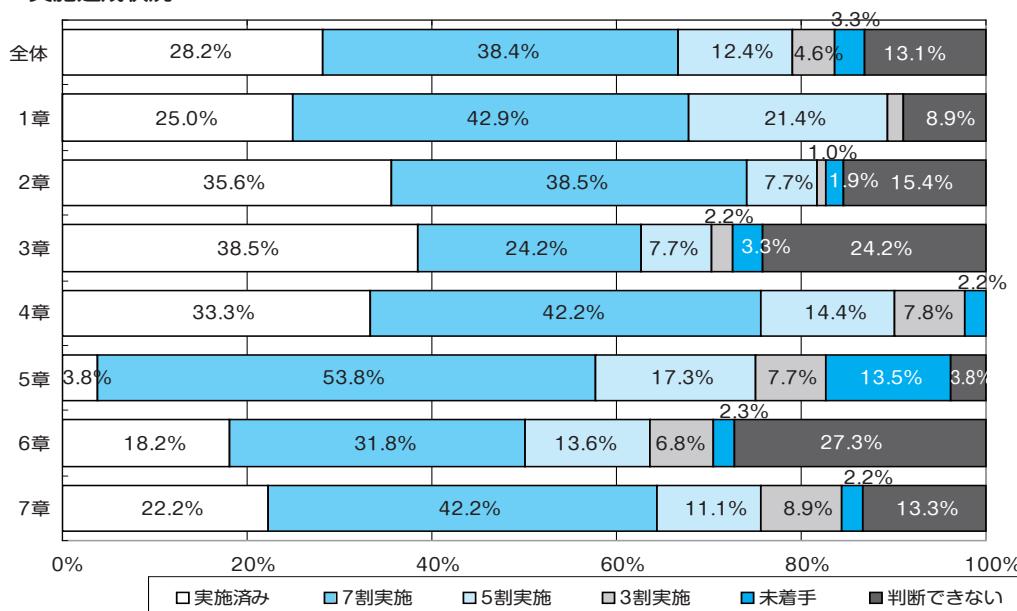
つくばみらい市総合計画前期基本計画において位置づけられている施策を抽出し、実際の事業・施策を推進している各担当課において、4年経過した前期基本計画の進ちょく状況などを評価する施策の達成度評価を行いました。

(1) 施策の実施達成状況

- 前期基本計画において位置づけられている施策の実施達成状況をみると、「b(7割実施)」が最も多く185事業（全体の38.4%）、次いで「a(実施済み)」の136事業（全体の28.2%）の順となっています。

実施達成度評価	判断基準	全体	第1章 (都市基盤の整備)	第2章 (生活環境の整備)	第3章 (保健・医療・福祉の充実)	第4章 (教育・文化・スポーツの充実)	第5章 (産業の振興)	第6章 (コミュニティの醸成)	第7章 (適正な行財政運営)
a(実施済み)	細分類【目】に記述されている内容の全てが実施済みである。(完了も含める。)	136事業	14事業	37事業	35事業	30事業	2事業	8事業	10事業
b(7割実施)	細分類【目】に記述されている内容のうち7割程度実施した。	185事業	24事業	40事業	22事業	38事業	28事業	14事業	19事業
c(5割実施)	細分類【目】に記述されている内容のうち5割程度実施した。	60事業	12事業	8事業	7事業	13事業	9事業	6事業	5事業
d(3割実施)	細分類【目】に記述されている内容のうち3割程度実施した。	22事業	1事業	1事業	2事業	7事業	4事業	3事業	4事業
e(未着手)	細分類【目】に記述されている内容については、未着手である。	16事業	0事業	2事業	3事業	2事業	7事業	1事業	1事業
判断できない	細分類【目】に記述されている内容の達成度を判断するのは難しい。	63事業	5事業	16事業	22事業	0事業	2事業	12事業	6事業
合計		482事業	56事業	104事業	91事業	90事業	52事業	44事業	45事業

実施達成状況

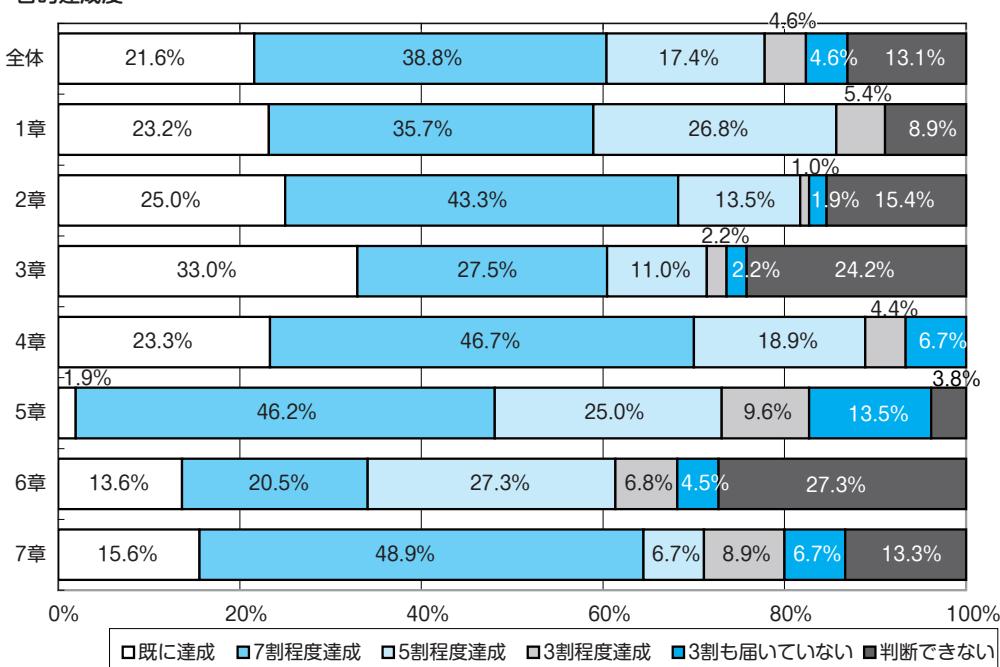


(2) 施策の目的達成度状況

●目的達成度状況でみると、「b(7割程度達成)」が187事業(全体の38.8%)で、「a(既に達成)」が104事業(全体の21.6%)の順となっています。

目的達成度評価	判断基準	全体	第1章 (都市基盤の整備)	第2章 (生活環境の整備)	第3章 (保健・医療・福祉の充実)	第4章 (教育・文化・スポーツの充実)	第5章 (産業の振興)	第6章 (コミュニティの醸成)	第7章 (適正な行財政運営)
a(既に達成)	細分類【目】が目指す目的は達成した。	104事業	13事業	26事業	30事業	21事業	1事業	6事業	7事業
b(7割程度達成)	細分類【目】が目指す目的の7割程度は達成したと思う。	187事業	20事業	45事業	25事業	42事業	24事業	9事業	22事業
c(5割程度達成)	細分類【目】が目指す目的の5割程度は達成したと思う。	84事業	15事業	14事業	10事業	17事業	13事業	12事業	3事業
d(3割程度達成)	細分類【目】が目指す目的の3割程度は達成したと思う。	22事業	3事業	1事業	2事業	4事業	5事業	3事業	4事業
e(3割届かず)	細分類【目】が目指す目的の3割も届いていないと思う。	22事業	0事業	2事業	2事業	6事業	7事業	2事業	3事業
判断できない	細分類【目】に記述されている内容の達成度を判断するのは難しい。	63事業	5事業	16事業	22事業	0事業	2事業	12事業	6事業
合計		482事業	56事業	104事業	91事業	90事業	52事業	44事業	45事業

目的達成度





第3章

まちづくりの展望

1 成長型から成熟型への転換期への対応

(1) 人口構造の変化（少子高齢化・人口の減少）

▶ 人口構造の変化は、人手不足や消費市場の縮小など経済分野における活力低下に影響を及ぼすだけでなく、社会保障の負担増などに伴う高齢者世帯の社会的・経済的自立や子育て環境の格差の拡大といった面でも懸念が指摘されています。さらに、縮減傾向にある財源の適切な配分が求められ、公共施設や公共サービスの有効活用・効率化への要求も高まっています。

(2) 価値観の変化（市民意識の多様化・心の豊かさを求める時代への変化）

▶ 我が国が急速に成長する都市化社会から安定した成長を志向する成熟社会へと転換していく中で、価値観の多様化、人々のライフスタイルそのものが多様化してきました。時代は「物の豊かさ」を追求する時代から、人とのふれあいや内面的な充足度の高い「心の豊かさ」を求める時代へと変わってきました。

(3) 社会経済の成熟化に伴う産業形態の変化（産業技術の高度化・ソフト・サービス化する経済）

▶ 産業技術の高度化や消費生活ニーズの多様化は、わが国の産業構造を大きく変化させ、経済構造全般がソフト化・サービス化へと移行している状況にあります。

▶ 特に製造業においては、海外への生産施設の移転などから、競争力の強化や今後の成長力に関して懸念が生じてきています。

▶ 自ら新しい価値のある商品、サービスを生むという創造性や独創性が要求される時代へと変化しており、国内企業等においては、付加価値の高い製品やサービスへの転換、先端的な技術の積極的な開発、専門的な知識や高度な技能を有する人材の育成などが求められています。

(本市における将来展望)

つくばエクスプレスの開業後による人口増加の勢いは、若干なだらかになってきましたが、新市街地だけが魅力的になるのではなく、豊かな自然・重みのある歴史・味わいある集落・熟成した街並みなど、市内のいろいろな資源が魅力となっていく必要があります。また、高齢化が進む集落や市街地がある一方で、新市街地では若い子育て世代が増加するなど、それぞれで求める福祉施策が異なります。地域に応じた教育環境、保健・医療・福祉環境を充実させ、地域の持つ潜在的な魅力をさらに向上させていくことが求められています。

そして、真の豊かさの実現を可能とする社会をつくっていくために、「質」や「多様性」を重視した、成熟した社会にふさわしいまちづくりをハード・ソフト両面から推進していく必要があります。



2 グローバル時代到来への対応

(1) 地球的規模で対応が求められる環境問題(資源循環型社会／環境共生型社会)

▶今や地球温暖化対策は、発展途上国を含めた世界各国が協力して取り組むべき課題となっており、我が国においても、環境問題に積極的に取り組む姿勢を示し、施策を展開しているところです。さらに、喫緊の課題である廃棄物・リサイクル対策についても、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の定着に向け、循環型社会づくりに向けた積極的な取り組みが求められています。

(2) グローバル化する社会情勢、変ぼうする社会経済システム(経済の国際化)

▶グローバル化^{*}、ボーダレス化^{*}があらゆる分野で加速し、我が国のこれまでの発展を支えてきた、画一的、横並び志向の経済社会システムは、今や世界経済との一体化や多極化が同時に進行する様相を呈しています。

▶グローバル化^{*}は経済活動にとどまらず、社会、文化、技術、組織などの幅広い分野に及んでおり、選択肢の拡大や国を超えた連携による新たな発展の可能性や国際的分業化の進展による効率的な生産などさまざまなメリットが挙げられています。その反面、効率化の流れの中で一元化、単純化が進み、それぞれの国の持つ独自性の喪失が指摘されているとともに、人々の日常生活のリスクも拡大傾向にあると言われています。

(3) グローバル化がもたらす技術革新と人々の交流拡大

▶技術革新のめざましい進展は、私たちの暮らしにも大きな変化をもたらしつつあります。国内外における高速交通・情報ネットワークが急速に拡充するとともに、ユビキタス技術^{*}の導入や地上デジタル放送の本格化などITの革新が進み、経済面のみならず文化、学術研究などさまざまな分野における交流や活動が活発化しています。

▶地球上における従来の時間距離は大きく短縮され、高速交通の拠点機能や情報の受発信機能の重要性が高まってきました。しかし、これらの情報通信自体はツールであり、インフラやシステムを整備するだけでは地域活性化を実現することは難しく、地域の豊かな資源とこれらの情報網を活用し、地域住民の生活の質を向上させるための取り組みや工夫を広げていく仕組みを作っていくことが求められています。

(本市における将来展望)

経済のグローバル化^{*}や情報化の急速な進展、地球規模で対応が求められる環境問題など、私たちの社会や生活のあり方が、世界の動向に一層密接に関わるようになってきています。

合併後の成果として、みらい平駅周辺地区に新しい企業の進出も見られました。今後は、世界経済の動向を的確に捉えつつ、市内全域に経済効果を波及させる企業立地を積極的に進め、安定的な成長を目指した施策を展開していく必要があります。



3 依存から自立への変革、自治体としての安全安心の強化 ——

(1) 見直すことが急務な安全安心のまちづくり（防災対策）

▶平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの想定を超えた大規模な被害をもたらし、今後の安全安心のまちづくりに対する自治体の姿勢が問われる結果となりました。今後は、国や県などの対策を踏まえながら、より安全な新しい基準に基づく、安全安心なまちづくりの施策を組み直す必要があります。

(2) 地方分権型社会への移行（地域の自立／自治体の自己決定権と自己責任の拡大）

▶地方分権の進展により、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等が図られてきました。平成19年には地方分権改革推進法が施行され、国と地方の役割分担の見直しがいっそう進められているところです。地方自治体は、良質な行政サービスの提供を目指すとともに、より自立性の高い、行政経営を目指した取り組みを推進していく姿勢が求められています。

(3) 地域の独自性、主体性の重視（地域間競争／地域アイデンティティの再認識）

▶技術の高度化や情報化の進展によって「人」、「モノ」、「資本」が国境を越えて移動するグローバル化^{*}、ボーダレス化^{*}があらゆる分野で加速していくなか、地域づくり全般において地域間の競争をますます激しいものにしています。地方分権の進展など地方自治体の置かれる環境が変化するなか、各地域の特性や実情に応じた独自性の発揮が不可欠となつており、明確な地域アイデンティティ^{*}の構築に努めることが求められています。

(4) 個人の自主選択（個性の尊重／自己実現型社会）

▶人々の価値観や生活様式も多様化し、一人ひとりの個々人がさまざまな分野で自由な選択を求めるようになってきています。多様化する生活のあり方を尊重していくシステムの構築が求められるとともに、さまざまな分野について、多様な選択が可能となる社会づくりを進めていくことが求められています。

（本市における将来展望）

恵まれた交通立地条件、自然からの恵みあふれる立地環境といった良いものがつくばみらい市にはあります。

合併によって、道路・交通基盤のネットワークなど、行政基盤はある程度強化されましたが、さらに、地域のポテンシャルを高め、お互いの住民同士が、使いやすくそして交流する基盤づくりが求められています。さらに、市の独自性を高め、地域総合力を高めていく必要があります。

そして、東日本大震災後のさまざまな情報や市民の意見を踏まえ、安全安心のまちづくりを基調に、コミュニティづくりから、インフラづくりまで、これまでの施策の点検、見直しと併せて、新しく作りあげていくことが求められています。





4 連携・協力が自治体の総合力を高める時代に

(1) 市民と行政の連携（まちづくりへの市民参画／協働）

- ▶近年、地域コミュニティ*やまちづくりをはじめ、さまざまな分野における住民参画・協働への関心がますます高まっており、住民組織やグループ、事業者などがそれぞれの立場で行政活動に関心を持ち、協働のまちづくりを実践するなど、市民・N P O*・事業者等と行政による協働の領域が拡大しています。
- ▶市民・行政の相互の協力体制を確立し、より効率的・弹力的な行政サービスの提供、市民の視点に立った行政サービスの提供に努めるなど、協働領域の拡大に対応するシステムの確立・強化が求められています。

(2) 自治体相互の連携（地域づくりと行政運営の広域化／広域市町村合併）

- ▶行政サービスの向上と行政運営の効率化を図るために、地方自治体同士の連携強化や共同的な事業の推進が求められ、国の方針としても広域行政の強化や広域連合の設置、市町村合併の促進などが打ち出されています。
- ▶道州制*や定住自立圏構想*など広域的な枠組みの流れも踏まえつつ、広域的な視野に立つて行政運営やまちづくりを見直し、各自治体が有する特性や資源、社会資本などを相互に補完し、有効に活用していくための連携方策を多面的に検討していくことが必要です。

(3) 男性と女性の連携（男女の平等／男女共同参画型社会）

- ▶男女平等教育の推進に加え、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法整備が進み、男女平等意識の高揚や女性の社会参加に対する支援が強化される一方、従来からの性別による役割分担意識や偏見などが依然として残っているのが現状です。男女がそれぞれの個性や能力を認め合い、それらが家庭や地域、職場などで十分に発揮され、責任を担い合う男女共同参画社会*を構築していく必要があります。

（本市における将来展望）

伝統文化・芸術・スポーツ団体の活動、ボランティアによる活動のほか、環境保全や福祉、交流事業等を行うN P O*法人の活動など、目的に応じて組織された各種の団体によるコミュニティ活動が展開されています。新しく転入してきた住民と従前から住んでいる住民との交流を進めるなど、本市の地域特性にあった市民協働のシステムを整えていく必要があります。





つくばみらい市総合計画

第2編 基本計画

序 章

“みらい”を担う子どもたちに誇れるまちをつくるために
(重点施策)

基 本 計 画





新基本計画重点施策

“みらい”を担う子どもたちに誇れるまちに向けて

本市は、鬼怒川、小貝川、牛久沼などの水辺環境、優良な田園地帯など水と緑に育まれ、あたたかい心が通じ合う暮らしのある豊かな住環境があります。

全国的な人口減少や少子高齢化の進行、経済も情報も人をあらゆるものがグローバル化*する時代の中で、この豊かな環境を守り、後世に残していくことが、次代を担う子どもたちが誇れるまちとなるのではないでしょうか。

そのため、首都圏及び全国のさまざまなニーズや時代のニーズをいち早く察知し、市の持つポテンシャルを最大限に引き出すまちづくりを進め、市民・事業者・行政が知恵と力を出し合い、緊密な連携を図り、さまざまな行政課題に積極・果敢に取り組んでいく必要があります。このようなことから、新基本計画において展開する施策・事業を横断的にまとめ、平成24年度からの6ヶ年間で重点的に行う施策を重点施策として位置付けました。今後は、本施策に位置付けられた内容に該当する事業について、重点的に展開していきます。





ようこそ！“みらい”のまちへ

…行きたくなる、住みたくなるまちをつくろう…

「知りたい」から「訪れたい・行きたい」へ、そして「進出したい・暮らしたい・住みたい」につながる「まちづくり」に取り組み、先進的な取り組みを最大限に活かしながら、これまで蓄積されてきた優れた資源を活かし、人や企業を引きつける都市としての魅力、優位性を確立していきます。

- 広域道路網へのアクセス性の向上を図る事業
- 地域経済の発展と雇用促進に向けた企業誘致等に関する各種関連事業
- 農産物のブランド化など市の魅力・実力を発信するシティプロモーション*に関する事業
- 市内定住促進のための市民交流関連事業
- あたたかい心を大切にした地域コミュニティ*支援事業



いいよね！ 生活便利な“みらい”のまちへ

…子どもも大人も高齢者もうれしい、誰もが便利に感じるまちをつくろう…

安心で便利な生活道路や公共交通網の充実、地域で買い物ができる場所の充実、子育て家庭が不自由なく暮らせる環境の充実、高齢者が暮らしやすい環境の充実に努め、誰もが安全安心で便利に暮らせる「まちづくり」に取り組みます。

- 日常生活の主要な動線として機能する生活道路や公共交通網の整備に関する事業
- ライフスタイルの多様化に適した子育て支援策の向上を図る事業



希望があるね！ 明るい“みらい”に投資するまちへ

…子どもから高齢者まで希望の持てる、みんなを大切にしたまちをつくろう…

「子どもは社会全体で育む」という視点に立った充実した教育環境を構築し、未来の希望でもある子どもを地域社会の宝と考えたまちづくりを進めます。そして、誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりを進め、子どもから高齢者まで希望の持てる、未来への投資を欠かさないまちづくりを進めます。

- 健やかに夢や希望を持って育つ、連続性・独自性のある教育環境の充実に関する事業
- 市民誰もが生涯を通じて安心して健やかに暮らせる健康と福祉に関する事業



安心だね！ 量より質を重視した“みらい”のまちへ

…ハード・ソフト両方が安心な持続可能なまちをつくろう…

市民が、安心して安全に暮らせる環境をつくり、将来にわたって市民の生命と財産を守っていくことは行政の重要な役割の一つです。そのため、ハード・ソフト両面の施策の展開によるまちの安全安心性の向上を図るとともに、「質の改革」への転換を図る行財政改革をいつそう推進し、市民との信頼関係をさらに高めながら、行政全体として、将来にわたって持続可能な質の高い自治体運営を目指します。

- 災害時に、市民の命を守り、生存と生活を確保するための事業
- 住民参画による協働のまちづくりに取り組む事業
- 行政サービスの向上と行財政改革の推進による持続可能な自治体経営に関する事業

第1章

みんなを結ぶ“みらい”のまち (都市基盤の整備)

基本計画



第1節 計画的な土地利用の推進	31
第2節 道路の整備	35
第3節 公共交通の整備	38
第4節 交流拠点・地域拠点の整備	41
第5節 河川等の整備	44
第6節 情報通信基盤の整備	46



第1節

計画的な土地利用の推進

●● 現況と課題

本市は、自然環境と都市環境が共存するまちです。市内には小貝川、鬼怒川という二大河川が流れ、小貝川沿いの低地部は広大な水田地帯となっています。また、東部や西部は丘陵地で、畠地や低地林が広がっていますが、住宅団地や工業地域、ゴルフ場なども造成され、都市機能の強化も図られています。

平成23年1月時点での土地利用状況は、地目別に見ると市域全体（79.14 km²）のうち、農地が約51%（40.49 km²）、山林が約5%（4.24 km²）で、宅地は、約12%（9.78 km²）となっています。

一方、法律的な位置付けから見ると、本市は、首都圏整備法*による近郊整備地帯*となつており、本市の全域がつくばみらい都市計画区域*として指定され、このうち7.73 km²が市街化区域*に、残る71.41 km²が市街化調整区域*に指定されています。市街化区域*については、都市的な機能を有した計画的な土地利用を推進し、市街化調整区域*については自然環境の保全等を図りながら、時代のニーズや地域の状況にあわせた柔軟で適正な土地利用を進めていく必要があります。

また、本市は東京都心から40 km圏内という立地から、常磐自動車道谷和原インターチェンジ（以下、ICと表示）の開設や常総ニュータウン絹の台地区の開発などさまざまな広域的プロジェクトが進められてきました。現在では、みらい平駅周辺地区において、平成24年度事業完了を目指して土地区画整理事業*が進んでいます。戸建て及び共同住宅などの建設が進み、地区内人口も増加しているほか、みらい平駅周辺や地区を横断する県道周辺には商業施設が出店し、誘致施設用地においても企業の流通部門が進出しています。今後は、引き続き地籍調査*（国土調査）を進め正確な土地のデータの整備を図り、自然環境と都市環境のバランスのとれた計画的な土地利用を誘導するとともに、常磐自動車道谷和原ICやつくばエクスプレスみらい平駅といった広域的交通要衝のもたらす利便性を十分活用した、周辺都市にも劣らない魅力あるまちづくりが求められています。

表一 地目別土地利用面積

（単位：km²）

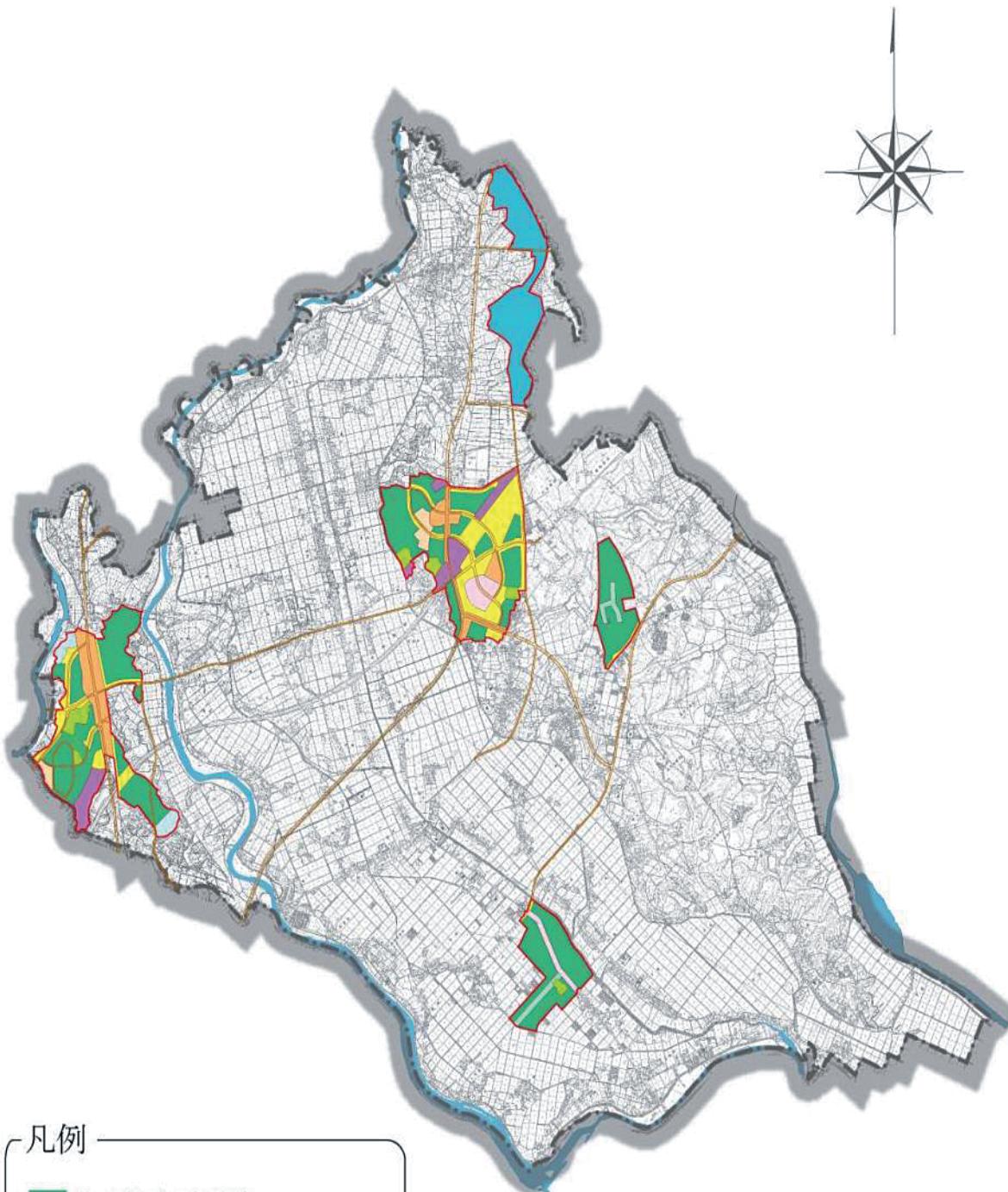
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
田	27,413	27,399	27,375	27,311	27,303	27,270
畠	13,529	13,479	13,458	13,345	13,269	13,223
宅地	9,050	9,233	9,405	9,495	9,585	9,777
山林	4,423	4,386	4,336	4,256	4,248	4,241
原野	479	465	425	416	403	374
雜種地	4,957	5,029	5,083	5,310	5,461	5,423
その他	19,289	19,149	19,058	19,007	18,871	18,832
総面積	79,140	79,140	79,140	79,140	79,140	79,140

※各年1月1日現在の面積を集計

資料：税務課



用途地域図



平成 23 年 12 月現在



●●・ 基本方針

- 自然環境と都市環境の調和を基本とし、低炭素*都市づくりも考慮した適切な土地利用を目指し、総合的かつ計画的な土地利用の推進を図ります。
- 多様な制度、手法を活用し、横断的で柔軟な体制によるまちづくりを推進します。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
みらい平地区人口	6,800人	12,000人	地区内人口の増加を目標とします。
昼夜間人口比*	86.6% (平成17年度)	86.6%	市内における昼間の通勤・通学人口の維持を目標とします。
地籍調査*の調査完了率	7.4%	14.3%	計画的に着実な進行を図るため、地籍調査*事業第6次10カ年策定計画に基づいた調査実施を目標とします。
地区計画の見直し	－	2地区	計画的な土地利用を図るため、新たな地区計画の決定や見直しを進めていくことを目標とします。

●●・ 施策の方向

項	目
適切な土地利用の誘導	都市構造の構築
	地籍調査の実施
計画的な市街地の整備	活力あるまちづくりの推進

●●・ 施策の内容

【適切な土地利用の誘導】

■ 都市構造の構築

- ・まちづくりに当たっては、自然環境と都市環境の調和を基本とした適切な土地利用を誘導し、地域の実情に合わせた計画的な整備を推進します。
- ・変化する社会経済情勢や国、県、周辺自治体などの動きとの関わりの中で、都市計画マスター・プラン*の見直しを含め、計画的かつ総合的な土地利用を段階的に推進します。
- ・市街地の整備については、「交流拠点」であるみらい平駅周辺地区及び小絹駅周辺地区、また、「地域拠点」である谷井田地区及び伊奈東地区のまちづくりを推進します。
- ・良好な住環境整備や企業立地を促進するため、地区計画制度*をはじめとした都市計画制度等を積極的に活用し、計画的な土地利用を図ります。また、地域の要望や周辺の土地利用の状況を勘案しながら、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、柔軟な変更・見直しを行いつつ、適正な土地利用を推進します。
- ・つくばエクスプレス沿線都市のイメージアップと付加価値の向上を目的として、沿線自治体と連携しながら、「低炭素*都市づくり」に関する具体的取り組みについて、地域の実情を勘案しながら、具体的な事業を検討し、推進します。



■地籍調査の実施

- ・みらい平駅を中心とした周辺の開発事業に伴う土地取引の増加や、市の都市計画に対応し、土地の適正な保全と合理的な利活用を図るため、計画的に地籍調査*事業を進めます。
- ・土地所有者の理解と協力を得るために、PR活動を充実するとともに、市の他事業との相互協力をいっそう強化します。

【計画的な市街地の整備】

■活力あるまちづくりの推進

- ・地方分権社会に対応し、地域の実情を考慮したまちづくりを進めるため、本市で活用すべき国・県等の各種制度を積極的に活用します。
- ・都市づくりの先導的な役割を果たすような特定の取り組みや緊急に対応すべき事業については、適宜プロジェクトチームを編成し、横断的で柔軟な体制を確立します。
- ・拠点整備や都市施設整備においては、PF1事業*や指定管理者制度*など民間のノウハウを有効に活用した事業を検討するほか、民間による良好なまちづくり事業への支援など、多様な手法による事業の推進を図ります。



第2節

道路の整備

●● 現況と課題

本市の道路体系は、西部に国道 294 号、北部に国道 354 号、ほぼ中央には常磐自動車道が整備され、14 本の県道が市内を走っています。そのほか、現在、つくばエクスプレスと並行して埼玉県三郷市からつくば市までをつなぐ都市軸道路*の整備などが進められている状況です。

広域的な道路体系の充実は、本市の活力を向上する上でも非常に重要なものです。そのため、国道や県道の整備促進について、近隣市と調整を図りながら関係機関への要望活動を行うなど、今後も積極的な取り組みを進めていく必要があります。特に都市軸道路*は、茨城県内においては既に守谷市から当市成瀬地区まで開通していますが、平成 25 年度にはみらい平駅周辺地区まで開通する予定です。今後は、つくば市及び埼玉県三郷市の外郭環状道路まで 4 車線での早期完成が望まれています。

市内の生活道路等については、歩道と車道の区分のない道路や狭い道路が多いことに加え、主要道路の交通渋滞を避けるための抜け道として利用されることなど多く、危険が生じている状況です。そのため、道路改良等を実施することにより、これらを改善していくことが求められています。また、みらい平駅周辺地区などにおける新設道路においては、人と車の安全な通行を確保するため、交通安全施設の整備を進める必要があります。さらに、新設道路の供用に伴い市が管理する道路施設が増加しており、街路樹のせん定や除草作業等の維持管理に係るコストが増加傾向にあります。これらのことを踏まえながら、本市では、広域的な道路体系を充実させるとともに、子どもや高齢者をはじめすべての方に安全な道路、環境や防災に配慮した道路など、多様な機能を十分に発揮させる道路づくりに取り組んでいく必要があります。

表一 都市計画道路一覧

路線番号	路線名称	計画幅員 (m)	計画延長 (m)
3 2 1	小張・南太田線	30	2,550
3 2 2	弥藤次線	30	630
3 3 3	高岡・谷井田線	25	5,690
3 3 4	間ノ原・弥藤次線	25	990
3 4 5	新田浦・出山線	18	670
3 4 6	小島新田・小張線	18	3,960
3 4 7	間ノ原線	16	420
3 2 8	守谷・伊奈・谷和原線	30	1,640
3 3 9	筒戸・細代線	25	3,800
3 5 10	細代線	12	730
3 4 11	大山・茶畠線	18	1,740
3 4 12	玉台橋・西櫛戸線	16	6,220
3 4 13	守谷・小絹線	16	2,660
3 4 14	小絹停車場・大谷津線	16	1,220
3 4 15	小絹・筒戸線	16	1,530
3 2 16	東櫛戸・台線	30	5,580
3 2 17	東櫛戸線	30	370
3 2 18	田村・東櫛戸線	20	1,610
3 4 19	田村・西櫛戸線	16	550
3 4 20	合ノ内・原山線	20	1,010
3 2 21	守谷・伊奈・谷和原線	30	3,090
3 3 22	南・中原線	27	880
3 4 23	台線	16	1,010
3 4 24	中原線	18	680

* 東櫛戸字細久保及び小張字弥藤次地内に駅前広場を設ける。

* 小絹字下宿地内に駅前交通広場を設ける。

資料：都市計画課（平成 23 年 1 月現在）



●●・ 基本方針

- 広域や地域間交流を推進するため、総合的な道路体系の充実に向けて、引き続き関係機関への要望活動を行います。
- 市民生活に密着した生活道路については、安全性とともに快適性を高めるなど、人に優しい道路としての維持、整備を推進します。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
合併特例債*事業となっている「(仮称)豊体横町下宿線」・「東横戸台線」整備事業の進ちょく率	35.4%	100%	事業の進ちょく状況の把握を行いながら、事業完了を目指します。
合併特例債*事業となっている市道整備事業の進ちょく率	9.5%	100%	事業の進ちょく状況の把握を行いながら、事業完了を目指します

●●・ 施策の方向

項	目
広域交通道路網の整備促進	国・県道等の整備促進
	市道等の整備
市内生活道路等の整備	魅力ある道路環境の整備
	適切な道路の維持管理

●●・ 施策の内容

【広域交通道路網の整備促進】

■国・県道等の整備促進

- ・常磐自動車道と直結し、成田や横浜方面へつながる首都圏中央連絡自動車道の早期建設・供用について、県やその他の市町村と協力し、国等への要望活動を引き続き実施します。
- ・高速道路の利便性を高めるため、常磐自動車道の谷和原ICから谷田部IC間にスマートIC*の設置を検討します。
- ・近隣市との交流を効果的に進めるため、広域幹線道路*や地域幹線道路*の整備について、近隣市との調整を図りながら、県に対して要望を行います。
- ・みらい平駅を中心とした広域的な道路体系の構築に向け、都市軸道路*の整備促進について、県をはじめとした関係機関に働きかけを行います。



【市内生活道路等の整備】

■ 市道等の整備

- ・広域幹線道路*や地域幹線道路*の整備を促進するとともに、集落間交通や集落内交通の利便性の向上を図るため、「つくばみらい市道路体系整備計画」に基づき、市内幹線道路及び集落内道路など道路網の整備を行います。
- ・「(仮称)つくばみらい市歩道整備計画」を策定し、安全な道路づくりを推進します。
- ・道路交通を円滑化させるため、交差点の改良整備に努めるほか、安全・安心な道路交通環境に向けて、歩道の設置など歩行空間を確保します。

■ 魅力ある道路環境の整備

- ・道路の快適性を高め、地域住民のふれあい空間としての活用を図るため、沿道の緑化と定期清掃を推進します。
- ・人と車の安全な通行を確保するため、街路灯、防護柵、道路標識や反射鏡などの交通安全施設の整備を進め、安全な道路づくりを推進します。
- ・歩道のバリアフリー化*を図り、段差解消や点字ブロックを配置するなど、高齢者や障がいのある人に配慮した、人に優しい道路づくりを推進します。

■ 適切な道路の維持管理

- ・定期的なパトロールの実施とともに、破損箇所等の早期発見、早期補修など、道路の適切な維持管理に努めます。また、橋梁等に関しても、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理に努めます。
- ・道路台帳*の統合システム化に伴い、道路管理上の基礎的事項（区域・構造・占用物件等）の情報のみならず、道路境界資料等をシステムに反映させるなど、さらに有効な管理活用を推進します。
- ・市民生活に密着した身近な道路については、地域の魅力を高めるため、市民が主体となって行う清掃等の維持管理を促進します。



第3節

公共交通の整備

●● 現況と課題

平成 17 年 8 月のつくばエクスプレスの開業により、関東鉄道常総線及び J R 常磐線に加え、新たな鉄道交通が整備され、鉄道による市民の移動性は格段に向上することとなりました。開業 6 年目で、つくばエクスプレスの利用客は 1 日平均 28.3 万人となり、みらい平駅の乗降客数も定住人口の伸びと比例し、1 日平均約 3,100 人と順調に伸びています。

しかし、路線バスの運行路線は一部地域に限られているため公共交通空白地域*が多く、結果として市内の自家用車保有率が高い状況です。そのため、本市では、移動手段として自家用車の利用が大半を占め、通勤時などに交通渋滞となっている地域もあります。

また、みらい平駅周辺地区における居住者の増加や高齢化社会の到来により、交通弱者といわれる高齢者の増加が予想されるなど、市内の公共交通ニーズに変化が生じてきています。

このため、つくばエクスプレスや関東鉄道常総線と、路線バス、タクシー、コミュニティバス*など、各種公共交通の連携による、地域全体を考えた、持続可能性が高くだれもが利用しやすい公共交通ネットワークを形成し、住みよいまちづくりの推進を図る必要があります。

さらに、沿線の自治体と連携し、つくばエクスプレスの東京駅への延伸や快速電車の停車など利便性向上のための要望活動を行う必要があります。

●● 基本方針

- 住みよいまちづくりに向けて、広域的な視点に基づきながら、市内全体の公共交通体系の構築に努めます。
- 市民の交流と市内移動の円滑化に向け、コミュニティバス*の運行等により、公共交通の充実を図ります。
- 鉄道駅へのアクセス性を向上させ、つくばエクスプレスや関東鉄道常総線利用者の利便性向上に努めるほか、鉄道沿線地域のイメージアップを図ります。

指標名	実績値 (H 23 年度)	目標値 (H 29 年度)	指標の考え方
公共交通機関に対する市民満足度	—	50%以上	公共交通に対する意識調査における市民の公共交通に関する満足度の向上を目指します。
コミュニティバス*等利用者数 (1月当り)	3,400 人 / 月	3,700 人 / 月	市民に利用されるコミュニティバス*等として、利用者数の確保を図ることを目指します。



●● 施策の方向

項	目
公共交通体系の構築	広域公共交通の充実
交通空白地域対策	公共交通システムの再編
	路線バスの運行促進
鉄道利用の充実	鉄道の利便性向上

●● 施策の内容

【公共交通体系の構築】

■ 広域公共交通の充実

- ・住みよいまちづくりを推進するため、鉄道、路線バス、コミュニティバス*、デマンドタクシー、タクシー、さらには自家用車や自転車なども含めた、より利用しやすい公共交通体系の構築を図ります。
- ・公共交通を充実させるため、広域的な視点のもと、つくばエクスプレスや路線バス、さらには近隣市で実施しているコミュニティバス*などとの連携について検討を進めます。

【交通空白地域対策】

■ 公共交通システムの再編

- ・交通空白地域*に住む交通弱者（車を持たない高齢者や児童等）などの買物や通院等の移動手段を確保するため、市内の公共交通体系を勘案しながら、より多くの市民が利用できる公共交通システムを構築します。

■ 路線バスの運行促進

- ・市民の交通手段を確保するため、路線バス事業者に対し、既存路線の維持を要請するとともに、採算性の向上を図るため、関係機関と連携した利用促進方策の検討や利用状況に応じた運行見直しなど、利用者の需要に応じた路線編成となるよう働きかけます。
- ・長期的視点に立ち、鉄道とバスの機能分担と連携によるバスネットワークの形成に取り組みます。

【鉄道利用の充実】

■ 鉄道の利便性向上

- ・「交流拠点」であるみらい平駅・小絹駅周辺地区は、鉄道駅につながる路線バスやコミュニティバス*など公共交通機関を充実させることなどにより、駅利用の利便性の向上を図ります。
- ・つくばエクスプレスの利便性向上を図るため、関係自治体と連携して、鉄道事業者などに対し、増便・増結・快速電車のみらい平駅への停車や東京駅への延伸についての要望活動を実施します。



- ・つくばエクスプレスや関東鉄道常総線の利用拡大及び沿線地域のイメージ向上を図るために、関係自治体と連携して、効果的な広報活動等を展開します。
- ・みらい平駅・小絹駅周辺については、パーク＆バスライド^{*}、サイクル＆ライドなど公共交通の利用を促す諸施策と連携しながら、駐車需要に応じた駐車場・駐輪場の整備や有効活用方策を検討し、市民生活の利便性向上を図ります。



第4節

交流拠点・地域拠点の整備

●● 現況と課題

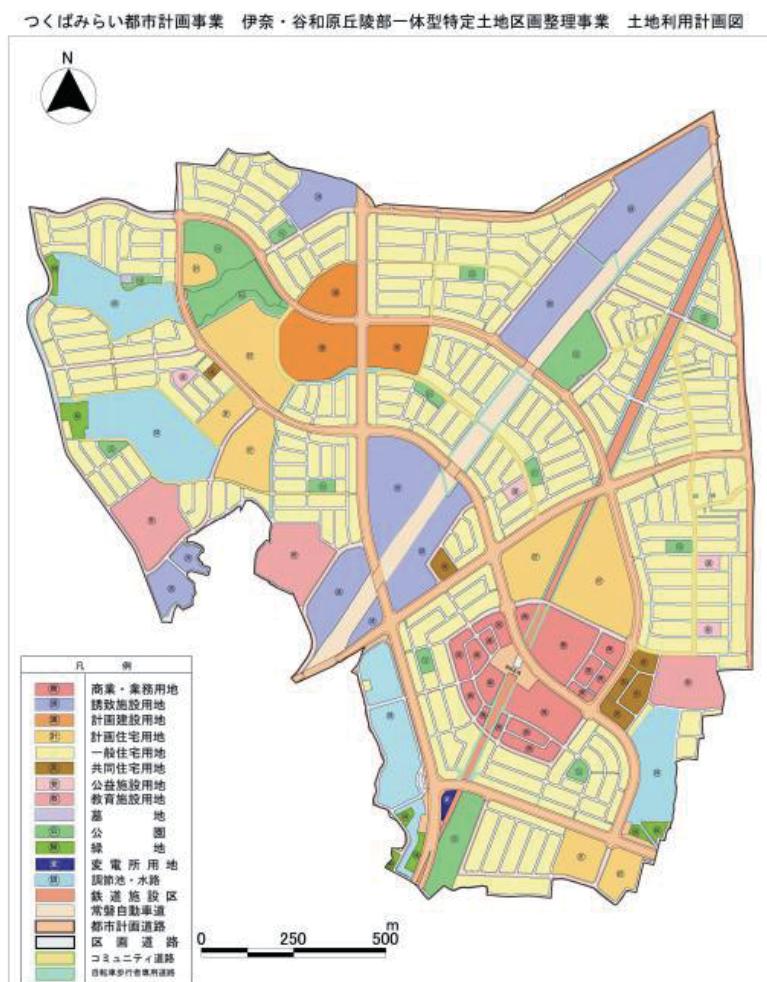
本市では、交流拠点として、みらい平駅周辺地区及び小絹駅周辺地区の市街地を、また、地域拠点として、谷井田地区及び伊奈東地区の市街地を位置付けています。

みらい平駅周辺地区を中心とした土地区画整理事業^{*}については、平成24年度の事業完了に向けて都市計画道路^{*}、区画道路、上下水道、造成工事等の更なる整備促進を図っていますが、上下水道、道路等のインフラ整備に比べ、行政窓口や地域の集会施設、小・中学校等の公共公益施設整備などが課題となっています。また、住宅市場は社会情勢、経済状況など複合的要因により影響を受けることから、つくばエクスプレス沿線開発が進む他都市との競合が避けられない本市では、定住化を促進するため、多面的な見地から需要を喚起していくことが重要です。

小絹駅周辺市街地については、絹の台等の住宅地が整備されているほか、常磐自動車道谷和原ICや国道294号があるなど交通の要所となっています。しかし、隣接する守谷市と比較すると商業施設が少ないなどの課題もあります。また、国道294号及び常総ふれあい道路が整備されているものの、朝夕の交通渋滞が激しく、狭あいな既存市街地内道路が抜け道となっているため、良好な住環境づくりにおいて、それらへの対策が必要です。

一方、地域拠点となるている谷井田地区及び伊奈東地区は、市街化区域^{*}に指定されていますが、まちの開発から時間が経過しており、閉店する店舗等も増え、活力が低下している状況です。交流拠点と連絡する道路を整備することなどにより利便性を高め、これらの地区的活力を取り戻すための取り組みが必要となっています。

今後も、交流拠点と地域拠点のそれぞれの役割を認識しながら、道路の整備や都市的機能の整備を図りつつ、地域の発展に寄与する効果的なまちづくりを進めることが重要です。





●● 基本方針

- 交流拠点となるみらい平駅周辺地区及び小絹駅周辺地区について、広域道路ネットワークの構築などにより、良好な市街地の形成を図ります。
- 地域拠点となる谷井田地区及び伊奈東地区について、交流拠点との連絡網の整備を促進するとともに、良好な住環境の整備や商業系の立地誘導を図ります。
- 交流拠点と地域拠点の連携により、相乗効果を生み、地域全体の活力向上につながるまちづくりを進めます。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
合併特例債事業*となっている「地区幹線3号」の事業進ちょく率	7.7%	100%	事業の進ちょく状況の把握を行いながら、事業完了を目指します。
都市計画道路*「守谷・小絹線」の整備進ちょく率	28.4%	100%	事業の進ちょく状況の把握を行いながら、事業完了を目指します。

●● 施策の方向

項	目
交流拠点の整備	みらい平駅周辺市街地の整備
	小絹駅周辺市街地の整備
地域拠点の整備	住宅系市街地の整備
拠点間の連携と波及	交流拠点と地域拠点の連携
	整備効果の地域全体への波及

●● 施策の内容

【交流拠点の整備】

■みらい平駅周辺市街地の整備

- ・交流拠点として、居住機能を中心に業務・商業機能を併せ持つ魅力ある複合市街地の形成を目指します。
- ・土地区画整理事業*の推進を図りながら、使用収益開始された土地が順次、有効に土地利用されるために、本地区内外の情報を収集し、定住化の推進に係る施策へ反映させていきます。
- ・都市軸道路*の一部である都市計画道路*東櫛戸・台線の整備を促進し、みらい平駅周辺地区と近隣地区との連携が図れる広域交通道路網を実現し、都市機能の円滑化による地域振興を図ります。

■小絹駅周辺市街地の整備

- ・交流拠点として、まちの成熟化を進め、より良好な市街地の形成に向けて都市機能の充実を図ります。
- ・小絹駅周辺地区と守谷市守谷駅周辺地区とを結ぶ、都市計画道路*守谷・小絹線の整備を推進します



【地域拠点の整備】

■ 住宅系市街地の整備

- ・谷井田地区・伊奈東地区の市街地は、地域拠点として、ともに良好な住環境の整備を促進します。また、地域住民の生活基盤となる商業系の立地誘導を図ります。
- ・道路の整備に当たっては、歩行者の安全を確保するため、歩道の設置を図ります。また、既成市街地において歩道の設置が困難な箇所については、歩道空間の確保など、歩行者に配慮した改善を図ります。

【拠点間の連携と波及】

■ 交流拠点と地域拠点の連携

- ・交流拠点であるみらい平駅周辺地区及び小絹駅周辺地区との連絡道路となる、広域幹線道路*や地域幹線道路*の整備を促進します。
- ・交流拠点と各地域拠点を結ぶ公共交通の充実を図り、鉄道駅と連携した公共交通網の充実による日常生活の利便性の向上を図ります。
- ・地域全体の発展を支える交流拠点、周辺地域の市民の交流を育む地域拠点、それぞれの持つ機能を補完しあいながら発展させていくため、都市機能の充実に努めます。

■ 整備効果の地域全体への波及

- ・拠点の持つ高度な都市機能を、市全体の中で享受できるよう、交流拠点・地域拠点へのアクセス性の向上を図りながら、既存集落に住む地域住民の利便性を向上させ、住みよい環境として充実を図ります。
- ・交流及び地域拠点と周辺集落との利便性を高める公共交通システムを構築し、日常生活の利便性の向上を図ります。



第5節

河川等の整備

●● 現況と課題

本市には、一級河川に指定された河川として、鬼怒川、小貝川、西谷田川、高岡川、中通川、谷口川及び真木川があります。これらの河川は、治水対策だけでなく農業用水にも利用され、水害防止や環境を保全する上から、計画的な改修及び整備が進められています。しかし、依然として大雨によるたん水被害*が生じている地区があり、市内に降った雨水の排水機能、流域の面積に耐えうる河川の改修整備が遅れている状況です。

また、急速な都市化の進展に伴う河川を取り巻く著しい環境の変化は、河川の持つ治水機能の低下と環境悪化を招いており、安全で快適な都市づくりを進めていくためには、河川の整備を積極的に進めていくことが求められています。

小貝川については、昭和61年8月の台風10号による大雨により危険な状況となったため、河川災害復旧事業等により堤防のかさ上げ工事が実施され、堤防の強化が図られましたが、大雨による出水時には、周辺の河川等への影響も含め十分に警戒する必要があります。

また、中通川についても、茨城県が事業主体として河川改修工事が実施されていますが、流下能力が低く、小貝川への排水能力も十分でないため、台風や集中豪雨の際に、周辺に被害を及ぼしている状況であり、早期の改修完了が望まれています。

本市では、今後も引き続き、防災機能の強化やみらい平駅周辺地区の雨水の受皿として、計画的な河川の改修・整備を促進するとともに、水辺環境に配慮した安全で親しみやすい河川環境の保全・活用を図っていく必要があります。

●● 基本方針

- 市内の各河川について、浸水被害の防止・解消など、防災機能の強化に向けた改修・整備を促進します。
- 水辺空間の保全に配慮した各種河川整備や河川美化・浄化の推進など、河川環境の保全・活用を進めます。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
河川改修事業促進 要望回数	3回	3回	期成同盟会での要望（1回／年）を毎年行い、継続的な要望活動の実施を目標とします。



●● 施策の方向

項	目
河川・水路等の整備促進	河川の保全・整備
	水路等の維持管理
河川環境の保全・活用	河川美化・浄化の推進

●● 施策の内容

【河川・水路等の整備促進】

■ 河川の保全・整備

- 市内を流れる一級河川について、国・県等関係機関と十分な調整を図りながら、防災機能の強化に向けた改修・整備を促進します。

■ 水路等の維持管理

- 浸水被害の防止・解消を図るため、浸水の危険性がある河川や排水路について、緊急性等を勘案しつつ、計画的に整備を進めます。
- 河川管理施設の機能を常に最大限に発揮できるよう、必要に応じて関係施設の点検及び整備に努めます。

【河川環境の保全・活用】

■ 河川美化・浄化の推進

- 市民に、河川と生活との関係を正しく認識してもらい、河川美化・浄化意識の高揚を図るために、清掃活動（クリーン作戦）等の実施を継続します。



第6節

情報通信基盤の整備

●● 現況と課題

近年の情報通信技術の飛躍的な進歩は、インターネットに代表される高度情報化社会の到来をもたらし、社会のさまざまな分野に多大の影響を与えています。

我が国情報通信インフラは、国際的な比較においても世界最高水準に達しているとされています。近年約10年の間で、インターネット接続のブロードバンド（高速・大容量通信）化が拡大し、携帯電話からのインターネット利用も一般化しています。また、音声や動画の配信サービス、さらにブログ*、SNS*など利用者参加型のコミュニティサービスなどの新たな情報通信技術を活用したサービスも急速に普及し、市民生活に情報通信技術が深く浸透してきています。

今後は情報通信インフラについても重要なライフライン*の一つとして、市内全域における光ファイバー網*の整備を図るとともに、市民誰もが情報化による利便性を享受でき、利用しやすいユニバーサルデザイン*に配慮した利用基盤の整備・充実や、防災や見守りなど安全安心なまちづくりにおけるツールとしての活用を図っていく必要があります。

しかし一方で、情報通信サービスを安全安心に活用するためには、情報モラルや情報活用能力、セキュリティ対策の徹底といった解決すべき課題が多くあります。

●● 基本方針

- 光ファイバー網*の市内全域の整備を目標に、地域の活力をはぐくむ情報基盤の充実に取り組むとともに、地域情報化の推進に努めます。
- 行政内部の情報通信技術環境の充実や情報セキュリティ対策の構築を図り、情報環境の整備を進めます。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
光ファイバー世帯 カバー率	90.3%	100%	未整備地区ゼロを目指します。



●● 施策の方向

項	目
情報環境の整備	地域情報化の推進
	電子自治体の推進

●● 施策の内容

【情報環境の整備】

■ 地域情報化の推進

- ・高度情報通信ネットワーク社会の構築を図るため、通信事業者や電気事業者に対し、情報インフラとしての光ファイバー網^{*}の整備を積極的に働きかけます。
- ・多様化する市民のニーズに対応し、通信基盤の最適な整備を、技術革新や実用化の進展動向を踏まえながら事業者との連携のもとに推進します。

■ 電子自治体の推進

- ・行政事務の効率化のために構築した行政情報ネットワークを十分に活用することにより、情報の共有化・事務の円滑化に努めます。
- ・市民への情報の迅速化や利用しやすさの向上を図るため、ホームページの更なる充実や、情報提供方法を検討します。
- ・市民サービス向上のため、「電子自治体^{*}」の基盤として、国内全市町村を結ぶ住民基本台帳ネットワーク^{*}の運用や、各種情報提供などの電子的行政サービスの充実を図ります。
- ・自治体クラウド化^{*}を目標に県や他市町村共同によるシステム開発、管理運営手法について研究し、開発コストの削減や事務の効率化を図ります。
- ・各種研修の充実など、職員一人ひとりの情報処理能力を高めるための人材育成を図ります。
- ・情報セキュリティポリシー^{*}に基づき、本市の保有する情報資産の管理における安全性を確保します。また、電子自治体^{*}の構築に当たっては、システムの冗長化等により安定したサービスの提供を確保するとともに、個人情報等の漏えい防止策を講じます。

第2章

うるおいのある快適で安心なまち (生活環境の整備)

基本計画



第1節 環境に配慮したまちづくり	51
第2節 公園・緑地の整備	54
第3節 消防・防災対策	57
第4節 防犯・交通安全対策	60
第5節 上水道の整備	63
第6節 公共下水道・農業集落排水施設等の整備	66
第7節 ごみ処理対策	70
第8節 住宅環境対策	73



第1節

環境に配慮したまちづくり

●● 現況と課題

本市の身近な環境問題としては、つくばエクスプレスの開業など、都市化の影響による自然環境の減少が挙げられます。本市は緑豊かな市で、まだまだ自然のままの丘陵や山林も豊富ですが、近年のみらい平駅周辺地区の開発によって、自然とふれあう場は減少している状況にあります。

このような自然環境問題への取り組みとして、茨城県緑地環境保全地域の指定による自然環境の保護活動など、今後も自然と人間とが共生できる社会づくりに努めるとともに、本市の魅力である田園風景や筑波山、富士山などが眺望できる自然的景観と、みらい平駅周辺地区のような都市的景観が融合し大切に残していくように、景観行政団体^{*}となり、景観まちづくりを取り組むことが必要です。

宅地開発に伴う人口の増加や、生活水準の向上により生活排水が増加し、水質保全に対する必要性が認識されるようになってきました。法的にも水質汚濁防止法で生活排水対策の規定が組み込まれ、国や県はもとより市町村とその住民の責務が明確化されています。したがって、今後も生活排水処理施設（公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽^{*}）の整備や設置を進めるとともに、市民へ水質保全の啓発活動を実施し、市民協力のもと生活排水を適正に処理する必要があります。

また、騒音・振動といった公害への対策、野焼きによる大気汚染や悪臭への対応、農薬等薬剤の適正使用についての啓発、産業廃棄物の不法投棄の監視・指導など、多岐にわたる取り組みが求められています。

国ではこれまで、新たな環境問題に対応していくための基本理念を定めた「環境基本法」（平成5年）を制定、平成6年には「環境基本計画」を策定し、計画の基本理念実現に向けた取り組みが展開されています。本市においても、平成19年3月に平成28年度を目標年度とした「つくばみらい市環境基本計画」を策定し、幅広い分野での環境問題に取り組んでいます。

また、市民参加の取り組みとして、市内一斉清掃の実施や環境の美化、公共施設里親制度^{*}を活用したボランティアによる市道や公園の清掃等が行われています。

●● 基本方針

- 既に策定されているつくばみらい市環境基本計画のほか、つくばみらい市地球温暖化対策実行計画や、つくばみらい市景観計画などを策定し、これらに基づき、環境行政を総合的に推進します。
- 本市の魅力である田園風景や、山林、水辺空間を将来に継承し、今後も自然と人間とが共生できる環境づくりに努めます。
- 衛生的で安全な生活環境を確保するため、市民の意識高揚を図るとともに、関係機関との連携を強化しながら環境衛生の向上を図ります。



指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
つくばみらい市景観計画の策定	準備	策定	景観計画・景観条例・規則の施行を目標とします。
一斉清掃への参加者の確保	世帯数の 35%	世帯数の 50%	毎年 3% 程度の伸びを努力目標として、一斉清掃の参加者の拡大を目標とします。
環境に対する苦情件数	8,100 件 / 年	7,500 件 / 年	毎年 1% 程度の減を努力目標として、環境に対する苦情件数の減少を目標とします。

●●● 施策の方向

項	目
環境行政の総合的推進	環境基本計画の展開
	地球温暖化対策の推進
	良好な景観形成の推進
自然環境の保全・整備	地域環境の保全
	水環境の保全
環境衛生の向上	生活環境の保全
	動物飼育に関する啓発
	鳥獣対策の推進

●●● 施策の内容

【環境行政の総合的推進】

■環境基本計画の展開

- つくばみらい市環境基本計画に基づき、総合的な地域環境施策を推進し、人と自然の共生を見据えた良好で快適な環境の保全・創出を図ります。

■地球温暖化対策の推進

- つくばみらい市地球温暖化対策実行計画に基づき、省資源、省エネルギーへの取組などを促進しながら、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減を図ります。

■良好な景観形成の推進

- 市内の良好な景観形成に向けて、景観法による景観行政団体*の認定を受けるとともに、景観計画策定準備委員会を開催し、本市における取組方針を策定します。景観計画策定後は、景観条例の制定を目指します。
- 主に沿道における美観を保護するため、ボランティア団体の協力を得ながら、まちの違反広告物追放推進制度により違反広告物の撤去活動を進めます。



【自然環境の保全・整備】

■ 地域環境の保全

- ・豊かな自然環境の保全・創出に努め、市民の憩いと交流の場、子どもたちの自然体験や学習の場としての活用を図ります。
- ・自然とふれあえる場を守り、快適な地域環境を保全するため、地元の方々やボランティアの協力を得ながら、自然環境の保護・保全に努めます。
- ・多様な動植物の生息環境に配慮したまちづくりを進めます。

■ 水環境の保全

- ・生活排水については、全ての世帯の生活雑排水を汚水処理施設等で処理することを目標とし、公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽*を合わせた整備や普及を推進します。
- ・生活排水による汚濁の負荷の軽減のため、調理くず・廃食用油等の処理や洗剤の適正な使用を心がけるように市民への啓発活動を推進します。

【環境衛生の向上】

■ 生活環境の保全

- ・地域の良好な環境を維持するため、日常生活における環境への配慮について、市民の意識の高揚を図ります。
- ・騒音、振動、悪臭、大気汚染等についての現況把握と発生源となる工場・事業所などの監視・指導体制の充実に努めます。
- ・不法投棄を防止するため、パトロールの実施など監視体制の強化に努めます。
- ・火葬場については、取手市外二市火葬場組合構成市と連携し、適切な維持管理を図りながら安定的な経営を支援します。また、墓地については、墓地の設置及び廃止についての許可に基づきながら適正な管理に努めます。

■ 動物飼育に関する啓発

- ・飼い犬の登録と狂犬病予防注射の徹底を図るとともに、動物飼育マナーやしつけの指導に努めます。
- ・動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物指導センター*・獣医師との連携により動物飼育に関する意識の啓発に努め、人と動物が共に生活しやすい環境づくりを推進します。

■ 鳥獣対策の推進

- ・鳥獣を保護すると同時に、有害鳥獣による農産物や市民への生活・環境被害を防ぐ対策の検討を行います。特に、アライグマ等による被害が増える傾向にあるため、特定外来生物対策も含めた、有害鳥獣対策を推進します。



第2節

公園・緑地の整備

●● 現況と課題

本市の豊かな自然環境は、市民共有の貴重な財産であることから、今後も引き続き保全し、活かしていく必要があります。また、本市の公園のうち、都市公園は整備中のものも含め、19か所、総面積約20haを予定しています。

公園や緑地は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場、地域コミュニティ*の交流の場、場合によっては大雨時の調節池の補助機能、災害時における避難場所としての機能を果たしているほか、環境保全や景観の向上など多様な機能を担っています。

本市でも、公園や緑地が持つ市民の健康増進、交流空間、環境保全、防災等のさまざまな機能を活用していく必要があります。

しかし、絹の台地区の都市公園*等は、整備されてから20数年経過し、公園遊具類や四阿（あずまや）・ベンチ等といった公園設備の老朽化が目立ってきてています。また、都市公園*等の中には遊具が全くないところもあり設置要望が多く寄せられているところもあります。これらの既存の公園や緑地はもとより、これから供用開始が予定されているみらい平駅周辺地区の公園などについても、今後、計画的かつ効率的な維持更新や管理を継続的に行っていくことが必要です。

表一 都市公園の現況

NO	名称	種別	計画面積 (m ²)	整備状況	所在地
1	鈴の丘公園（小絹児童公園）	街区公園	5,010	供用済	絹の台
2	鐘の丘公園（小絹児童公園）	街区公園	2,209	供用済	絹の台
3	笛の丘公園（小絹児童公園）	街区公園	1,814	供用済	絹の台
4	勘兵衛新田児童公園	街区公園	1,487	供用済	伊奈東
5	石の公園	街区公園	2,500	供用済	陽光台
6	すこやか公園	街区公園	2,500	供用済	陽光台
7	なかよし公園	街区公園	2,500	供用済	陽光台
8	くわがた公園	街区公園	2,500	供用済	富士見ヶ丘
9	かえる公園	街区公園	2,500	計画	富士見ヶ丘
10	ほたる公園	街区公園	2,498	計画	富士見ヶ丘
11	てんとうむし公園	街区公園	2,502	供用済	富士見ヶ丘
12	かたつむり公園	街区公園	2,500	供用済	紫峰ヶ丘
13	とんぼ公園	街区公園	2,500	供用済	紫峰ヶ丘
14	ちようちよう公園	街区公園	2,501	供用済	紫峰ヶ丘
15	きょうりゅう公園	街区公園	2,500	供用済	紫峰ヶ丘
16	絹の台桜公園（小絹近隣公園）	近隣公園	54,374	供用済	絹の台
17	福岡堰さくら公園	近隣公園	26,962	供用済	北山
18	みらい平さくら公園	近隣公園	20,000	計画	陽光台
19	みらい平どんぐり公園	近隣公園	20,000	供用済	紫峰ヶ丘
20	みらいの森公園	地区公園	42,400	計画	富士見ヶ丘

資料：都市計画課（平成23年12月1日現在）



●● 基本方針

- 既存の公園・緑地では、老朽化した設備の改修や遊具等の新設により充実を図るとともに、新たな公園・緑地の整備を推進し、緑豊かな生活空間の形成を計画的に進めます。
- 緑地空間の効率的かつ効果的な維持管理に努め、地域住民等の協力による清掃や管理を促進します。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
都市公園*面積	13.9ha	21.0ha	みらい平地区公園及び近隣公園と開発に伴う公園整備の推進を目標とします。
1人あたりの都市公園*面積	1.5m ²	3.0m ²	人口1人あたりの都市公園*の面積の拡大を目標とします。
老朽公園施設の改修・更新実施箇所数	1箇所	10箇所程度実施	毎年度1,2箇所の公園で改修・更新を実施し、継続的な老朽公園施設の更新を目標とします。
公共施設里親制度登録団体の数	7団体	10団体	今後10団体を努力目標とします。

●● 施策の方向

項	目
公園整備と緑化の推進	整備と維持管理
	緑の保全・創出

●● 施策の内容

【公園整備と緑化の推進】

■ 整備と維持管理

- ・自然豊かな公園、安心して子どもが遊べる公園、災害時の避難場所の拠点となるような公園など、市民ニーズに対応した、みんなに親しまれる公園づくりを目指します。なお、整備計画の検討においては、将来の維持管理の容易さや自然エネルギーの利活用による環境への配慮も重要な項目として取り入れます。
- ・市民ばかりでなく市内の企業にも呼びかけて理解と協力を得ながら、市民等参加型の公園・緑地の維持管理を検討します。また、公園内樹木のせん定・伐採や除草の実施時期・回数については、コストの縮減を検討したうえで設定します。
- ・経年により老朽化した遊具、あずまや、ベンチ等の改修・更新を計画的に実施し、快適な公園環境の維持を図ります。また、遊具等が整備されてない公園においても必要度の高いところから計画的に整備を推進します。
- ・公共施設里親制度*については、ボランティア団体等が道路・公園などの公共施設の除草・ごみ拾いなどを安全に滞りなくできるよう、活動に必要な支援や連絡調整を行います。また、制度の趣旨を広く周知し、新規団体の加入促進に努めます。



■緑の保全・創出

- ・みらい平駅周辺地区の都市公園^{*}整備を進めるとともに、景観計画策定事業と連携した緑の基本計画の策定を検討します。
- ・緑豊かな生活空間を形成するため、都市公園^{*}の整備を推進する一方、みらい平駅周辺地区を対象に換地処分後、再度、生産緑地指定希望者を募り、希望があった場合は都市計画決定手続きを行います。
- ・緑地の保全及び緑化の推進についての意識高揚を図るため、積極的にPR活動を行います。



第3節

消防・防災対策

●● 現況と課題

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災で、本市も震度 6 弱を観測し、多数の家屋被害をはじめ、道路損害、停電・減水等により、市民生活に大きな影響を及ぼしました。

また、今後も同程度の震度の地震が発生すると予想されているため、東日本大震災の教訓を踏まえながら、災害が起こりにくい、若しくは災害が起こっても被害を最小限に食い止められる「災害に強いまちづくり」を推進していく必要があります。

災害等から市民の生命、身体、財産を守り、安全な生活を確保していくためには、つくばみらい市地域防災計画などに基づいて、更なる予防体制と消防力の充実に取り組むとともに、行政・市民双方が協力しあう防災体制の強化を図ることが重要です。

また、複雑多様化する救急・救助要請に応え、救命率のいっそうの向上を図るため、関係機関と連携しながら、救急・救助体制の充実・強化を推進していく必要があります。

●● 基本方針

- 市民生活の安全確保と被害の軽減を図るために、更なる防火体制と消防力の充実に努めます。
- 多様化する救急・救助要請に対応できるよう、関係機関と連携し、救命率の向上に努めます。
- 市民の生命や財産を守り、安心して住めるまちづくりを進めるため、東日本大震災を受け見直されたつくばみらい市地域防災計画に基づき、施設の防災機能の強化やライフライン^{*}の確保、防災体制の強化・充実を図ります。

指標名	実績値 (H 23 年度)	目標値 (H 29 年度)	指標の考え方
建築物（住宅）の耐震化率	90%	90%	震化率の向上を目指します。
建築物（公共施設）の耐震化率	84.2%	96.0%	（根拠）私有建築物（特定）76棟のうち耐震化済64棟（平成23年度中に耐震改修実施2棟）。耐震化率の向上を目指します。
消防団員数	241人	256人	消防団員の充足率100%を目指すため、条例定数256人を目標とします。
自主防災組織数	41組織	54組織	災害時等における被害の軽減を図るために、自主防災組織数の増加を目指します。



●● 施策の方向

項	目
消防体制の充実	消防・救急の充実
	消防水利の整備
	消防団の充実
	火災予防の推進
防災対策の充実	防災体制の確立
	防災意識の啓発
	災害発生時の応急対策
	建物等の耐震改修の促進
	土砂災害警戒区域等対策

●● 施策の内容

【消防体制の充実】

■消防・救急の充実

- ・市民の生命と財産を火災から守るために、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部の充実を促進します。また、応援協定により近隣消防機関と連携を深め、消防体制の更なる充実を図ります。
- ・複雑多様化する救急・救助要請に対応するため、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部と連携を図りながら、救急・救助体制の充実強化に努めます。
- ・自動体外式除細動器（AED）*の設置を働きかけるとともに、誰もが躊躇なく使用できる使える人材を育成するため、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部と連携をとりながら、普通救命講習会を開催し育成を図ります。

■消防水利の整備

- ・既存の消防水利の維持管理に努めるとともに、消防法による整備基準に基づきながら、防火水槽、消火栓等の施設整備を推進します。

■消防団の充実

- ・消防団員の確保や団員の出動体制を考慮した組織づくりを行うとともに、団員の資質の向上に努めます。また、女性消防団員の活動の充実を図ります。
- ・災害に対し即座に対応できるよう、消防団・分団の体制強化を図ります。また、消防関係機関との連携を深めます。

■火災予防の推進

- ・市民一人ひとりの防火意識の高揚と防火知識の普及を促進し、火災予防体制の強化・充実を図ります。
- ・自主防災組織の育成に努め、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域住民の連帯協調を促します。



【防災対策の充実】

■ 防災体制の確立

- ・災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、土砂災害・洪水ハザードマップ*を基に、危険箇所の周辺住民を中心に、避難場所の周知や訓練を実施します。
- ・災害等が発生した際に、職員一人ひとりが自分の役割を十分理解し、職員初動マニュアルに基づいた迅速かつ的確な行動がとれるように指導します。また、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な防災訓練を実施します。

■ 防災意識の啓発

- ・自主防災組織の必要性を啓発していくとともに、活動支援を行い、組織づくりを推進します。
- ・災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結び付けるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行います。

■ 災害発生時の応急対策

- ・つくばみらい市地域防災計画に基づき、災害時における必要な資機材及び食料等の備蓄・確保を計画的に行います。
- ・広域防災活動拠点である県南総合防災センターと連携を図り、防災対策を進めます。

■ 建物等の耐震改修の促進

- ・つくばみらい市耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震性向上を促進します。
- ・木造住宅耐震補強補助金として、耐震改修を実施した場合には補助金を交付し、木造住宅耐震診断士無料派遣事業を実施します。
- ・災害の拡大防止に重要な役割を果たす公園、道路、橋りょうの整備に努め、公共建築物などの耐震性向上を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

■ 土砂災害警戒区域等対策

- ・茨城県から指定された土砂災害警戒区域等の急傾斜地については、災害に備える有効な対策を検討し、安全性の向上につなげるような働きかけを行います。



第4節

防犯・交通安全対策

●● 現況と課題

都市化の進展やライフスタイルの変化に伴い、犯罪や交通事故も複雑多様化しているため、それらの危険から市民を守り、暮らしの安全を確保するための基盤を整備する必要があります。

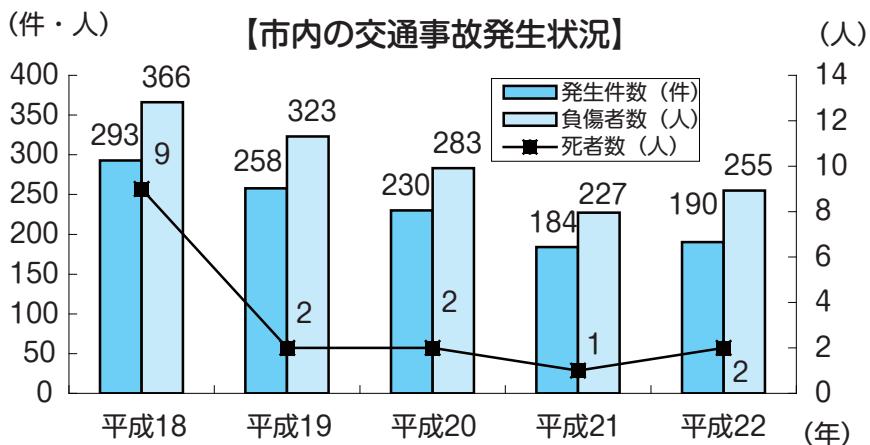
防犯対策については、本市の都市化が急速に進展する中、空き巣・車上荒らしなどの犯罪件数が増加しています。地域ぐるみでこれらの問題に取り組み、犯罪等に対して安全で安心のできるまちづくりを進めていくことが重要です。

今後は、市民一人ひとりの防犯意識と、市民間の連帯意識の高揚を図るとともに、市民、行政などの関係機関や団体が連携して、地域における防犯活動をよりいっそう効果的に展開していく必要があります。また、市民が犯罪に遭わないための知識の普及に努めるとともに、防犯団体等を育成し、防犯体制を強化していくことも必要です。

交通安全対策については、本市における交通事故の発生件数は、近年では減少傾向にあります、今後は高齢者が交通事故に遭遇するケースが増加することが懸念されます。

交通事故の主なパターンは、抜け道的に利用する見通しのよい交差点での出会い頭の衝突事故であり、死亡事故につながるケースもあります。そのため、標識の設置や路面表示の設置に努めているほか、乳幼児にはチャイルドシート装着の徹底、小・中学生には交通安全教室、交通少年団の体験教室などを実施し、高校生にはバイクの乗り方の指導や、交通安全運動キャンペーン活動の実施をし、交通安全への意識を高めるなどの取り組みをしています。また、近年では高齢者向けの事故防止、交通安全の啓発が重要になってきています。

今後も交通安全意識の高揚を図るとともに、運転者・歩行者の双方に交通ルールやマナーの遵守を推進していくことが必要です。



資料：生活環境課



●● 基本方針

- 安全で安心のできる住み良い地域社会の実現を目指し、地域における防犯活動などを通じて防犯意識の高揚を図るとともに、防犯体制の強化に努めます。
- 交通事故のない安全な都市を目指すため、交通ルールやマナーの遵守など交通安全意識の啓発に努めるとともに、安全な道路環境づくりに向けた交通安全施設の整備を進めます。

指標名	実績値 (H 23 年度)	目標値 (H 29 年度)	指標の考え方
防犯協会・地域ボランティア組織の活動者数	120人	130人	ボランティア組織の活動者数の拡大を努力目標とします。
交通事故により死亡する人の数	1人	0人	交通死亡事故ゼロを目指すことを目標とします。

●● 施策の方向

項	目
防犯対策の充実	防犯活動の充実
	防犯施設の充実
交通安全対策の充実	交通安全意識の高揚
	交通環境の整備

●● 施策の内容

【防犯対策の充実】

■ 防犯活動の充実

- ・警察などの関係機関と連携しながら、自主防犯組織による地域安全パトロールや各種広報活動を支援します。
- ・常総地区防犯協会を中心とした防犯組織の育成強化に努めます。

■ 防犯施設の充実

- ・夜間における犯罪の未然防止と通行の安全確保のため、市民の理解と協力のもと防犯灯の設置と適切な維持管理を図ります。
- ・公園など多くの市民が利用する公共的施設については、防犯上の視点にも配慮した整備に努めます。

【交通安全対策の充実】

■ 交通安全意識の高揚

- ・関係機関や交通安全組織などと連携を図りながら、学校、職場、地域などさまざまな場所や機会を通じて、世代に応じた適切な交通安全教育を推進し、市民の交通安全意識の高揚を図ります。また、各種交通安全行事を通じて、市民総ぐるみの交通安全運動を推進します。



- ・常総地区交通安全協会、交通安全母の会等を中心とした交通安全組織の活動支援とともに育成強化に努めます。
- ・県民交通災害共済への加入を促進することにより、交通事故の被害者などに対する援助対策に努めます。

■交通環境の整備

- ・交通の安全と円滑化を推進するため、道路反射鏡、警戒標識、路面表示等の計画的な整備に努めるとともに、信号機の改善・設置などについても関係機関に要請し、交通安全施設の整備拡充に努めます。



第5節

上水道の整備

●● 現況と課題

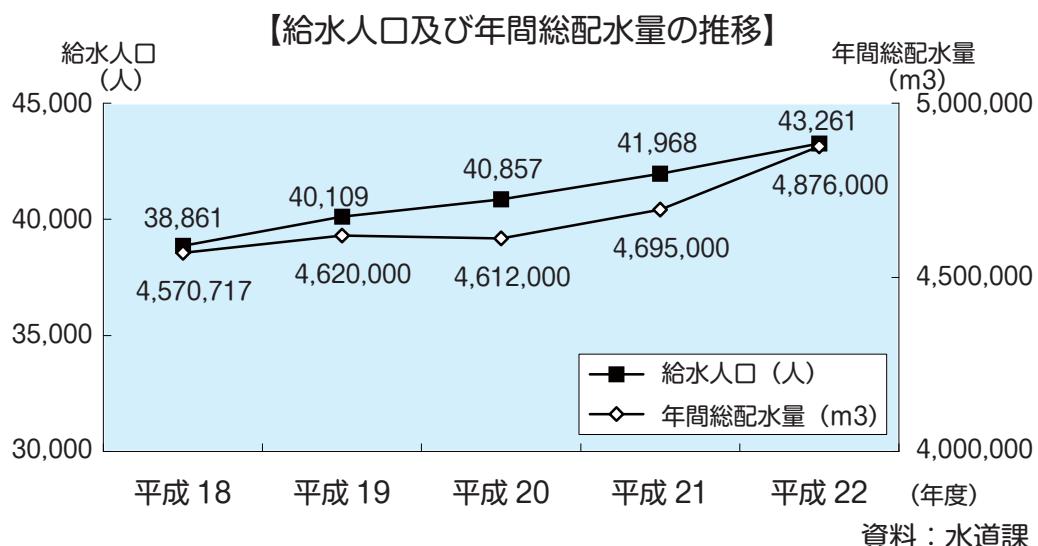
水道事業は、飲料水の供給を通じ健康で文化的な日常生活や社会経済活動を支える基盤として重要な役割を果たしています。

本市では、平成19年3月に策定した「つくばみらい市水道事業総合基本計画」に基づき、施設の整備を進めています。

本市の水道施設は、一部で老朽化が進行している施設があるため、計画的かつ効率的な更新を図り、安心で安定的な水の供給を維持する必要があります。同時に、近年、水源を取り巻く環境の悪化に伴って、顕在化しつつある水質問題への対応や、地震や渴水などの非常時にも対応できる災害に強い施設づくりを進めていくことも求められています。

また、つくばエクスプレスの開業に伴う人口増加により、今後も水需要の増加が予想されることから、計画的に水道施設の整備を進め、安定給水の確保と安全でおいしい水の供給に努める必要があります。

さらに、有収率*・料金収納率の向上に努めながら、経営の効率化と健全財政の確立を図り、より質の高い給水サービスを提供していく必要があります。





●●・ 基本方針

- つくばみらい市水道事業総合基本計画に基づき、人口増加による水需要の増加や施設の老朽化に適切に対応しながら、水道事業統合の検討や計画的、効率的な上水道施設の整備・更新を図ります。
- 経営の効率化と健全財政の確立を図り経営の健全化に努めます。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
上水道有収率*	85.6%	89.5%	施設稼動状況が収益につながっているかの指標となる有収率*の拡大を目標とします。 ※有収率=有収水量 / 総配水量
上水道普及率	94.4%	97.0%	普及率の拡大を目標とします。 ※普及率=現状における給水人口と行政区域内人口の割合

●●・ 施策の方向

項	目
上水道施設の整備	上水道施設の充実
	経営基盤の強化
上水道施設の管理	維持管理体制の充実
	水源確保と水質保全対策

●●・ 施策の内容

【上水道施設の整備】

■上水道施設の充実

- ・みらい平駅周辺地区の配水施設について、県と調整を図りながら、計画的な整備を推進します。
- ・大地震の災害時においても、市民生活の要である水道水の供給を図れるよう、耐震管の整備を推進します。

【上水道施設の管理】

■経営基盤の強化

- ・水道事業運営の安定を図るため、適正な料金体系の維持に努めます。
- ・水道使用量検針から水道料金徴収までの業務の合理化や効率化を図りながら、料金収納率の向上に努めます。

■維持管理体制の充実

- ・既存施設の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化施設について、計画的・効率的な更新を図ります。
- ・管路情報管理の整備を進め、維持管理体制の充実を図ります。



■ 水源確保と水質保全対策

- ・県西広域水道用水供給事業*との連携を図りながら、増加する水需要に対応する水源の確保に努めます。
- ・広域的に取り組む事業については、関係自治体等と連携し、安定した水の供給に努めます。
- ・市民が安心して上水道を利用できるよう、定期的に水質検査を行い、水質保全に努めます。



第6節

公共下水道・農業集落排水施設等の整備

●● 現況と課題

下水道は、地域環境の保全、快適な生活環境の確保、公衆衛生の向上を実現するため非常に重要な基幹施設です。

本市における公共下水道は、つくばみらい市が進めている事業認可計画区域 808.3ha と、取手地方広域下水道組合で進めている事業認可計画区域 282.7ha があり、1市1組合でそれらを順次整備しています。

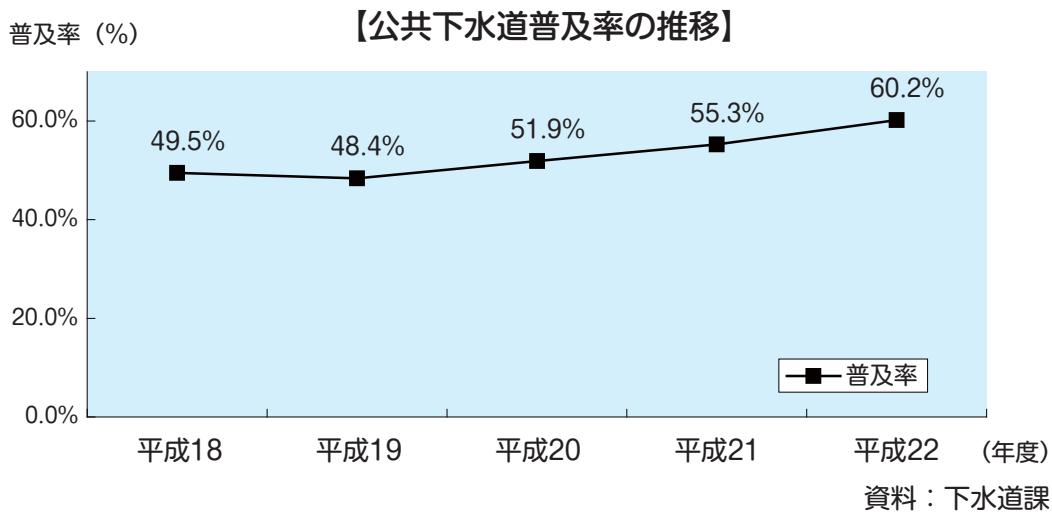
本市の公共下水道の普及率は、平成21年度末で55.3%にとどまっており、平成21年度末における茨城県平均普及率56.1%，全国平均普及率73.7%を下回っています。

農業集落排水事業*は7地区が、コミュニティ・プラント排水事業は2地区が整備済みで、平成21年度末時点では農業集落排水の水洗化率は79.8%，コミュニティ・プラント排水の水洗化率は95.2%となっています。なお、平成22年度より三島地区において、事業計画区域面積66ha、計画処理対象人口890人の農業集落排水の整備計画が進められています。

公共下水道施設及び農業集落排水施設、コミュニティ・プラント施設の整備区域外においては、合併処理浄化槽*の設置を促進するため、設置費用に対する補助金を交付するなど普及に努めています。

今後も、公共下水道供用開始区域の水洗化の普及啓発を積極的に進めるとともに、併せて、農業集落排水事業*、コミュニティ・プラント排水事業への早期加入の推進や、合併処理浄化槽*の普及に取り組み、生活排水の適正な処理を図る必要があります。

また、下水道施設等の老朽化に伴う、適切な維持管理や、地震などの災害時にも対応できる災害に強い施設づくりを進める必要があります。



*データは、本市下水道課の事業と取手地方広域下水道組合の旧伊奈町分事業を合算した数値



下水道事業管内図



凡例

公共下水道区域

- つくばみらい市 全体計画区域
- つくばみらい市 認可区域
- 取手地方広域下水道組合 全体計画区域
- 取手地方広域下水道組合 認可区域

農業集落排水事業区域

- 実施区域
- 実施予定区域

コミュニティプラント区域

- 実施区域

■ 处理場 ■ 河川 ■ 市町村界

平成 23 年 12 月現在



●● 基本方針

- 公共下水道処理供用開始区域内においては、公共下水道施設による排水処理を、農業集落排水区域・コミュニティ・プラント区域においては、それぞれの汚水処理システムによる処理を、その他の地域では、合併処理浄化槽*による処理を促進し、全ての世帯での水洗化を目指します。
- 老朽化が進んでいる下水道施設等については、耐震化・長寿命化を考慮した施設の改修・更新を計画的に進め、施設の適切な維持管理に努めます。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
公共下水道普及率	60.2%	75.8%	市内の水質改善を図り、快適な生活環境の確保していくため、下水道普及率の拡大を目標とします。
農業集落排水・コミュニティ・プラント事業*による水洗化率	83.8%	89.3%	市内の水質改善を図り、快適な生活環境を確保していくため、水洗化率の拡大を目標とします。
合併処理浄化槽設置基数	18基	20基	市内の水質改善を図り、快適な生活環境を確保していくため、浄化槽の設置基数の拡大を目標とします。

●● 施策の方向

項	目
公共下水道の整備	公共下水道計画の推進
	維持管理体制の充実
農業集落排水（農村下水道）等の整備	農業集落排水計画の推進
	維持管理体制の充実
合併処理浄化槽の設置促進	推進体制の充実

●● 施策の内容

【公共下水道の整備】

■公共下水道計画の推進

- ・事業認可計画区域の下水道整備を引き続き推進しながら、いっそうの加入促進を図り、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に努めます。
- ・平成27年度利根川流域別下水道整備総合計画の改定に伴い、全体計画及び新規事業認可計画の見直しをするとともに、みらい平駅周辺地区については、人口増加の動向を見ながら処理場増設を検討します。

■維持管理体制の充実

- ・公共下水道供用開始区域内の早期加入の促進するため、広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、戸別訪問指導等により市民意識の高揚を図ります。
- ・公共下水道使用料金については、水道使用料と一元化を図り、水道事業と連携した通知・戸別訪問を実施し、徴収率の向上を図ります。



- ・下水道台帳のデータを一元化して定期的な調査を行い、管路修繕等に活用します。
- ・処理場から放流する放流水の水質管理を定期的に実施し、水質保全に努めます。
- ・老朽化が進んでいる下水道施設等については、長寿命化計画に基づき、施設の改修・更新を推進します。

【農業集落排水（農村下水道）等の整備】

■ 農業集落排水計画の推進

- ・農業集落地域の生活環境の改善・向上と水質の保全を図るため、農業集落排水施設を公共下水道整備との整合を図りながら計画的に整備します

■ 維持管理体制の充実

- ・施設の適切な維持管理を行い、衛生的な環境の保持に努めます。
- ・農業集落排水施設への加入を推進するため、広報・啓発活動を積極的に展開します。

【合併処理浄化槽の設置促進】

■ 推進体制の充実

- ・公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント事業^{*}認可区域外の地域について、合併処理浄化槽^{*}の普及促進を図るとともに、補助制度の確立に努めます。
- ・浄化槽設置者に対しては、適正な維持管理を促すために、広報等により浄化槽の定期清掃・保守点検実施の徹底を図ります。



第7節

ごみ処理対策

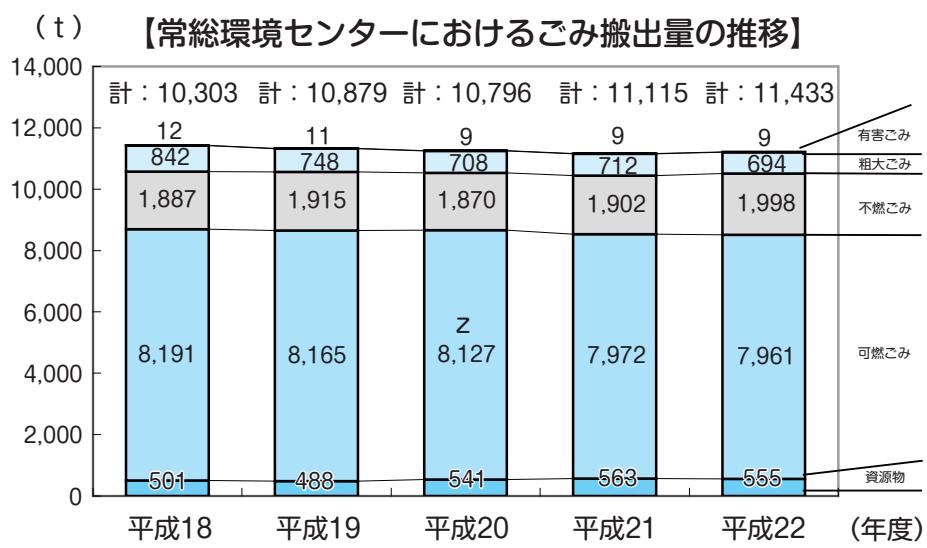
●● 現況と課題

人々が将来にわたって健康で安全な暮らしを営むためには、「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」から「循環型社会」への転換を図っていく必要があります。そのためには、これまでの生活様式を見直すとともに、環境への負荷の少ない社会を実現していくことが求められています。

本市においても、廃棄物の減量化・資源化、有効利用、廃棄物行政の効率化等の課題を解決するために、本市の現状を踏まえたつくばみらい市環境基本計画や一般廃棄物処理基本計画を策定し、長期的展望のもとに環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に取り組んでいます。

本市の一人1日当たりのごみ収集量は、過去5年間の推移では減少傾向にあります。今後、みらい平駅周辺地区の住宅整備などが更に進むことに伴い、ごみ量が増加することが予想されるため、市民全員がごみ出しのルールを守り、資源ごみの分別を徹底することなどにより、排出するごみ量を減少させていく必要があります。

また、本市では、し尿（生活雑排水を含む）について、公共下水道事業、農業集落排水事業*、コミュニティ・プラント事業*及び合併処理浄化槽*により対応しています。平成22年度末現在の生活排水処理人口は38,367人で、普及率は84.2%です。残りの15.8%は、単独浄化槽処理と、し尿のくみ取りにより処理しています。今後公共下水道等の普及により、し尿及び浄化槽汚泥については処理量が減少すると予想されますが、量にかかわらず収集できる体制を維持することが必要です。



資料：生活環境課



●● 基本方針

- ごみの再資源化や減量化、また資源の有効利用などに市民と協働して取り組むことにより、持続可能な循環型社会の構築を目指します。
- ごみの排出・収集を効率的に進めるとともに、増大する排出量に見合う収集体制の更なる充実を図ります。
- し尿処理については、効率的なし尿の収集・処理体制の整備に努めるとともに、処理施設の適正な運営を支援します。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
資源物回収量	535 t	590 t	実績値から毎年2%程度の増を目標として、資源物回収量の拡大を目標とします。
市民一人当たりごみの排出量	265kg/年	250kg/年	実績値から毎年1%程度の減を目標として、市民一人当たりごみ排出量の縮減を目標とします。

●● 施策の方向

項	目
循環型社会の構築	計画的なごみ処理の推進
	リサイクルの推進
	ごみ減量化対策の充実
ごみ処理・収集体制の充実	分別収集の推進
	収集体制の整備
し尿処理体制の充実	収集体制の充実
	処理施設の適正管理

●● 施策の内容

【循環型社会の構築】

■ 計画的なごみ処理の推進

- ・一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民、事業者、市が密接に連携して一般廃棄物の適正な処理を行い、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指します。

■ リサイクルの推進

- ・リサイクル活動情報の提供や、生ごみ処理機の購入費補助制度の活用などにより、資源のリサイクルを推進します。
- ・資源の有効利用と廃棄物の減量化を図るため、資源物に対する市民の意識の向上に努めます。
- ・定期的にごみ処理施設やリサイクル施設の見学会などを実施し、ごみ問題への意識を高めます。



■ごみ減量化対策の充実

- ・家庭から排出されるごみの分別収集の徹底を図り、市民のごみ減量化への取組を促進します。
- ・生ごみの減量化を図るため、関係機関と連携し、市民の協力を得ながら生ごみを肥化試験を実施します。
- ・事業系ごみの減量化を図るため、事業者への協力を呼びかけるとともに、企業のリサイクル活動を奨励するほか、より効果的な取組方法を検討します。
- ・市民・企業の理解と協力のもと、ごみの発生の少ない製品やリサイクル可能な製品などの利用や適正包装などの取組を促進します。

【ごみ処理・収集体制の充実】

■分別収集の推進

- ・常総地方広域市町村圏事務組合常総環境センターのごみ処理施設の更新に伴う、一般廃棄物の分別方法の変更に対応し、分別の手引を作成するとともに、ごみ収集カレンダーや広報等により市民に対してごみの適正な分別排出を周知します。
- ・ごみ集積所においては、誤った排出を防ぐため、ごみ出しのルールの徹底を図ります。

■収集体制の整備

- ・ごみ処理経費の増大に対応するとともに、本市の地域特性に適した収集・運搬など、効率的なごみ収集体制の確立を図ります。
- ・粗大ごみの個別収集方式や有料化により、収集体制の見直しを実施し、その周知に努めます。

【し尿処理体制の充実】

■収集体制の充実

- ・下水道の普及率や浄化槽の普及状況などを勘案しながら、減少するし尿処理量に適正に対応した効率的な収集体制の確保と施設の適正管理を促進します。

■処理施設の適正管理

- ・し尿の万全な処理体制を維持するため、施設・設備等の老朽化の進行状況に合わせて、適切な整備を促進します。



第8節

住宅環境対策

●● 現況と課題

本市は、昭和61年8月に小絹地区（絹の台）の地区計画を決定しているほか、平成16年8月に伊奈・谷和原丘陵部地区において地区計画を決定し、良好なまちづくりを進めています。

また、都市計画法の改正により市街化調整区域^{*}における区域指定制度^{*}が創設され、茨城県条例の施行により、谷和原地区においては、平成16年6月から、伊奈地区においては、平成22年8月から区域指定の区域が決定され、開発行為^{*}等に関しては指導要綱を定め、秩序ある開発により良好な居住環境の整備を図っています。

本市の市街化区域^{*}には、宅地化を推進すべき未利用地が残されていることから、都市基盤整備の推進を図ることで計画的な開発を誘導するとともに、景観等に配慮した良好な住宅供給の促進を図っていく必要があります。また、市街化調整区域^{*}においては、緑や優良農地を保全し、周辺の集落との調和を大切にしながら、計画的な土地利用を推進することが重要です。

本市の市営住宅は、昭和42年から昭和44年にかけて建築した木造平屋建て40棟、平成元年から平成5年に建築した鉄筋コンクリート造り3階建て7棟54戸の計94戸あります。現在、市営住宅のうち、木造平屋建てについては、かなりの老朽化が進んでおり、耐震性にも不安があるため、修繕等が必要になっている状況です。

●● 基本方針

- 都市計画と連携しながら、地域の特性に応じた良好な住環境の形成を進めます。
- 市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、安心して生活できる市営住宅の提供に努めます。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
市街化調整区域 [*] 人口	23,793人	23,800人	市街化調整区域 [*] 人口の維持を目指します。



●● 施策の方向

項	目
居住環境の整備	住環境づくりの総合的な推進 良好な住環境の誘導
住宅供給の充実	公営住宅の整備

●● 施策の内容

【居住環境の整備】

■住環境づくりの総合的な推進

- ・ 良好な住環境の形成を図るため、住宅地の開発に対しては、開発許可制度*や宅地開発指導要綱*（平成22年4月改正）に基づく適切な規制と誘導に努めます。
- ・ 「つくばみらい市耐震改修促進計画」に基づき建築物の耐震化を促進するとともに、高齢者や障がいのある人に配慮したバリアフリー*化を促進し、安全な住環境の整備に努めます。
- ・ 開発行為*等については、開発事業の適正な施行を指導し、秩序ある開発により良好な住環境の誘導に努めます。
- ・ 区域指定制度*により、集落の活性化と地域コミュニティ*の充実により市街化調整区域*人口の減少に歯止めをかけ、集落のまとまりや日常生活圏の維持を図ります。

■良好な住環境の誘導

- ・ 地域特性を活かした良好な住環境の形成を図るため、地区住民の合意と協力を得ながら、地区計画制度*や建築協定*、緑地協定*の活用などにより、住宅の改善・整備を促進します。

【住宅供給の充実】

■公営住宅の整備

- ・ 安全で安心できる建築物と良好な居住空間を確保するため、老朽化の進む市営住宅の維持・補修を推進します。
- ・ 低所得者等に対して低廉な家賃で賃貸するなど、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に、住宅の確保を検討します。
- ・ 災害によって居住が困難になった被災者に対して、優先的に住宅の提供を行います。

第3章

やさしさとやすらぎがあふれるまち (保健・医療・福祉の充実)

基本計画



第1節 高齢者福祉	77
第2節 障がい者福祉	81
第3節 子育て支援	85
第4節 地域福祉	89
第5節 社会保障	93
第6節 健康づくり	97
第7節 医療	100



第1節

高齢者福祉

●● 現況と課題

本市の高齢化率は、平成23年10月には21.7%となっていましたが、いわゆる戦後の団塊の世代（昭和22年～昭和24年生まれ）が65歳以上となる平成27年には25%を超える、人口の約4人に1人が高齢者という超高齢社会が予測されています。また、ひとり暮らし高齢者世帯も平成17年の566世帯から確実に増加している状況です。

本市では平成24年3月に策定した、平成24年度から平成26年度にわたる高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者が尊厳を保ち、住み慣れた地域において自立した生活が継続できるよう、各種事業等を展開しています。

また、平成18年4月に介護保険法が改正され、従来からの老人保健事業と福祉サービスの一部を統合した「地域支援事業*」が新設されてから6年が経過しました。地域支援事業*は、高齢者の自立した地域生活を支えるための介護予防事業、包括的支援事業、地域の実情に応じて実施する任意事業の、大きく3つの事業で構成されていますが、今後も更なる事業内容の充実が求められています。

今後の急速な高齢化の進展、特に、75歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い、介護や支援を必要とする高齢者も増加することが予想され、今後、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、社会の一員として自立した生活を送るために、在宅を基本とした各種サービスの提供はもとより、できる限り介護が必要な状態にならないよう、介護予防*と生活支援の充実が一つ重要なとなっています。

また、介護や支援を必要としない高齢者に対して、高齢者一人ひとりが生きがいの持てる環境を整備するため、本市では、社団法人つくばみらい市シルバー人材センターにおいて定年退職後における就労の場の提供を図っているほか、高年クラブ*活動など高齢者同士の交流や社会参加活動に対して支援を行っています。今後も、高齢者が地域社会の中で孤立することなく生きがいを持って充実した生活を送れるよう、ボランティア活動や各種自主的活動を支援していくことが重要です。



●●・ 基本方針

- 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、暮らし続けられるよう、介護予防*や生活支援サービスの充実に努めます。また、ひとり暮らし高齢者の不安を軽減し、地域において心のふれあいと社会参加を促進します。
- 地域密着型サービス*体制の充実や施設サービス利用の利便性の向上に努めます。
- 高齢者のさまざまな社会活動や社会参加の機会と場の充実に努めるとともに、参加しやすい環境づくりを進めます。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
二次予防事業通所型介護予防教室*の参加率	83%	85%	健康な高齢者を増やすため、介護予防教室の参加率の拡大を目標とします。 ※参加率=参加者数×実施回数／申込人数×実施回数
一次予防事業介護予防教室の会場数	6会場	9会場	一次予防介護予防教室を実施している会場をふやし、徒歩圏内で末永く介護予防*を実践していくとを目標とします。
地域密着型サービス*施設数	6施設	8施設	自立した生活を住み慣れた地域において営めるよう、地域密着型サービス*を提供する施設数の増加を図ることを目標とします。
高年クラブ*会員数	972人	1,300人	高齢者の生活を豊かにするため、高年クラブ*会員数の増加を目標とします。

●●・ 施策の方向

項	目
在宅福祉の充実	在宅介護サービスの基盤の充実
	在宅福祉サービスの充実
	介護予防体制の推進
福祉施設の充実	地域密着型サービスの充実
	施設サービス利用の充実
生きがいづくりの推進	健康・生きがいづくりの支援
	世代間交流の推進
	就労の支援や学習活動・機会の充実

●●・ 施策の内容

【在宅福祉の充実】

■在宅介護サービスの基盤の充実

- ・家族の介護負担の軽減を図るため、理髪サービスや移送サービスの支援などを実施し、介護する家族等を多方面から支援します。



- ・在宅介護をする家族の身体的、精神的及び経済的な負担軽減のため、相談窓口の機能強化や情報の提供に努めるとともに、地域の中で活動している民生委員・児童委員などとの連携により、相談体制の充実を図ります。

■ 在宅福祉サービスの充実

- ・介護保険で「要支援」又は「要介護」に該当と判定された高齢者が、地域社会において快適な生活を送ることができるよう、各種ニーズに対応しながら柔軟なホームヘルプサービスやデイサービスなどを実施し、在宅での生活を支援します。
- ・ひとり暮らしの高齢者に対し、地域の民生委員・児童委員の協力のもとに、地域での見守り、定期的な安否確認や地域情報・行政情報の提供を行います。また、急病など緊急時の不安の軽減に努めます。
- ・高齢者の健康保持のための栄養バランスのとれた食やサービスの提供を行います。

■ 介護予防体制の推進

- ・高齢者の健康を維持するため、介護予防*の普及啓発に資する介護予防教室等を開催し、介護予防*に向けた取組が主体的に実施される地域社会の構築を目指します。
- ・地域の集会所等において、介護予防*に関するパンフレット等の配布や出前講座を実施し、高齢者の生活機能の維持・向上のため介護予防*に関する知識の普及・啓発活動を推進します。
- ・地域徒歩圏内で出られる体操会場を増やすなど、介護予防*が実践できる環境づくりに継続的に取り組みます。
- ・65歳以上の方（要支援、要介護認定者を除く）全員に対し郵送で調査を行い、要介護状態等となるおそれの高い高齢者（二次予防事業対象者）を把握し、自立した生活の支援に努めます。

【福祉施設の充実】

■ 地域密着型サービスの充実

- ・介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活が維持できるよう支える地域密着型サービス*については、日常生活圏域ごとにサービス事業者の参入の促進を図り、サービス体制の確保に努めます。

■ 施設サービス利用の充実

- ・高齢者の疾病の治療、機能回復訓練のため、医療機関などへの通院・通所にかかる交通費の一部を助成し、高齢者福祉の増進を図ります。

【生きがいづくりの推進】

■ 健康・生きがいづくりの支援

- ・高齢者の健康づくりと生きがいづくりを支援するため、高年クラブ*活動を通して、多様な地域活動を推進するとともに、高齢者が健康で心豊かに過ごせる地域社会づくりに努めます。
- ・ボランティア活動やサークル活動など、さまざまな活動への参加機会の充実を図ります。
- ・高齢者の多様な学習やスポーツのニーズに対応するため、よつわ大学*などの生涯学習機会の充実や各種スポーツ活動などの普及啓発に努めます。



■世代間交流の推進

- ・高齢者の生きがいづくりを推進するため、高齢者の知識と経験を活かした世代間交流を図るなど、高齢者と子どもの交流機会づくりを行います。
- ・「総合福祉施設きらくやまふれあいの丘」などの地域住民の身近な学習と交流の場となっている施設については、あらゆる活動の拠点としての利用促進に努めます。

■就労の支援や学習活動・機会の充実

- ・高齢者が自己の経験や能力を活かし、積極的に社会参加ができる地域づくりを促進します。
- ・超高齢社会における就労の機会と雇用の促進を図るとともに、シルバー人材センターの充実を促進します。
- ・高齢者の自己啓発や日常生活の向上を目指した自主的な学習活動の機会を拡充します。



第2節

障がい者福祉

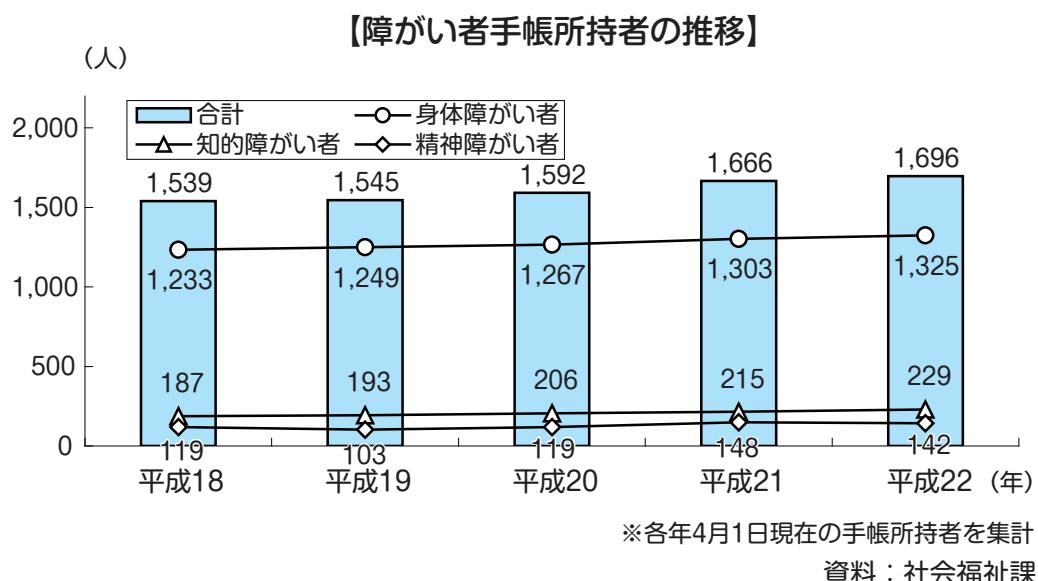
●● 現況と課題

急速な高齢化や社会生活環境の急激な変化等に伴う生活習慣病の増加を背景に、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化・重複化が進んでいます。また、社会的ストレスの増大等により、精神障がい者のみならず、多種多様な心の病を持つ人が増加する傾向にあります。さらに、発達障がいといったこれまで制度の谷間で対応が難しかった障がい特性の人たちの現状も明らかになってきました。

本市においても、つくばエクスプレスの開業を契機として市民の価値観や生活様式も多様化し、社会構造も大きく変化したことにより、必然的に求められる障がい福祉サービスも増加し、求められるニーズも高度化、多様化しています。

本市の身体障がい者手帳^{*}の所持者は、平成23年4月現在1,368人、療育手帳^{*}保持者は235人、精神障がい者保健福祉手帳^{*}は220人で、人口の約3.9%がなんらかの障がいを抱えています。身体、知的、精神すべての障がいで増化傾向にあります。

このようなことから、本市では、今後障がい者自立支援法^{*}に代わって施行が予定されている「障がい者総合福祉法（仮称）」に基づきながら、引き続き障がいのある人が地域社会の一員として安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、障がいのある人の自立と社会参加を促進するための施策を総合的に実施していくことが必要です。





●●・ 基本方針

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していくよう、関係機関との連携による相談・指導体制の充実を図りながら、在宅生活支援の充実を図ります。
- 障がいのある人の生活訓練や療養の拠点となる施設の充実や機能の拡充を図ります。
- 地域及びボランティアの理解や支援を得ながら、市全体における障がいについての理解を深め、支え合う地域づくりに取り組み、社会参加ができるような環境づくりを進めます。
- 障がいのある人の就労促進を図るため、情報提供を積極的に行うとともに、企業などへの障がい者雇用の啓発に努めます。
- 発達にばらつきや遅れがある幼児とその保護者に対して療育支援を行うことにより、発達障がいの早期発見・早期療育に努めます。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
グループホーム・ケアホームの利用者数	39人	50人	障がい者の地域移行を促進するためには、グループホーム・ケアホームの利用数の増加を目指します。
就労に必要な支援等を受けている人数	63人	80人	就労につながるために必要な支援を受け、障がい者の働く意欲の向上を目指します。
療育支援個別相談(指導)利用延べ件数	144件	200件	発達の遅れが気になる子とその保護者に対する臨床心理士による相談(指導)の機会を増やし、療育支援の向上を目指します。

●●・ 施策の方向

項	目
在宅福祉の充実	総合的な推進
	制度運用・周知の充実
	生活支援サービスの充実
福祉施設の充実	施設の充実
	施設サービスの充実
社会参加の促進	外出等日常生活の支援
	参加機会の確保
雇用・就労の促進	情報提供の充実
療育支援の充実	相談・指導の充実

●●・ 施策の内容

【在宅福祉の充実】

■総合的な推進

- ・「つくばみらい市いきいきハートプラン」障がい者計画・障がい者福祉計画*に基づき、その達成状況を毎年度点検評価し、体系的な障がい者福祉施策を推進します。また、法律や社会情勢の変化に応じて、計画の見直しを適切に行います。



■制度運用・周知の充実

- ・現行の障がい者自立支援法^{*}から、障がい者総合福祉法（仮称）へ移行することに伴い、市民への周知に努めるとともに、現在の利用者が新制度へスムーズに移行できるよう体制を整えます。
- ・障がいのある人やその保護者を対象に、国・県・市などで行う年金や手当の支給、税の優遇措置、公共施設の利用料減免など、経済的な負担軽減を図り、暮らしの安定を支援します。

■生活支援サービスの充実

- ・日常生活上の便宜を図るため、障がいの特性に応じた補装具や日常生活用具の給付、福祉用具・機器に関する相談・情報提供体制の充実に努めます。

【福祉施設の充実】

■施設の充実

- ・障がいのある人が、不便や不安を感じないような地域づくりを目指し、公共施設のバリアフリー^{*}化を推進します。
- ・常時介護を必要とする身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が、地域に根ざした形での機能訓練活動、創作的活動及び生産活動を行う日中活動の場を持つ施設の充実を図ります。

■施設サービスの充実

- ・地域で生活する方に対しては、実情に応じて、創作的活動、生産活動機会の提供、社会との交流促進等を行う地域活動支援センターの機能を充実強化し、サービス提供体制の確保に努めます。
- ・障がい者施設の利用促進を図るため、情報提供を行い、事業所の継続的な運営と障がいのある人の日中活動の場の確保に努めます。

【社会参加の促進】

■外出等日常生活の支援

- ・障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。
- ・障がいのある人が外出する際に、円滑な移動やコミュニケーションができるよう、障がいの程度や種類に適応して、ガイドヘルパーや手話通訳者の派遣を行うとともに、養成の促進に努めます。
- ・道路や交通機関等の都市基盤や民間施設において、安全で快適な生活空間の創出がされるよう、バリアフリー^{*}化の促進の啓発に努めます。

■参加機会の確保

- ・在宅の障がいのある人のためのデイサービス事業や小規模作業所などの整備・充実により、就労が困難な障がいのある人の創作活動や機能訓練等を推進するとともに、文化活動やスポーツ活動を促し、社会参加機会の拡充及び社会復帰を支援します。



【雇用・就労の促進】

■情報提供の充実

- ・障がいのある人が必要とする情報のニーズを把握し、広報やホームページで迅速に分かりやすい情報提供に努めます。
- ・必要なときに情報を容易に入手できるよう、障がいの特性に配慮し、情報交換を行うための手段や人材の確保に努めます。
- ・福祉関係機関、労働関係機関及び特別支援学校等と連携を強化することで、障がいのある人の雇用の促進を図ります。

【療育支援の充実】

■相談・指導の充実

- ・発達の遅れのある未就学児において、集団生活をスムーズに送れるようにするために、集団指導、個別相談、個別指導、幼稚園及び保育所への巡回指導を実施し、早期療育に努めます。併せて、小学校または中学校からの依頼に応じて、臨床心理士による訪問相談を実施します。



第3節

子育て支援

●●・ 現況と課題

本市の人口に占める年少人口(15歳未満)の割合は、平成18年度までは減少傾向でしたが、平成19年度から増加の方向に推移しています。特に0歳児から5歳児までの就学前児童の人口が著しく、若い世帯が急激に増加していることが伺われます。人口の伸びとともに世帯数の伸びも顕著で、核家族化の進行が見られます。しかし、これはみらい平駅周辺地区への入居者によるものであり、他の地域では少子化が進む傾向も見られます。

本市では、妊娠届けを起点に妊婦・乳幼児に対して健診、相談、教室等の各事業を通じ親と子の健康の維持増進を図っているほか、豊かな母性・父性の育成を目的に次世代育成^{*}を推進しています。また、家庭内で子育てをされている保護者の方に、子育ての悩みなど気軽に相談ができる場として、平成23年10月から子育て支援室を開設し相談事業、親子の遊びなどをっています。今後も引き続き、各事業を通じて子どもたちやその親の心身にわたる健康維持・増進を図ることに努めていく必要があります。さらに、転入者の増加が見込まれることから、現在の事業の体制については市民のニーズに合わせ、弾力的に見直しを図っていく必要があります。

保育所は、乳幼児の健やかな育成と女性の社会進出を支える上で、大きな役割を担っています。本市には平成23年10月現在、公立6所、私立2所が整備され、保育所の入所者数は全体で706人となっており、共働き世帯の増加などにより利用者は増える傾向にあります。公立保育所では、多様化する保育ニーズに対応するため、土曜日1日保育の実施をはじめ、子育て支援室・一時保育及び乳児保育など、各種保育サービスに努めています。今後さらに人口増加と核家族化が進み、共働き世帯の増加が見込まれるので、待機児童数の対策として、保育所の拡張や民間誘致及び民間委託が必要になります。

また、つくばみらい市次世代育成支援地域行動計画に基づき、家庭、保育所、幼稚園、保健医療機関、企業・事業所等との連携を図り、市民との協力体制を構築して、地域社会全体で次代を担う子どもたちの健全育成に取り組む必要があります。

一方、発達障がいといった、これまで制度の谷間で対応が難しかった障がいの特性がある方たちの現状が明らかになってきました。また同時に、発達の遅れの気になる子に対する療育支援のニーズが急速に高まっています。

本市においても、療育教室を平成22年より本格的に実施し、集団教室、個別相談、巡回相談等に取り組んでおり、発達障がいを未然に防ぐ若しくは症状を和らげ、就学後の集団生活ひいてはその後の社会生活でつまずくことがないよう支援しています。

継続した支援が必要な場合が多く、利用件数が顕著に伸びているため、専門員の人材確保及び教室に適した場所の確保が大きな課題となっています。



●● 基本方針

- 仕事と子育てを両立させている保護者の方の支援として、雇用形態に合わせた保育サービスの向上と安心して子どもを生み育てられる環境づくりを目指します。
- 家庭内で子育てをされている保護者の方に、子育て支援室の活用を進めるとともに、地域市民ボランティアの育成を図り、行政と市民が連携を取り、地域子育て支援へと拡充を目指します。
- 多様化する保育ニーズに対応するために、保育サービスの質とカリキュラムの充実を図るとともに、民間活力の導入を促進します。
- 安心して子どもを産み、健やかに育てられるよう、子どもの成長に合わせた親と子の健康づくりを推進する母子保健対策の充実を図るとともに、子どもと親の健康の維持に努めます。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
療育支援個別相談 (指導) 利用件数	144 件	200 件	発達の遅れが気になる子とその保護者に対する臨床心理士による相談(指導)の機会を増やし、療育支援の向上を目指します。
放課後児童クラブ 数*	9 箇所	10 箇所	新設小学校への設置などを想定し、放課後児童クラブ数*の拡大を目指します。
特別保育事業を実施している保育所 数	2 箇所	3 箇所	民間による保育所誘致も想定し、保育所数の拡大を目指します。
新生児訪問・生後 4ヶ月までの乳児 全戸訪問の訪問率	85%	90%	新生児訪問・生後4ヶ月までの乳児世帯への訪問数の増大を目指します。

●● 施策の方向

項	目
子育て支援体制の充実	推進体制の整備
	地域子育て支援
	子育て相談機能の充実
	児童の健全育成
	子育て家庭への経済的支援
保育施設とその機能の充実	施設の充実
	保育サービスの充実
母子保健事業の充実	健康管理体制の充実
	母性・父性育成の推進
	育児支援の充実
	食育の推進



●● 施策の内容

【子育て支援体制の充実】

■ 推進体制の整備

- ・社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化などに迅速に対応するため、次世代育成支援地域行動計画に基づき、市民・関係団体・関係機関・行政等と連携した社会全体で子育てを支える体制づくりを構築します。

■ 地域子育て支援

- ・PR活動を通じて、地域の市民と育児援助をしている子育てサポーター事業の会員を増やし、地域の子育て支援の拡充に努めます。

■ 子育て相談機能の充実

- ・専門指導員による子育てに対する助言や指導が受けられる子育て支援室の活用を進めるとともに、専門指導員の資質向上を図り、気軽に参加できるよう相談機能の充実に努めます。
- ・子どもの権利を尊重し、安心して子育てができるよう、要保護児童対策地域協議会による児童虐待防止に向けた講座を実施するとともに、家庭や学校、専門家と連携を取り、虐待防止相談及び早期発見の体制づくりの充実に努めます。

■ 児童の健全育成

- ・子どもが安心して遊べる場、集まる場、交流できる場の充実に努めます。
- ・放課後児童クラブ*への利用ニーズに的確に対応するため、既存公共施設の有効利用などを検討しながら、児童への負担を考慮した憩いの場の確保に努めます。
- ・みらい平駅周辺地区の児童の人口増加が見込まれるため、放課後児童クラブ*の施設の確保に努めます。

■ 子育て家庭への経済的支援

- ・子育て家庭に対しては、子ども手当、児童扶養手当、父子母子福祉金など、経済支援を実施します。
- ・児童の健やかな成長を促進するため、支給対象者への個人通知による情報提供と広報活動を的確に行い、経済的負担の軽減に努めます。

【保育施設とその機能の充実】

■ 施設の充実

- ・みらい平駅周辺地区の保育ニーズに対応するため、民間活力の導入を進めるとともに、既存施設の有効な利活用を図ります。
- ・民間活力を導入しながら、地域子育て支援センター*の拡充を推進し、児童の健全で豊かな心の育成に努めます。
- ・公立保育所施設については、地域の実情に応じた施設整備並びに民間委託も含めた運営方法について検討します。

■ 保育サービスの充実

- ・地域子育て支援センター*を拡充するため、私立保育園との連携並びに地域市民の協力を得るとともに、子育て支援室の充実を図ります。



- ・定期研修の受講などによる指導員の資質向上を図るとともに、他のクラブと連携や児童クラブの人数のバランスを考慮しながら、児童クラブの増設及び環境整備に努めます。
- ・保育ニーズの多様化に対応するために、保育士の資質向上を目標とする啓発事業を行い、保育サービスの質の向上とカリキュラムの充実を図ります。

【母子保健事業の充実】

■健康管理体制の充実

- ・妊娠婦や乳幼児の特有な疾患、障がいや事故の予防及び早期発見のため、健康診査、保健指導等の徹底を図ります。

■母性・父性育成の推進

- ・妊娠、出産期を安全で快適に過ごし、子育てに関する不安を解消するための教室を開催し、知識の習得、相談等の充実を図ります。

■育児支援の充実

- ・保健師および助産師による妊娠婦・乳幼児等への訪問指導や相談、保育者同士の交流及び情報交換の場等を充実させ、良好な親子関係の構築と育児不安の軽減に努めます。
- ・発達の遅れなどが心配される未就学児について、集団指導、個別相談、個別指導、幼稚園及び保育所への巡回指導を実施し、発達障がいの早期発見、早期療育に努めます。

■食育の推進

- ・乳児期からの生活習慣病を予防するために、望ましい食習慣にかかる正しい知識の普及に努めます。
- ・親子で食の大切さや楽しみを実感できる体験活動を通じて、健全な食生活の実現と心身の成長を図ります。



第4節

地域福祉

●● 現況と課題

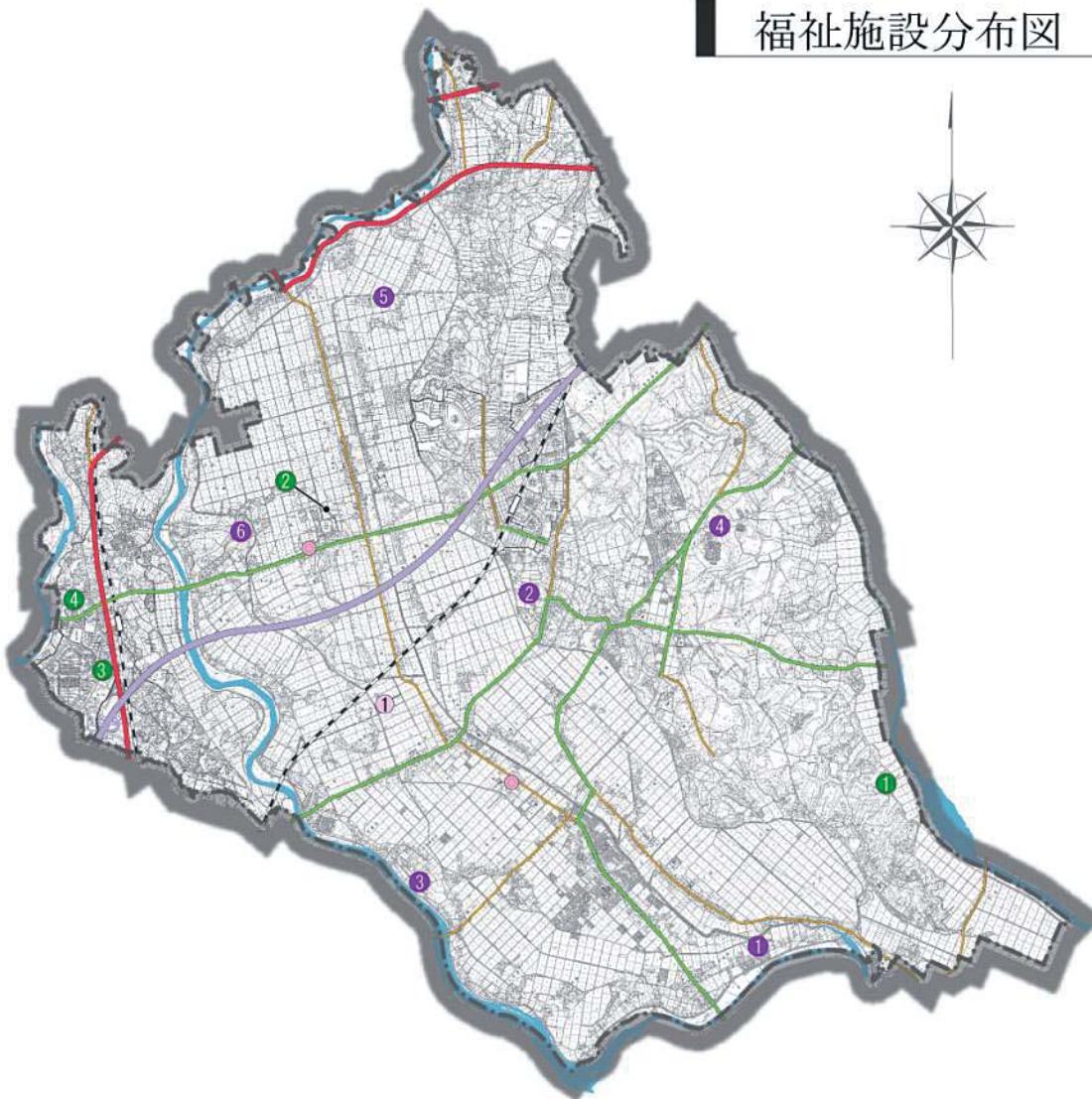
核家族化や価値観の変化とともに、かつての地域社会における血縁的、地縁的な相互扶助意識が低下している中、一方では、高齢化や少子化の進展により、身近な地域社会において人と人との支え合い、互いに助け合う役割が見直されてきています。そのため、年齢や障がいの有無などを超えて、相互理解を深めていくことが必要となっています。

国においては、地域福祉の推進が社会福祉の柱として位置付けられており、本市においても、すべての人が安心して暮らしていけるまちづくりのため、平成24年度に地域福祉計画*の策定を予定しています。

みらい平駅周辺地区の人口は増加しており、住民の家族構成や住居スタイルも従来とは異なる形態が多いため、これから起こる問題は従来以上に多様化することが予想されます。いかなる相談にも対応できる組織づくりや人材の確保が急務となっており、地域福祉活動の推進的な役割を担っている民生委員や社会福祉協議会、ボランティア、NPO法人*などとの連携強化を図り、地域住民とのパートナーシップの形成を基本として、地域福祉活動の充実強化を進めていく必要があります



福祉施設分布図



凡例

保育所	福祉施設	常磐自動車道	つくばエクスプレス
① 伊奈第1保育所	① 総合福祉施設 きらくやまふれあいの丘	常総線	常総線
② 伊奈第2保育所	② 谷和原保健福祉センター	市役所	市役所
③ 伊奈第3保育所	③ ふれあいセンター	河川	河川
④ 伊奈第4保育所	④ 高齢者センター	市町村界	市町村界
⑤ 谷和原第1保育所			
⑥ 谷和原第2保育所			

平成 23 年 12 月現在



●●・ 基本方針

- 地域社会での多様な生活課題に対し、地域全体で取り組む体制を整備するため、地域福祉計画*を策定し、地域福祉の総合的な推進を図ります。
- 地域福祉を推進するため、社会福祉協議会や地域を拠点に活動している団体との連携を図ります。
- 地域社会の中で、すべての人が互いに支え合いながら、自立した生活を送れるよう思いやりと支え合いのまちづくりを推進するため、福祉意識の啓発を図ります。
- 福祉施設等における各世代相互の交流機会の充実を図ります。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
福祉協力者の数	900人	920人	一定の水準には達した福祉協力者については、その協力者数の維持に努めていくことを目標とします。
きらくやまふれあいの丘の施設利用者数	128,176人	150,000人	利用者数が若干減少している、きらくやまふれあいの丘の要因を踏まえつつ、当初の計画数達成に努めていくことを目標とします。

●●・ 施策の方向

項	目
地域福祉推進体制の整備	地域福祉計画の展開
	人材育成の推進
地域福祉活動の推進	社会福祉協議会との連携
	福祉団体の活動支援
	多様な市民活動への支援
福祉意識の啓発	人権教育の推進
	福祉・ボランティア教育の推進
福祉施設の充実	施設サービスの充実

●●・ 施策の内容

【地域福祉推進体制の整備】

■ 地域福祉計画の展開

- ・地域福祉計画*を策定し、関連する計画や施策との整合を図りながら、地域の参画と協働による地域福祉推進体制を構築し、地域福祉の総合的な推進を図ります。
- ・市民の協力を得ながらさまざまな福祉サービスの充実を図り、地域の中でだれもが安心して暮らせる地域ケアシステム*の体制の強化を図ります。

■ 人材育成の推進

- ・民生委員等の研修活動等に対する情報提供や講師派遣などの支援を行い、地域を拠点に活動する民生委員等のいっそうの資質向上を図ります。



- ・高齢者、障がいのある人の日常生活の支援や社会参加機会の拡大を図るため、関係機関と連携し、地域で活動するホームヘルパーやガイドヘルパー、手話通訳者等の養成・確保に努めます。

【地域福祉活動の推進】

■社会福祉協議会との連携

- ・社会福祉協議会との連携を密にしながら、市福祉サービスの円滑な実施に努め、地域福祉の充実を推進します。

■福祉団体の活動支援

- ・地域実情に精通した福祉団体への活動支援を行い、地域に根ざした福祉行政を推進します。

■多様な市民活動への支援

- ・保健・医療、教育分野と連携して、家庭、学校、地域社会、職場において福祉に関する啓発を進め、地域住民の自主的な地域福祉活動への参加を推進します。
・地域福祉の担い手となるボランティアを育成するため、社会福祉協議会において、福祉ボランティアの受入れ体制の充実に努めます。

【福祉意識の啓発】

■人権教育の推進

- ・あらゆる機会を通じて、人権の大切さについて理解を深める人権教育・啓発を推進します。

■福祉・ボランティア教育の推進

- ・世代を超えて幅広く交流できる機会の拡充や福祉教育の充実、啓発活動等を通じて市民の福祉に対する理解と意識の高揚を図ります。

【福祉施設の充実】

■施設サービスの充実

- ・総合福祉施設きらくやまふれあいの丘の適切な管理に努め、福祉施設等における各世代相互の交流機会の充実を図ります。



第5節

社会保障

●● 現況と課題

国民健康保険は、国民皆保険の制度として創設され、市民の健康増進と地域医療の確保に重要な役割を果たしています。しかし、少子・高齢化の急速な進行や疾病構造の変化、高度な医療技術の進展などに伴い、医療費は年々増加し、厳しい財政運営状況にあります。

国民健康保険の加入状況としては、核家族化の進行、景気の低迷などに伴い、世帯・被保険者ともに年々増加傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと見込まれています。このような状況の中、市民の健康の増進を確保し、安心して医療が受けられるよう、医療費の適正化や収納率の向上など負担の公平に努め、国民健康保険事業の安定運営を図る必要があります。

国民年金については、今後も少子・高齢化が進行する中にあって、高齢期の生活の基盤を支える制度であるため、年金制度の意義や役割について周知・啓発を行い、加入促進、納付意識の向上を図っていく必要があります。

平成12年度から運用が開始された介護保険制度については、平成18年4月に介護保険法が改正され、「介護予防*」を重視した、地域支援事業*や地域密着型サービス*などの新たなサービス体系の創出を含む大幅な制度改正が行われ、予防重視型のシステムへの転換が進められています。本市でも、平成24年3月に策定した高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき高齢者施策の計画的な推進に取り組んでおります。今後さらに介護保険制度を充実したものにしていくためにも、市として安定した介護保険制度の運営、高齢者が安心してサービスを受けられる環境整備、介護サービスの量と質の均衡がとれた供給体制の整備などが求められています。

疾病や心身の障がい、高齢などによるほか、長引く経済不況や雇用情勢の悪化に伴い、生活保護受給世帯は年々増加しています。本市の平成23年3月末現在の被保護世帯は127世帯、被保護人員は164人、保護率は3.7%となっており、5年前の本市誕生時（平成18年3月末：60世帯、87人、2.2%）と比較すると倍増しています。今後は、関係機関との連携をいっそう強化し、低所得者世帯などへの自立に向けた支援や相談体制の充実を図る必要があります。



●●・ 基本方針

- 国民健康保険事業については、市民の健康の保持・増進を確保するため、医療費の適正化に努めながら、国民健康保険財政の安定した運営を図ります。
- 国民年金については、広報紙等を通じて国民年金制度の周知を図り、加入促進に努めます。また、被保険者の年金受給権を確保するための年金相談体制の強化を図ります。
- 介護保険制度については、制度に基づく高齢者施策を総合的・計画的に展開し、介護保険業務を的確に遂行することにより、介護保険制度の適正かつ円滑な運営を図ります。
- 低所得者福祉については、生活困窮者に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行うとともに、生活困窮者の自立に向けての指導・支援を充実していきます。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
要介護認定率	14.3%	15.5%	高齢者の健康を確保することを目指し、要介護認定率の増加の抑制を目標とします。
国民健康保険税収納率	91.5%	93.2%	国民健康保険制度の安定した運営のため、収納率の向上を目標とします。
年金情報の広報紙への掲載回数	5回／年	6回／年	国民年金制度の周知啓発の拡大に向けて、広報紙への掲載回数を増やすことを目標とします。

●●・ 施策の方向

項	目
国民健康保険制度の健全な運営	経営の健全化
	医療費の適正化
	被保険者福祉の向上
	福祉医療等の助成
国民年金制度の啓発	制度の周知と啓発
介護保険制度の健全な運営	地域支援体制の整備
	サービス提供体制の改善
	介護保険制度の円滑な運営
低所得者福祉の充実	生活相談の強化



●● 施策の内容

【国民健康保険制度の健全な運営】

■ 経営の健全化

- ・適正な保険給付及び保険税の公平かつ適正な賦課徴収、収納率向上対策及び医療費適正化対策等の経営努力を推進し、適正かつ安定的な事業運営を図ります。

■ 医療費の適正化

- ・国民健康保険制度の理解を深めるため、市民に対する啓発を行います。また、疾病の早期発見・早期治療を奨励し、健康づくりのための保健事業の充実を図り、医療費の削減に努めます。
- ・医療費の適正化を図るため、レセプト^{*}点検の充実に努めます。

■ 被保険者福祉の向上

- ・出産育児一時金・埋葬料の給付、出産育児一時金貸付を行い、被保険者の生活の安定と福祉の向上に努めます

■ 福祉医療等の助成

- ・妊娠婦、小児、母子・父子、重度心身障がい者等を対象に医療費を助成し、健康の保持促進と、生活の安定を図れるように努めます。

【国民年金制度の啓発】

■ 制度の周知と啓発

- ・国民年金の未加入者解消のため、広報紙、パンフレット等により制度の周知を図り、加入促進に努めます。
- ・受給権確保のため、関係機関と連携協力して相談業務の充実を図ります。

【介護保険制度の健全な運営】

■ 地域支援体制の整備

- ・市民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的なケアマネジメント支援を一体的に行う中核的な機関として設置された、地域包括支援センター^{*}の適正な運営体制の確保に努めます。
- ・在宅での高齢者やその家族等が、保健・医療・福祉の各サービスを総合的かつ効果的に受けられるよう、地域包括支援センター^{*}を核とした相談・支援・連絡体制の充実とともに、介護サービスを必要とする高齢者やその家族に最も適した在宅介護サービスの提供に努めます。

■ サービス提供体制の改善

- ・要介護認定者数、サービス利用者数、市民の要望等から、介護施設等の整備や介護サービスの提供など、計画的な介護事業を推進するため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画^{*}を3年ごとに策定し、地域の実情に即した介護保険制度の適正な運営に努めます。
- ・介護保険に関する利用者やその家族等からの苦情を受け付け、必要な関係機関との連絡調整を行い、介護サービス事業者の適正な運営を確保します。



■介護保険制度の円滑な運営

- ・介護保険制度の適正な運営のため、被保険者の資格管理をはじめ、適正な要介護・要支援認定、保険料の賦課、保険料の徴収などを行います。
- ・介護給付が適切に行われているか把握するため、ケアプラン^{*}の調査や国民健康保険団体連合会からの給付費適正化システムを活用し、サービス提供が適切に行われ正確な請求がされるよう指導します。

【低所得者福祉の充実】

■生活相談の強化

- ・要保護世帯への訪問調査による実態把握をもとに、個別需要に即した適正な保護の決定・実施を行います。
- ・要保護世帯の生活状況を的確に把握し、関係諸制度及び福祉施策の有機的活用を図りつつ、適切な生活指導を行います。

第6節 健康づくり

●● 現況と課題

すべての市民が生涯にわたって充実した生活を過ごすためには、健康であることが基本であり、市民一人ひとりが若年期から自らの健康づくりに意識を持ち、健康的な生活習慣を身に付け、積極的に健康の増進を図っていくことが重要です。

本市では、健康づくりの推進体制として、健康増進法、予防接種法、感染症予防法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）に基づいた事業を実施し、市民の生涯を通じた健康づくりと総合的な保健医療体制の確立に努めています。また、谷和原保健福祉センターを中心に市民の健康の保持及び増進を図っています。特に、がんが市民の疾病による死亡の最大の原因となっていることや、平成23年3月の福島第一原子力発電所事故による市民の放射能による不安解消を図るために、平成23年7月に健康増進課内にがん対策室、生活環境課内に放射能対策室を新設し、それぞれへの対策のいっそうの充実を図っています。

また、消費者の食品を取り巻く環境が著しく変化している中で、食肉の偽装表示、残留農薬問題、放射能問題など食の安全性を脅かす問題がおきており、食品の安全性に対する消費者の不安や不信と対応への要求が高まっています。

今後も、市民の多様なニーズに対応し、保健・医療・福祉などの連携のもと、乳幼児から高齢者までの各段階に応じたきめ細かな保健活動の充実に努めていく必要があります。併せて、すべての市民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を図るため、自らの健康づくりに関する意識を持ち、生涯にわたる健康づくり活動ができるよう支援するとともに、疾病予防に重点を置いた施策を展開していく必要があります。

一方、我が国においては自殺による死者数が高い水準で推移しており、本市においても例外ではないため、心の健康づくりにも積極的に取り組んでいくことが必要です。

●● 基本方針

- 市民の生涯にわたる健康づくりを推進するため、自主的な健康づくりと質の高い多様な保健サービスが提供できるよう、心の健康を含めた健康づくりの基盤整備に努めます。
- 市民の多様なニーズに対応できるように、谷和原保健福祉センターを拠点として、総合的で適切なサービスの提供を推進します

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
生活習慣病予防のための健康教室参加延べ人数	560/ 年	590/ 年	健康で長生きできる市民を増やすため、生活習慣病予防のための健康教室参加者の拡大を目指します。
一般がん集団検診受診延べ人数(胃がん、肺がん、大腸がん)	7,000/ 年	7,420/ 年	がんによる死者を抑制していくため、一般がん集団検診受診者の増大を目指します。
婦人科がん検診受診延べ人数(子宮がん、乳がん)	2,250/ 年	2,385/ 年	がんによる死者を抑制していくため、婦人科がん検診受診者の増大を目指します。



●● 施策の方向

項	目
健康づくり推進体制の充実	健康管理体制の充実
	健康診査の充実
	健康増進の充実
	感染症予防の推進
保健活動の推進	拠点機能の充実
	活動体制の充実
食生活改善の推進	食育の推進
心の健康づくりの推進	心の健康づくりの充実
	自殺予防対策の推進

●● 施策の内容

【健康づくり推進体制の充実】

■健康管理体制の充実

- ・健康管理システムの構築を図るとともに、市民の健康状態を住民健診の結果等により適切な把握に努めます。
- ・個人情報である住民健診の情報については、安全管理体制を徹底し、適切に管理します。

■健康診査の充実

- ・健康増進法等に基づいた健診制度を踏まえ、市民の利便性を考慮した健診制度体制の充実を図りながら、受診率の向上に努めます。
- ・がん検診の推進を図るとともにがん予防啓発活動に努めます。

■健康増進の充実

- ・市民が自主的に健康づくりを実践できるよう、健康教育・健康相談などの事業の推進を図ります。
- ・利用者ニーズを踏まえ、谷和原保健福祉センター内健康増進室の充実を図ります。

■感染症予防の推進

- ・感染症まん延を予防するため、予防接種について効率的な啓発を促し、接種率の向上に努めます。
- ・感染症予防対策が、関係機関との円滑な連携のもとに実施できるよう、研修会等を通じ感染症予防意識の向上を図るとともに、啓発に努めます。
- ・新たな強毒性インフルエンザなどの感染症対策を協議し、感染の予防及び拡大の防止に努めます。

【保健活動の推進】

■拠点機能の充実

- ・谷和原保健福祉センターを市民の健康づくりの中心拠点施設として位置付け、機能拡充に努めます。



■活動体制の充実

- ・市民の多様なニーズに的確に対応し、関係機関・団体と連携、調整を図りながら、保健・医療・福祉の総合的で適切なサービスの提供を推進します。

【食生活改善の推進】

■食育の推進

- ・市民が身近なところから食育に取り組む機会や、情報、支援が得られる環境づくりに努めます。

【心の健康づくりの推進】

■心の健康づくりの充実

- ・精神面での問題を抱えている方の相談を行い、受診、受療、社会復帰を図れるよう支援の充実に努めます。

■自殺予防対策の推進

- ・ゲートキーパー*の養成を図るとともに、自殺予防啓発活動に努めます。



第7節 医療

●●・現況と課題

本市における医療機関は、診療所が15か所と歯科医院が19か所となっています（平成23年6月1日現在）。休日・夜間の救急医療について、比較的軽症な患者に対しては、取手医師会病院医師が担当する取手・北相馬休日夜間緊急診療所により診療を確保しているほか、重症救急患者の治療に当たる第二次救急医療については、関係区域の医療機関が参加する常総地域病院群輪番制*・常総地域小児救急医療輪番制により対応しています。

しかし、脳血管疾患や心疾患等の救急患者の増加や、交通事故に対応した救急医療への市民ニーズがますます高まっていることから、救急患者の症状に応じ、迅速・的確に対応できる救急医療体制の拡充・強化が望まれています。さらに、全国的な少子化に伴い小児科医師が減少していることから、小児救急医療体制の充実も必要です。

今後は、既存の医療機関をより効果的に市民ニーズに結び付け、いつでも、どこでも、安心して医療サービスが受けられるための地域医療体制を確立していくことが重要です。

●●・基本方針

- 市民が安心して医療が受けられるよう、医療機関の誘致などに努め、地域医療体制の確立を図ります。
- 近隣医療機関との連携により、救急患者の症状に応じて迅速・的確に対応できるよう、救急医療体制の充実・強化に努めます。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
救急医療体制の参加病院数	8施設	8施設	関係団体との連携を継続し、現状の救急医療体制の維持をしていくことを目標とします。

●●・施策の方向

項	目
医療施設と診療体制の充実	地域医療体制の充実
	救急医療体制の充実



●● 施策の内容

【医療施設と診療体制の充実】

■ 地域医療体制の充実

- ・市民が身近なところで安心して医療サービスが受けられるよう、地域医療の充実に努めるとともに、市内への中核的病院の誘致に向けて、引き続き県や医療機関へ働きかけを行います。

■ 救急医療体制の充実

- ・取手・北相馬休日夜間緊急診療所（取手医師会病院）への支援を行い、初期救急医療が必要な患者の医療を確保します。
- ・休日・夜間における重症患者の救急医療体制の拡充に努めます。
- ・市民の健康管理を促進するため、健康や医療に関する相談体制の構築を検討します。

第4章

個性きらめく学び合いのまち (教育・文化・スポーツの振興)

基本計画



第1節 就学前教育	105
第2節 義務教育	108
第3節 大学等高等教育	113
第4節 生涯学習	114
第5節 スポーツ・レクリエーション	118
第6節 文化振興	121
第7節 青少年の育成	124



第1節

就学前教育

●● 現況と課題

幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、保育所・幼稚園・小学校・中学校・家庭・地域との連携を図りながら、心豊かにたくましく思いやりのある幼児の育成を目標に幼児教育の充実を進めることができます。

本市には、平成23年10月には、幼児施設が開園し、現在公立の幼稚園が3園、私立幼稚園が2園あります。公立幼稚園では、園舎・遊具・園児送迎バス等の修繕などを計画的に進めながら幼稚園教育の充実を図っています。

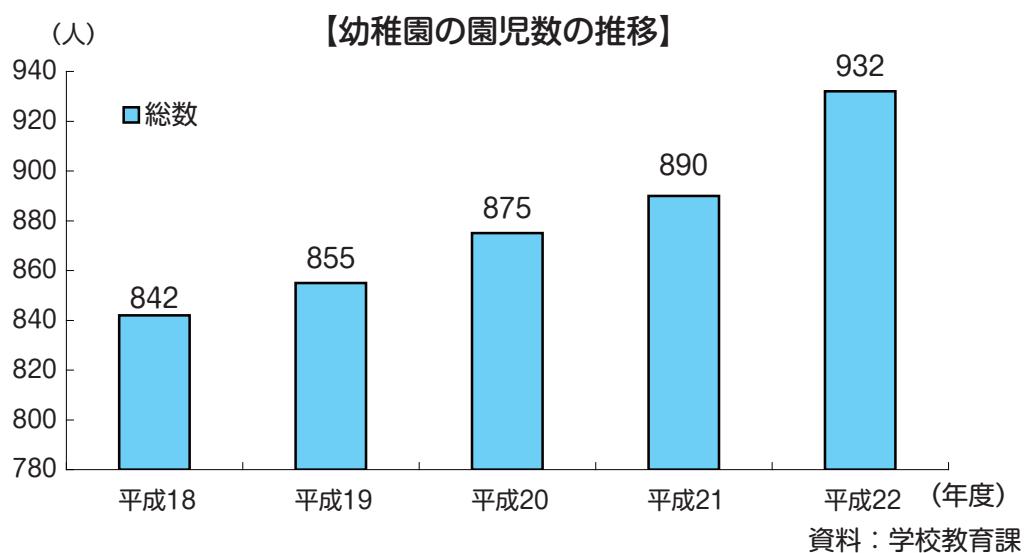
みらい平駅周辺地区などへの新たな住民の転入により、園児数は増加傾向にあります。公立幼稚園でも、募集人数を上回る応募があり、今後の入園希望者の動向を見据えた待機児童対策を検討していく必要があります。

これまで本市では、地域に開かれた公立幼稚園として、園庭開放や子育てサークルとの交流などにより、地域のネットワークを生み出す子育て支援活動を展開してきました。

また、私立幼稚園就園奨励費補助*を行い保護者の負担軽減により、幼稚園教育の機会の確保・充実を図ってきました。

今後は、核家族化や少子化、女性の社会進出など、社会変化に伴い多様化する教育的ニーズに柔軟に対応した幼児教育環境を充実させていくことが必要なことから、民間委託、職員採用計画等についても検討が必要となっています。

また、障がいのある幼児に対しても、本市の豊かな自然環境を活かした体験学習や社会体験などを通じ、発達に応じた教育の実践を図っていく必要があります。





●●・ 基本方針

- 心豊かにたくましく生きる幼児の育成を図る拠点として、保育所・幼稚園・小学校・中学校との相互連携を強化しながら、教育環境・教育内容の充実を目指します。
- 「家庭」や「地域社会」の果たす幼児教育の重要性を見直し、それぞれの信頼関係のもとに、地域が一体となって相互に協力関係を保ちながら幼児教育環境の充実を図ります。
- 心身共に健康で、遊び体験を通して知的好奇心を高め、さらにのびのびと表現する力を持った幼児教育を行い、生き生きと遊ぶ楽しい幼稚園づくりを目指します。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
教職員研修会実施回数	15回／年	20回／年	教育現場におけるさまざまな課題に対応できるよう、教職員の資質向上や保育指導の充実を図る各種研修会の実施回数の増加を目標とします。

●●・ 施策の方向

項	目
幼児教育の充実	教育内容の充実
	幼児教育の統括運営
幼児教育環境の充実	相談・指導の充実
	地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり
幼児教育施設の充実	幼児教育施設の整備

●●・ 施策の内容

【幼児教育の充実】

■教育内容の充実

- ・いばらき幼児教育プランの趣旨に沿った幼児教育を展開するとともに、義務教育の準備段階として、小学校への指導の流れが一貫したものとなるよう、保育所・幼稚園・小学校・中学校との連携を図ります。
- ・園内外研修の充実により、教職員の資質を高め、幼児教育の充実を図ります。
- ・幼児の発達の特性や地域の実情に応じた弾力的な教育課程の編成と継続研究を推進します。
- ・遊びを通し体力の増進や知的発展につながる指導内容・方法の充実を促進します。
- ・基本的な集団生活に必要な基本的な生活習慣や態度及び社会性を育て、健全な心身の基礎を培うように努めます。
- ・家庭や地域との連携を図りながら、教育内容の充実を図ります。



【幼児教育環境の充実】

■ 幼児教育の統括運営

- ・私立幼稚園就園奨励費補助金*の助成により、保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園への就園を促進します。
- ・保育参観や家庭訪問などを通じて、幼稚園と家庭の相互理解を深めます。
- ・ホームページの充実や園だより・クラスだよりの発行、地域社会との交流会などを通じて、幼児教育のPR活動を図ります。

■ 相談・指導の充実

- ・地域に開かれた幼児教育施設づくりを進めるとともに、発達の遅れなどが心配される未就学児においても、子育て支援と連携しながら、子育てに関する悩みや不安といった問題に对しての相談体制を充実します。

■ 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり

- ・家庭教育学級など幼児を持つ親を対象に講義や実習を行い、保護者が共に成長できる場の充実に努めます。
- ・さまざまな行事を通じて、高齢者との世代間交流を図ります。

【幼児教育施設の充実】

■ 幼児教育施設の整備

- ・既存施設の維持管理を適切に行うとともに、各園の特色ある教育内容・方法に対応した教育空間、子育て支援活動等弹力的な幼稚園運営が円滑に行われる施設空間として、幼児施設の場にふさわしい施設の整備充実に努めます。
- ・公立幼稚園施設については、待機児童対策等のさまざまな需要に対応するため、受け入れ体制の整備など入園を希望する幼児の円滑な就園を図りながら、公立・民間のバランスを考慮しつつ、地域の実情に応じた運営方法や施設整備を検討していきます。



第2節

義務教育

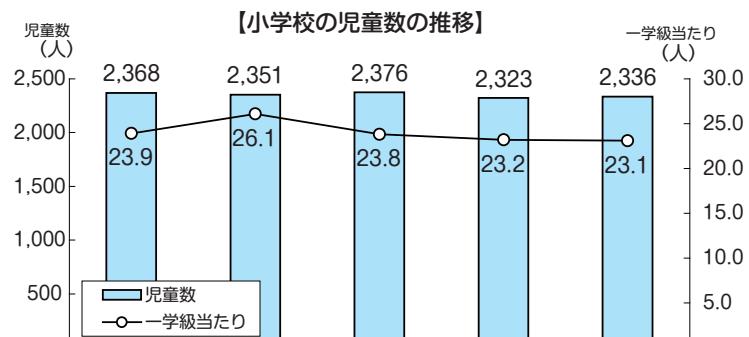
●● 現況と課題

学校教育については、社会の急激な変化や人間関係の希薄化などにより、いじめ・不登校などさまざまな問題が指摘されています。児童生徒一人ひとりの良さや可能性を引き出す学習指導法の工夫・改善を図るための実態を把握し、それを伸ばしていくという多様な価値観の実現が必要です。

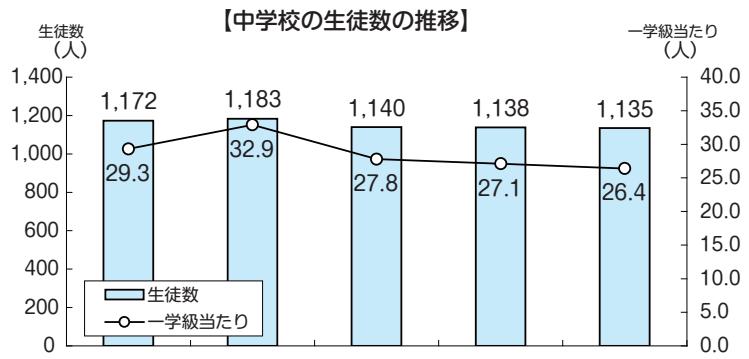
本市には、現在、小学校が10校、中学校が4校あります。それぞれの学校が児童生徒の特性や学校・地域の実態を踏まえ、創意を活かした特色ある教育課程を編成し積極的に実施しています。児童生徒一人ひとりの学力向上・豊かな心の育成を目指し、家庭・地域と連携を図りながら開かれた学校づくりにも取り組むほか、つくばみらいいきいきプラン（明るいあいさつのできる子・本をたくさん読む子・物や資源を大切にする子・早寝早起き朝ご飯を実践できる子）を設定し、推進を図っています。

また、不登校問題、いじめ問題、人権教育、コンピュータ利用による情報教育、キャリア教育などさまざまな教育ニーズや課題に対応できるよう各種研修を行うほか、教育指導室の学校訪問指導により、学校の活性化、教職員の資質向上に努める必要があります。

さらに、適正規模・適正配置に基づき、子どもにとって望ましい教育環境の整備という観点を念頭に置きながら、児童生徒を預かる教育環境の充実を図るため、既存建物の耐震補強や老朽による建物の改築及び改修工事を計画的に行うほか、児童生徒の健康保持や防犯や安全など、安心して生活できる学校生活環境の向上を図る必要があります。



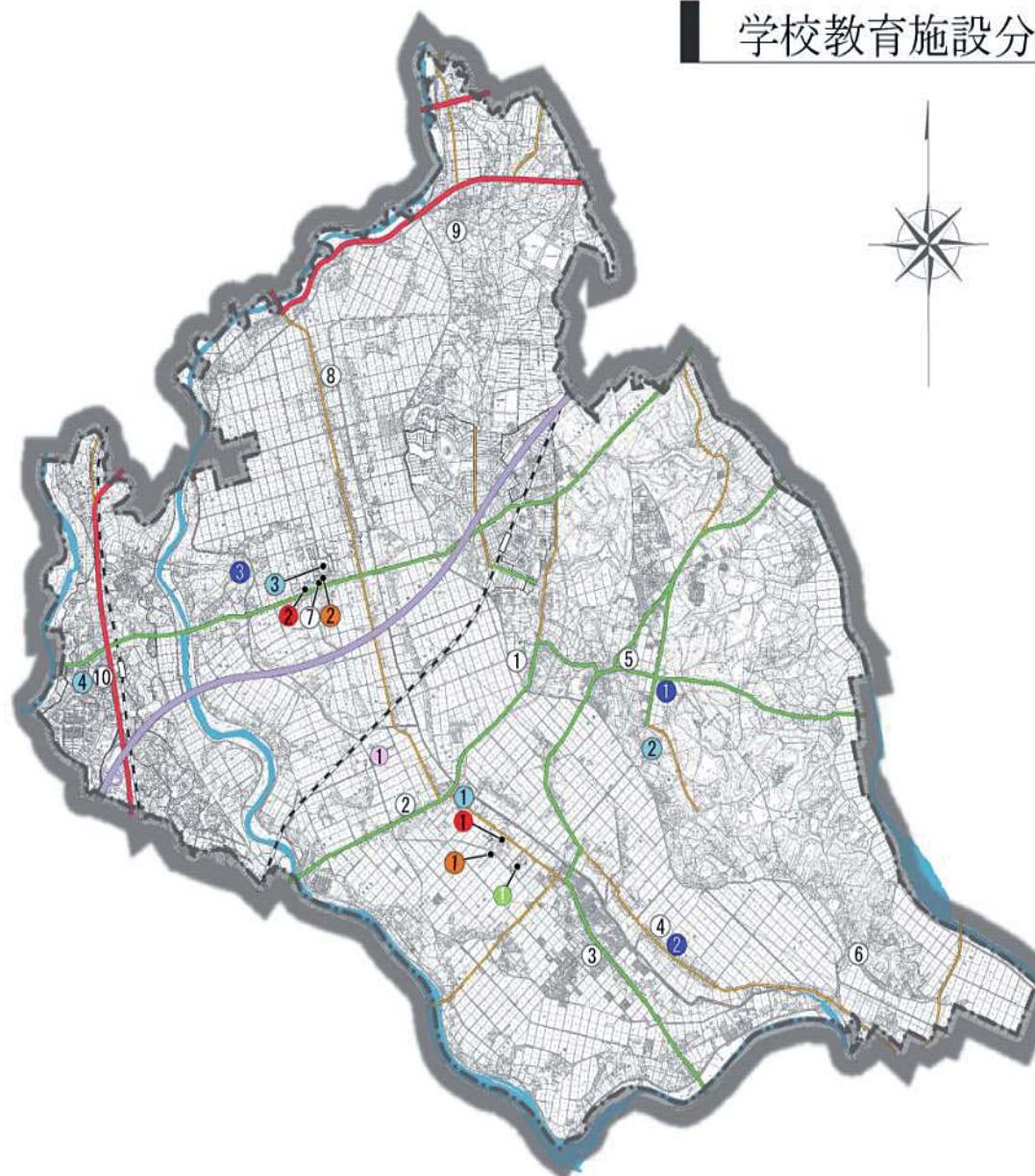
資料：学校教育課



資料：学校教育課



学校教育施設分布図



凡例

市役所

- | | |
|---|-------|
| ① | 伊奈庁舎 |
| ② | 谷和原庁舎 |

養護学校

- | | |
|---|--------|
| ① | 伊奈養護学校 |
|---|--------|

幼稚園

- | | |
|---|--------|
| ① | わかば幼稚園 |
| ② | すみれ幼稚園 |
| ③ | 谷和原幼稚園 |

小学校

- | | |
|---|--------|
| ① | 小張小学校 |
| ② | 豊小学校 |
| ③ | 谷井田小学校 |
| ④ | 三島小学校 |
| ⑤ | 板橋小学校 |
| ⑥ | 東小学校 |
| ⑦ | 谷原小学校 |
| ⑧ | 十和小学校 |
| ⑨ | 福岡小学校 |
| ⑩ | 小綿小学校 |

中学校

- | | |
|---|--------|
| ① | 伊奈中学校 |
| ② | 伊奈東中学校 |
| ③ | 谷和原中学校 |
| ④ | 小綿中学校 |

高等学校

- | | |
|---|--------|
| ① | 伊奈高等学校 |
|---|--------|

学校給食センター

- | | |
|---|-------------|
| ① | 伊奈学校給食センター |
| ② | 谷和原学校給食センター |

常磐自動車道

—■—

つくば
エクスプレス

国道

|||||

常緑線

主要地方道

□□□

河川

□□□

県道

□□□

市町村界

□□□

平成 23 年 12 月現在



●●・ 基本方針

- 児童生徒一人ひとりの良さや可能性を活かし大切にする教育を基本に、豊かな感性をはぐくむ人間形成と、基礎・基本を重視した確かな学力の向上を目指しながら、教育内容の充実を図ります。
- 子どもたちが安全で快適な学校生活が送れるよう教育環境の整備を図るとともに、教職員の資質向上を図る研修を充実します。
- 児童生徒の健康と安全を確保するため、安心して生活できる教育環境の整備・充実を図ります。

指標名	実績値 (H 23 年度)	目標値 (H 29 年度)	指標の考え方
結核精密検査対象者の受診率	80%	85%	集団感染防止・病気の早期発見への対応として、対象者の受診率の向上を目指します。
教育施設の耐震化率	82.1%	100%	既存施設の耐震化及び老朽化による改築・改修による学校施設環境の向上を目指します。
体力テスト AB 取得率	46.4%	48%	子どもの体力の低下への対応として体力テストの AB 取得率の向上を目指します。
こどもを守る 110 番の家登録率	40%	45%	こどもを守る 110 番の家*を増やし、地域の防犯意識の向上を目指します。

●●・ 施策の方向

項	目
教育内容の充実	豊かな感性と学力の向上
	特別支援教育の充実
	安心して学べる環境づくり
	教職員の資質向上
教育環境の充実	学校教育の統括運営
	学校施設の整備
健康と安全性の確保	学校給食の充実
	食育の推進
	健康の保持・増進と体力の向上
	学校安全の向上

●●・ 施策の内容

【教育内容の充実】

■豊かな感性と学力の向上

- ・つくばみらいいきいきプランを推進し、「明るいあいさつのできる子」、「本をたくさん読む子」、「物や資源を大切にする子」、「早寝早起き朝ご飯を実践できる子」を育てます。
- ・児童生徒に確かな学力を身に付け、豊かな感性を養うため、教職員の指導方法の研究や指



導資料の作成に努めます。

- ・基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力等の育成に努めます。
- ・小学校から中学校まで9年間を通して学び方を身に付けられる小中一貫教育の導入を図り、小学校から行う教科担任制やキャリア教育など、個性を伸ばす教育環境の充実に努めます。
- ・地域の特性や学校の実態及び児童生徒の発達段階を踏まえ、生きる力をはぐくみ、創意工夫を活かし、地域の自然などを活かした特色ある教育活動などを推進します。
- ・歴史・文化・伝統などの理解を深め尊重する教育を推進します。
- ・外国人英語指導助手の活用により、英語教育の充実とコミュニケーション能力の育成に努め、国際感覚の向上を図ります。
- ・コンピュータ等の情報機器や学校図書の活用を通して、情報を収集・選択し活用・発信するなどの基礎的な能力を育成します。
- ・自然とのふれあいやリサイクル活動などを通して、環境についての理解を深めるとともに、環境保全に取り組む態度や能力の育成を図ります。
- ・児童生徒が国内外の芸術に触れる機会の充実に努めます。

■特別支援教育の充実

- ・障がいのある子どもの適正な就学を図るために、幼稚園・保育所・特別支援学校等の連携と保護者との話し合いのもと、早期からの適正な教育対応を図ります。
- ・医療・福祉等の関係機関と連携し、児童生徒一人ひとりの自立を目指した就学指導や障がいの程度に応じた学校施設・指導体制の充実に努めます。
- ・卒業生徒の進路状況を調査し、参考資料としての活用を図り、児童生徒一人ひとりの実情に応じた適切な進路指導を行います。

■安心して学べる環境づくり

- ・教育相談体制の充実やカウンセリング等の機能の充実を図ります。
- ・学校・家庭・地域社会の連携と相互理解を深め、三者一体となった指導体制の充実を図り、開かれた学校づくりを推進します。

■教職員の資質向上

- ・教職員の職能・経験に応じた研修や校内外研修などの充実に努めるとともに、教育指導室による学校訪問、教科等専門教員事業による優秀教員の育成を図ります。

【教育環境の充実】

■学校教育の統括運営

- ・みらい平駅周辺地区の学校建設については、将来の児童数等を考慮しながら、計画的な整備を推進します。
- ・経済的に就学が困難な家庭に対し、学用品・医療費・給食費等の支援を行います。
- ・児童生徒が自らの長所や可能性を發揮し、自己実現できるよう、個性や適性に応じたきめ細かな指導に努めます。
- ・市奨学金貸付事業によって、後期中等教育・高等教育のより高度な学問機関への進学を支援します。
- ・各学校の教育課題に対して、迅速かつ的確な取組を進めるため、教職員の配置の充実に努め、さまざまな指導体制の工夫・改善を図ります。



■学校施設の整備

- ・良好な教育環境の維持・推進のため、既存施設の耐震化を進めるとともに、老朽による改築・改修を計画的に行い、学校施設環境の向上を図ります。
- ・学習指導要領に基づく教育の効果を高めるため、教育用コンピュータや学校図書など教材・教具の整備充実を図ります。

【健康と安全性の確保】

■学校給食の充実

- ・児童生徒の食環境や嗜好の変化に対応しつつ、衛生・栄養面に配慮した給食とするため、献立の工夫や施設設備の整備充実を図ります。
- ・安定した給食運営、公平な負担を実現するため、給食費の滞納対策を強化します。
- ・学校給食を通じて、児童生徒がより望ましい食生活習慣を身に付けるよう家庭と連携を深めながら効果的に指導します。

■食育の推進

- ・地元で取れた農産物を取り入れた学校給食を活用し、児童生徒の「食」、「食育」への理解を深めます。

■健康の保持・増進と体力の向上

- ・児童生徒及び教職員の健康診断を行い、心身の健康管理に努めます。
- ・安心できる学校生活のため、校内の環境整備に努めます。
- ・法定伝染病や生活習慣病などの検診を行い、検診後のアフターケアを充実します。

■学校安全の向上

- ・情報メール配信サービスの活用及び保護者のアドレス登録率を上げるため周知を行い、保護者への迅速かつ正確な情報配信に努めます。
- ・学校への不審者侵入による事故等を防ぐため、防犯カメラ等による監視や警備会社との連携による安全確保を継続して実施します。
- ・関係機関と連携を図りながら、地域の防犯意識を高め、児童生徒の安全を確保します。
- ・児童・生徒の安全を確保するために、必要に応じて防犯システムの構築を検討するとともに、教職員が緊急時に対応できる体制を整えます。



第3節

大学等高等教育

●● 現況と課題

社会経済のグローバル化^{*}が進展する中、国際社会で活躍できる人材育成や、最先端技術の担い手育成など高度な人材育成が求められています。

また、高等学校は今や義務教育的になりつつあり、本市においても高等学校への進学率は9割以上を占める状況となっています。市内にある県立伊奈高等学校では、市内及び近隣市町の生徒を受け入れていますが、専門学校・短大・大学等は市外に依存している状況です。

このような状況は、結果として若年層の流出につながります。若年層の定着を図るため、本市の地域資源を活用した企業・産業の育成に必要な専門性のある高等教育機関・研究機関等の誘致が必要です。

●● 基本方針

○関係機関と連携を図りながら、小、中、高の一貫校を含めた高等教育機関や映像関連の専門学校等の誘致について調査・検討を行います。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
ワープステーション江戸周辺整備構想土地利用計画の策定	—	策定	茨城県と協議を行いながら、映像関連産業（映像・映画専門学校等を含む）やロケ機能に特化した施設を誘導する土地利用計画の策定を目標とします。
高等教育機関の誘致	—	1校	高等教育機関の誘致による新たな新設校の立地を目標とします。

●● 施策の方向

項	目
高等教育機関の誘致	誘致活動の推進

●● 施策の内容

【高等教育機関の誘致】

■誘致活動の推進

- ・つくばエクスプレスの整備を背景としたまちづくりが進み、今後人口増加が見込まれる中、地域にとって必要な人材を育成する小、中、高の一貫校を含めた大学等高等教育施設の誘致を引き続き推進します。
- ・ワープステーション江戸と連携のとれた映像・映画専門学校等の誘致を行うための条件整備に努めます。



第4節

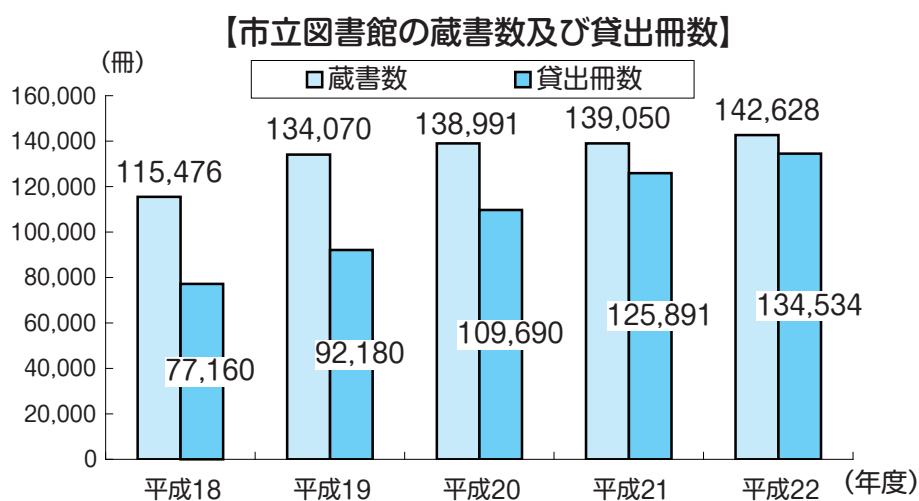
生涯学習

●● 現況と課題

社会の成熟化、時間消費型サービス^{*}への需要の増大、時間にゆとりのある高齢者の増加やみらい平駅周辺地区の住民の増加などに伴い、生涯を通した学習への関心・意欲が高まるとともに、そのニーズはますます多様化しています。こうした学習ニーズにこたえるため、さまざまな学習機会を充実させながら、学習内容に関する的確な情報や学習の場の提供を図っていくことがいっそう大切になっています。

本市には、学習、交流、活動の拠点となる市立公民館が2館、コミュニティセンター^{*}が3館あるほか、市立図書館と図書館分館があり、生涯学習の充実及び社会教育の推進を図るために、生涯学習講座や家庭教育学級、成人式、公民館講座、よつわ大学^{*}など各種事業を実施しています。また、生涯学習活動のよりいっそうの充実を図るため、コミュニティセンター^{*}建設計画を検討しています。

今後も、市民のニーズに対応した学習機会の提供に努めながら、生涯学習への参加意識の高揚を図るとともに、社会の変化に対応した学習機会の充実を図っていく必要があります。また、老朽化が進む施設については、計画的に改修を行い、市民ニーズや地域バランスを考慮した施設整備を推進していく必要があります。



資料：図書館



社会教育施設分布図



凡例

教育・文化・公園施設				
●	○	公民館・コミュニティセンター		
①	○	図書館		
②	○	歴史公園 (ワーフステーション江戸)		
③	○	間宮林蔵記念館		
④	○	結城三百石記念館		
⑤	○	福岡堰さくら公園		
⑥	○	綱の台桜公園		
●	○	体育施設		
①	○	総合運動公園		
②	○	城山運動公園		
③	○	古川テニスコート		
④	○	谷和原武道館		

常磐自動車道	つくばエクスプレス
国道	常総線
主要地方道	市役所
県道	河川
	市町村界

平成 23 年 12 月現在



●●・ 基本方針

- 社会環境や市民意識の変化などによる多様な学習ニーズに対応しながら、本市の自然、歴史、文化的資源を有効に活用した多様な学習機会の充実を図るとともに、学習情報の発信や主体的な活動を支援する体制の強化を推進します。
- 各種生涯学習施設の適切な管理運営と、各種講座・教室などの体系化を図りながら、市民が自ら行う生涯学習の拠点として学習環境の充実に努めます。

指標名	実績値 (H 23 年度)	目標値 (H 29 年度)	指標の考え方
公民館利用者数	47,200 人	48,100 人	過去の利用者数の伸びを踏まえ、それらのニーズに適した学習機会の拡大を図りながら、利用者数の増加を目標とします。
市民 1 人当たりの図書貸出冊数	3.05 冊 / 人	3.55 冊 / 人	多様な学習ニーズに対応したさまざまな事業を展開しながら、市民 1 人当たりの図書貸出冊数の増加を目標とします。

●●・ 施策の方向

項	目
生涯学習環境の充実・整備	生涯学習事業の充実
	学習拠点の充実・整備
	図書館事業の充実

●●・ 施策の内容

【生涯学習環境の充実・整備】

■生涯学習事業の充実

- ・高齢者、団塊の世代に対応するよつわ大学*や各種公民館で実施されている講座・教室の充実を図ります。
- ・家庭教育学級、子ども対象講座、成人対象講座、親子対象講座など、幅広い世代を対象とした生涯学習事業・講座の充実を図ります。
- ・市民の学ぶきっかけとなり、また学習機会の選択ができるよう、団体やサークル、講座・教室の開催や指導者などの情報提供の充実を図ります。
- ・生涯学習を総合的に推進するため、各関係機関・団体等との連携を図りながら、生涯学習の支援体制の充実に努めます。

■学習拠点の充実・整備

- ・生涯学習活動をよりいっそう効果的に推進するため、身近な生涯学習施設である公民館やコミュニティセンター*などについては、新設計画や耐震化の検討を含め、整備充実を図るとともに、適切な維持管理を行います。



■図書館事業の充実

- ・市立図書館は、長期的な構想に基づき、計画的に蔵書整備を進めます。
- ・利用者の多様なニーズに対応した資料・情報の充実を図るとともに、地域の歴史や文化などに関する資料の収集・保存・情報の発信を通じ、図書館の利用促進を図ります。
- ・インターネットの活用による図書の貸出予約など、情報提供の充実に努めるとともに、他館との相互貸借などを進めるため、国や他団体の図書館等との連携を強化します。
- ・利用者へ各種データベースを提供するとともに、IT活用を促し調査相談サービスの向上を図ります。
- ・幼児・児童を対象としたおはなし会の開催やボランティアグループによる読み聞かせ会などにより、子どもが読書に親しむことができる環境づくりを推進します。



第5節

スポーツ・レクリエーション

●● 現況と課題

余暇時間の増大や健康志向等により、市民のスポーツ・レクリエーション活動に対する関心が高まってきています。

本市では、スポーツ・レクリエーション推進のため、スポーツフェスティバル、市民ウォーキングDAYなど、だれもが気軽に楽しめる各種イベントを開催しています。

市内には、総合運動公園、城山運動公園などの施設があり、各種スポーツ大会等に活用され、市民に幅広く利用されています。また、身近なスポーツ活動推進のため、学校体育施設の開放も行っています。

スポーツ関係団体の活動においては、生涯スポーツとしてスポーツクラブみらい（総合型地域スポーツクラブ*）が主体となり、年齢や体力及びニーズに応じたさまざまな活動を推進しています。

競技スポーツは、つくばみらい市体育協会を中心に、スポーツ少年団やニュースポーツ*クラブなどがあり、スポーツクラブみらいを基軸としてスポーツ活動における人材の循環を行っています。

今後も多様化する市民ニーズに対応した地域のスポーツ・レクリエーション活動の充実に努めながら、スポーツ推進委員及び市内各スポーツ団体と協働し、スポーツの日常化を推進するとともに、スポーツ施設の拡充整備を図り、市民スポーツの推進に努めていく必要があります。



●● 基本方針

- 子どもから高齢者まで、あらゆる市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、スポーツクラブみらいの活動を促進します。
- スポーツの推進を図るため、スポーツ・レクリエーション団体の活動場所を確保するなど団体活動を支援し育成します。
- 市民のニーズに応じ、多様なスポーツに対応する利便性の高い施設の充実を図ります。

指標名	実績値 (H 23 年度)	目標値 (H 29 年度)	指標の考え方
スポーツイベント参加者数	4,270 人 / 年	4,570 人 / 年	スポーツ・レクリエーションを推進するため、年 1.1% の伸び率によるスポーツイベント参加者数の増加を目標とします。
スポーツ施設利用者数	90,500 人 / 年	267,380 人 / 年	スポーツ施設の利用促進を図るため、年 15 % の増加による施設利用者数の増加を目標とします。

●● 施策の方向

項	目
スポーツ・レクリエーション活動の推進	スポーツ・レクリエーション活動の充実
スポーツ・レクリエーション団体の育成	指導者の育成
	スポーツ活動団体の育成
スポーツ・レクリエーション施設の充実・整備	拠点施設の充実・強化
	利用しやすい環境整備

●● 施策の内容

【スポーツ・レクリエーション活動の推進】

■ スポーツ・レクリエーション活動の充実

- ・市民のスポーツ・レクリエーション活動機会の充実のため、スポーツフェスティバルの開催をはじめ、市民ウォークDAYの開催、近隣中学校球技大会の開催など、各種スポーツ大会を開催するとともに、スポーツクラブみらいと連携し、高齢者や障がいのある人などあらゆる市民が、スポーツに親しむことができるスポーツ活動の場の提供を図ります。
- ・市民の誰もが日常的に気軽にスポーツに親しめる場の提供として、スポーツクラブみらいを中心に、さまざまなニーズに合わせたプログラムを実行できるよう努めます。



【スポーツ・レクリエーション団体の育成】

■指導者の育成

- ・生涯スポーツの指導者を育成するため、スポーツクラブみらいを中心に独自の指導者育成講習会等を定期的に開催します。

■スポーツ活動団体の育成

- ・体育協会及びスポーツ少年団の拡充・強化とスポーツ事業などへの主体的な取組を促進するとともに、スポーツクラブみらいの活動促進を図ります。また、スポーツクラブみらいを中心に、スポーツ活動のネットワークが出来るような仕組みをつくります。

【スポーツ・レクリエーション施設の充実・整備】

■拠点施設の充実・強化

- ・市民の多様なスポーツ活動の需要に対応しながら、既存のスポーツ施設の維持管理及び施設の効率的な活用を図ります。
- ・スポーツ施設の拡張整備や施設の充実に努め、スポーツ活動の推進を図ります。

■利用しやすい環境整備

- ・スポーツ・レクリエーション施設の利用を促進するため、手続の簡素化など利便性の向上に努めるとともに、利用者のニーズに合ったスポーツ施設の運営の充実・効率化を図ります。
- ・スポーツクラブみらいと連携し、スポーツ・レクリエーションの場を幅広く提供するとともに、利用者の利便性を考慮し、学校施設の開放を推進します。



第6節

文化振興

●● 現況と課題

社会経済の変化に伴う余暇時間の増加や高齢化社会に伴い、心の豊かさや、人と人がふれあうゆとりのある生活が求められ、市民の文化や芸術への関心も高まってきています。

本市においては、これまで各種の文化施設の維持・整備や、文化祭などにおける文化・芸術団体への活動機会の提供、歴史的価値のある文化財団体や指定文化財の保存・保護などをを行い、各種団体の育成を支援するとともに、文化の振興を進めてきました。

文化財では、市内 18 件（国指定文化財 2 件、県指定文化財 8 件、市指定文化財 8 件）の文化財について保護、保存活用を行っているほか、未指定の文化財についても調査を行い、保護を進めています。

文化施設として整備をしている「結城三百石記念館」、「間宮林蔵記念館」の 2 施設においては、市内外を問わず多くの方々が来館しています。さらに国指定重要無形民俗文化財である小張、高岡の「綱火*」をはじめ、地域に根ざした伝統文化の保存・継承に努め、正しい形で次世代に引き継ぐ取り組みを積極的に推進しています。

これらの文化・歴史的遺産については、近年の生活様式の変化や後継者不足などにより、そのものを保存継承していくのが困難となってきているため、適切な文化遺産の保存及び活用に関する手法について検討していく必要があります。

芸術文化の振興についても、やはり活動団体の高齢化が進んでおり、若い世代も積極的に参加し交流をもてる体制作りが課題となっています。

今後の文化振興及び発展のためには、市だけが主導した振興でなく、各種団体が共同で活動を行えるような支援体制、文化・歴史などのボランティア人材の育成などが必要です。

表一 指定文化財一覧

指定区分	種別	名称	指定年月日	所在地	管理者
国指定	彫刻	木造不動明王及び二童子立像	大正 4 年 8 月 10 日	板橋	不動院
	無形民俗	綱火 小張松下流 高岡流	昭和 51 年 5 月 4 日	小張 高岡	小張松下流綱火保存会 高岡流綱火更進団
県指定	史跡	間宮林蔵の生家	昭和 30 年 11 月 25 日	上平柳	つくばみらい市
	史跡	間宮林蔵の墓	昭和 30 年 11 月 25 日	上平柳	間宮正孝
	建造物	不動院三重塔	昭和 35 年 12 月 13 日	板橋	不動院
	無形民俗	西丸山祈祷ばやし	昭和 38 年 8 月 23 日	西丸山地区	西丸山祈祷囃子保存会
	彫刻	木造阿弥陀如来立像	昭和 40 年 2 月 24 日	小張	善空寺
	建造物	不動院本堂	昭和 40 年 2 月 24 日	板橋	不動院
	建造物	不動院楼門	昭和 49 年 11 月 25 日	板橋	不動院
	彫刻	木造阿弥陀如来立像及脇侍像	平成 12 年 11 月 27 日	福岡台入会地	大樂寺
市指定	歴史資料	間宮林蔵関係資料	平成 4 年 3 月 3 日	上平柳	間宮正孝
	彫刻	木造薬師如来坐像	平成 7 年 6 月 1 日	福岡台入会地	大樂寺
	彫刻	木造千手觀音立像	平成 12 年 3 月 31 日	東栗山	千手院
	彫刻	木造阿弥陀如来立像	平成 12 年 3 月 31 日	豊体	淨円寺
	彫刻	木造十一面觀音立像	平成 13 年 3 月 27 日	福岡台入会地	大樂寺
	史跡	鉄火塚	平成 13 年 3 月 27 日	宮戸	つくばみらい市
	考古資料	山水双鳥鏡	平成 20 年 12 月 1 日	前田村遺跡より出土	つくばみらい市
	彫刻	銅造不動明王立像	平成 20 年 12 月 1 日	足高	つくばみらい市

資料：生涯学習課（平成 23 年 12 月 1 日現在）



●●・ 基本方針

- 文化・芸術団体の育成及び活動を支援し、文化振興を図ります。
- 市内に残る有形・無形文化財など文化財遺産を保護し、歴史的価値のある古文書や行政資料、その他地域に関する資料などを収集保管のうえ整理を行い、適正な保存を行いながら、広く市民に公開し、地域の学習等に役立つ体制作りを図ります。
- 埋蔵文化財の所在の確認や各種調査を的確に行い、埋蔵文化財の保護を図ります。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
文化祭参加人数	3,800人	4,000人	市民の文化・芸術活動の発表の場となる文化祭参加団体や市民への周知を徹底し、文化祭参加者数及び来場者数の増加を目指します。
文化施設利用（来場）者数	8,800人	10,000人	文化施設（間宮林蔵記念館・結城三百石記念館）の維持管理と有効利用に努め、文化施設利用者数を増加させることを目指します。
文化協会加入団体数	81団体	85団体	市文化協会に属し文化活動を行う団体の数の増加を目指します。

●●・ 施策の方向

項	目
文化・芸術団体の育成と活動の促進	文化・芸術団体の育成 文化・芸術活動の促進
文化財・文化遺産の保全と活用	文化財保護の推進 史資料の収集・保存体制の充実 文化遺産の活用 文化継承活動の支援
埋蔵文化財発掘体制の整備	埋蔵文化財収集・保存体制の充実

●●・ 施策の内容

【文化・芸術団体の育成と活動の促進】

■文化・芸術団体の育成

- ・自主的・創造的な芸術・文化活動の普及向上を図るために、地域に根ざした文化・芸術団体の育成を促進するとともに、関係情報の提供に努めます。

■文化・芸術活動の促進

- ・各種文化講座・教室やつくばみらい市文化祭の開催など、文化・芸術に触れ、活動に参加できる交流の場を広げ、文化・芸術活動の促進を図ります。



【文化財・文化遺産の保全と活用】

■ 文化財保護の推進

- ・文化財保護審議会の円滑な運営を図りながら、指定文化財の損耗や老朽化などの現状を常時把握し、保存、活用のために必要な管理指導を行います。
- ・文化財の修繕等が必要な際には早急な対応ができるよう、管理者・保存団体の支援を図ります。

■ 史資料の収集・保存体制の充実

- ・郷土史資料、行政文書等の収集の定着化を図るとともに、保存方法や公開方法を検討し、歴史資料や行政への有効な活用を図ります。

■ 文化遺産の活用

- ・既存記念館施設の適切な維持管理に努めるとともに、施設の有効な利用を図ります。

■ 文化継承活動の支援

- ・無形民俗文化財や伝統芸能を伝承している団体に対して、補助金等による支援を行い文化財の維持を進め、併せて市民の民俗文化への関心の向上を図ります。

【埋蔵文化財発掘体制の整備】

■ 埋蔵文化財収集・保存体制の充実

- ・埋蔵文化財を保護するため、埋蔵文化財包蔵地^{*}の周知を図るとともに、重要遺跡の調査を推進します。
- ・開発事業等と埋蔵文化財保護との調整を図るため、開発関係者と連携し事前の調査・調整を行うとともに、発掘調査など適切な保存措置に努めます。
- ・埋蔵文化財保護体制づくりのため、専門的知識を持つ人材の確保に努めます。
- ・現在の各資料保存施設内の収納整理を進めるとともに、新たな収納場所の確保についても検討し、併せて貴重な文化財史料としての有効な活用を図ります。



第7節

青少年の育成

●● 現況と課題

急速に進む情報化により、青少年が利用できる情報機器や方法は多種多様になっており、たやすく多量の情報を手に入れることができます。

これにより利便性があがっている反面、青少年が有害情報にさらされる危険も増大しています。その有害情報により、犯罪に巻き込まれる青少年が後を断ちません。

携帯電話などの有害情報を排除するサービスに加入してアクセスしないようにするなど、悪質な情報を排除するとともに、正しい知識で判断し、犯罪等に引き込まれるのを防ぐことが重要です。

また、これらの複雑化する環境の中で、青少年の健全な育成と非行の未然防止のためには、家庭、学校、地域、行政、団体、企業がこれまで以上に連携・協働し、青少年の健全育成の取り組みを進めていくことが必要となっています。

本市では青少年育成市民会議及び市青少年相談員の協力を得て防犯パトロールを実施するなど、青少年の健全育成について取り組むほか、青少年活動を支える指導者の育成に努めてきました。今後も引き続き、これらの取り組みを続けながら、青少年の社会参加や交流活動等を積極的に支援し、多様な人間関係を形成する機会の確保を図ることが必要です。

●● 基本方針

- 青少年は、未来を担う非常に重要な存在であることから、学校、家庭、地域が連携して健全育成を図ります。
- 青少年自身が多様な交流や自主的活動を通じ積極的に社会に参加し、自立心や豊かな人間性を身に付けられるよう支援します。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
防犯パトロールの実施	22回／年	22回／年	青少年健全育成のため、青少年相談員とともに月2回市内巡回を実施することを目標とします。
ふれあい交流事業参加人数	63人	80人	ふれあい交流事業参加者の増加を目指します。



●● 施策の方向

項	目
青少年健全育成事業の推進及び体制の充実	青少年育成体制の強化

●● 施策の内容

【青少年健全育成事業の推進及び体制の充実】

■青少年育成体制の強化

- ・家庭、学校、地域の連携協力の元に、市民一体となって明日の郷土を担う青少年の心身ともに健全な育成を図ります。
- ・少年非行の早期発見や未然防止のため、学校、家庭、地域各関係機関・団体との密接な連携により、街頭指導の強化や少年相談の充実を図ります。
- ・学校、家庭、地域関係機関、団体と一緒に、携帯電話などの有害情報を排除するサービスへの加入や有害図書の排除を促し、環境浄化活動の啓発に努めます。
- ・地域や市街地巡回の充実を図り、青少年の非行及び被害の未然防止に努めます。
- ・地域の子ども会やスポーツ少年団など、各種青少年団体、グループの自主的活動を支援、育成します。
- ・青少年の健全な育成を図るため、地域活動における指導者の資質の向上に努めます。また、地域行事、奉仕活動等への青少年の自主的、自発的な地域活動の参加を促進します。

第5章

活力ある産業を育てるまち (産業の振興)

基本計画



第1節 農業	129
第2節 工業	132
第3節 情報・メディア産業	135
第4節 商業	137
第5節 観光	139

第1節

農業

●● 現況と課題

本市の農業は、自然条件、地理的条件などに恵まれ、全国有数の優良農業地帯を形成し、地域経済の振興に重要な役割を果たしてきました。

本市の農用地区域面積は、平成23年6月現在で約33.10km²であり、全面積(79.14km²)の約1/2を占めていますが、遊休農地面積が約1.19km²となっています。

本市では、つくばエクスプレス沿線開発に伴い、急速に都市化が進んでおり、農業においては兼業化が進行し、土地利用型農業*を中心とする担い手農家不足が深刻化しています。さらに、担い手農家不足により耕作されない農地が一部遊休農地となっている状況です。農用地を有効利用する観点からも、担い手への農地集積をいくつも進めしていくことが課題です。

また、今後は、集落営農*の組織化などを含めた担い手の育成・確保を図るとともに、農業経営の基盤強化や生産基盤の整備を図っていく必要があります。

さらに近年では、有機農産物や無農薬農産物など、安全・安心な農産物への期待と関心が高まってきています。今後、本市の農業を振興するためには、農協などとの連携を図りながら、生産者と消費者の相互理解を深め、ふるさと産品や地産地消の仕組みづくり、市民農園、家庭菜園などによる首都圏の都市近郊型農業を確立していく必要があります。

●● 基本方針

- 本市の基幹産業である農業の発展を目指すため、農地の多面的な機能を保全しつつ、農業生産基盤の整備や生産体制の確立に努めながら、地域の立地に適した生産システムを確立します。
- 関係機関・団体との連携強化を図りながら、新規就農者や認定農業者*、集落営農組合*などに対する相談及び情報提供などの充実に努め、農業に携わる幅広い人材の育成・確保を推進します。
- 農畜産物の高品質化やふるさと産品づくりなど高付加価値型農業*に取り組みながら、地産地消を推進し、安全・安心・新鮮な農畜産物を提供する魅力ある農業環境を構築します。市民農園や産地直売型農業など、本市の豊かな自然や特産品、地域内の施設を活用して、都市と農村との交流を推進します。
- 漁業・畜産業の総合的な振興を図るため、魚種の保全と生産環境の向上に努めます。

指標名	実績値 (H23年度)	目標値 (H29年度)	指標の考え方
担い手農家への土地利用集積率	23.5%	35%	遊休農地の解消や大規模担い手農家の育成を図るため、農地集積率の向上を目標とします。
認定農業者数*	112人	150人	農業を担う農家の育成を図るため、認定農業者*の増加を目標とします。
市民農園の区画増加	98区画	100区画	多くの人に農業を通じ都市と農村の交流を図るため、市民農園の開設箇所及び区画数の増加を目標とします。



●●● 施策の方向

項	目
農業生産基盤の整備	農用地の保全と活用
	圃場基盤整備の充実
	かんがい排水整備の充実
生産体制の充実	農業生産組織の育成
	品質向上及び生産効率化への取組・支援
担い手の育成・確保	多様な担い手の育成・支援
	都市と農村の交流基盤の充実
農業環境の保全・整備	地産地消の推進
	ふるさと産品づくり
漁業・畜産の振興	魚種の保全と畜産業の振興

●●● 施策の内容

【農業生産基盤の整備】

■農用地の保全と活用

- ・土づくり、化学肥料低減、化学農薬低減により、環境と調和した農業への転換を図り農村環境の保全に努めます。
- ・耕作放棄地や不耕作地などについては、有効活用を図るとともに、耕作に適した農地に関しては、継続して作付けができるよう努めます。
- ・諸事情で耕作ができない農家については、大規模農家や農業生産法人*への貸付け等の指導を行います。
- ・遊休農地については、実態把握と発生防止・解消対策に取り組み、耕作されている農地については、継続して作付けができるよう努めます。
- ・違反転用を防ぐために農地パトロールを強化します。

■圃場基盤整備の充実

- ・圃場整備未整備地区及び整備済地区については、引き続き整備・充実化を推進し、住みよい農村環境をつくるとともに、農業に取り組める環境整備を図ります。
- ・生産性の高い農業を促進するため、水田・畑地における圃場整備未整備地区を対象に、担い手育成を念頭においた基盤整備事業を推進します。
- ・圃場整備済地区においては、区画形成の整った地域の更なる高度利用を図る為の農道及び農業用排水路の再整備等（二次的整備）の生産基盤の整備を図ります。

■かんがい排水整備の充実

- ・渇水対策等に係る用排水路の整備の助成などを通じて、かんがい排水路等の生産基盤の整備を進めます。



【生産体制の充実】

■ 農業生産組織の育成

- ・作物の更なる品質向上を目指し、直売所やイベント時に市農産物としてPRします。また、就農希望者に対して個別相談を実施し、農業後継者の育成・確保を図ります。

■ 品質向上及び生産効率化への取組・支援

- ・病害虫予防を目的とした箱苗防除に対する助成や、農業用プラスチック廃材等の処理に対する助成、銘柄産地指定等に対する取り組みを実施します。

【担い手の育成・確保】

■ 多様な担い手の育成・支援

- ・市に担い手の育成・支援のための窓口を設置していることから、法人化の利点を周知していき、法人化を含めた相談や経営改善に取り組み、戸別所得補償制度^{*}の規模拡大加算により、農地の集積を推進します。
- ・新規就農や認定農業者^{*}を志向している者を対象に広く情報提供し、国の事業を活用しながら、後継者となる担い手を確保します。

【農業環境の保全・整備】

■ 都市と農村の交流基盤の充実

- ・グリーン・ツーリズム^{*}実践団体の活動を支援し、市民と都市住民との交流を図りながら、農村への理解を深めます。
- ・市民農園の増設を図り、各種イベント等の開催などによりさまざまな交流を進めるとともに、市民が農業や自然を楽しく体験・学習できる場を目指します。

■ 地産地消の推進

- ・地元で取れた農産物を市民の家庭や学校給食での食材として活用する「地産地消」を推進するとともに、農産物直売所においても販売・PRを促進します。

■ ふるさと産品づくり

- ・新鮮な農産物を販売する直売所の活用や、魅力ある農業経営の実現を目指します。
- ・安全で付加価値の高い農産物等のブランド化を促進します。

【漁業・畜産の振興】

■ 魚種の保全と畜産業の振興

- ・市民の水域環境保全に対する意識を啓発し、良好な漁場環境の実現を目指します。
- ・家畜防疫や衛生環境の改善に努め、家畜の健康保持と生産性向上などによる安全で高品質な畜産製品を産出する産地化を行います。



第2節 工業

●●・ 現況と課題

経済のグローバル化*が進み世界的規模の不況や経済危機が地域経済においても大きく影響を受ける中、さらに、東日本大震災や人口減少・少子高齢化といったさまざまな要因によって景気の見通しが立たず、我が国では企業の海外移転や国内事業所等の統廃合が進むなど、企業誘致をはじめとした産業政策は、他自治体との競争の時代となっています。

本市では、市北部の工業専用地域*への大規模工場をはじめ、市内各所に小規模企業が散在して立地しています。近年、事業所数及び従業員数が共に減少傾向となっており、雇用環境は依然として厳しい状況となっています。

本市の工業専用地域*には、物流基盤を強化する広域幹線道路*の整備が進められていますが、新たな立地企業を呼び込むエリアがほとんどない状況です。したがって、企業立地を促進するために、既存工業専用地域*の計画的な拡大を図る必要があります。

さらに、地域の産業資源や交通網の充実による高速輸送など、本市の優位性を積極的にアピールし、雇用機会の拡大、地元経済の活性化や既存企業とのつながりを踏まえつつ、雇用吸収力の高い企業や本市産業への経済的、技術的波及効果の高い企業の誘致に努めていくとともに、既存企業への支援も重要です。



●●・ 基本方針

- 地元経済の活性化と雇用機会の拡大のため、本市の持つ立地条件を最大限活用した企業立地を促進するとともに、既存工業専用地域^{*}の計画的な拡大について検討していきます。
- 公共職業安定所をはじめとする関係機関との連携による就職情報の提供などを通じて、地元雇用の確保、促進に努め、雇用環境の整備・充実を図ります。
- 既存企業のニーズを把握し、それらに対応した柔軟な施策展開を図ることにより、企業活動の活性化を促進します。

指標名	実績値	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
事業所数	83 事業所 (H 22 工業統計)	90 事業所	市内の既存事業所へのフォローと新たな企業の誘致を図ることにより、市内事業所数の増加を目指します。
製造品出荷額	2,259 億円 (H 22 工業統計)	2,835 億円	市内の工業の振興と企業の誘致を図ることにより、製造品出荷額の増加を目指します。
従業員数	3,767 人 (H 22 工業統計)	4,500 人	市内における雇用の場の創出と地元雇用の確保に努めることにより、市内事業所の従業員数の増加を目指します。

●●・ 施策の方向

項	目
新たな拠点の形成	企業誘致の促進
	工業専用地域の拡大
雇用環境の創出・整備	地元雇用の促進
既存企業への支援	既存企業の活性化の促進

●●・ 施策の内容

【新たな拠点の形成】

■ 企業誘致の促進

- ・企業誘致については、本市の優位性を積極的にアピールしながら、未利用地、撤退企業の跡地への企業誘致を促進します。
- ・市内における産業活動の活性化と雇用機会の創出のため、企業誘致活動を促進し、財源及び雇用の確保に努めます。
- ・住宅と産業・業務施設等が複合した新市街地の形成を図るため、茨城県と連携しみらい平駅周辺地区の誘致地区への企業誘致活動を展開します。

■ 工業専用地域の拡大

- ・既存工業専用地域^{*}の拡大については、社会経済情勢を勘案しながら整備手法等の検討をしていきます。



【雇用環境の創出・整備】

■地元雇用の促進

- ・地元企業、ハローワークや関係機関との連携による就職情報の提供などを通じて、地元雇用の確保に努めます。

【既存企業への支援】

■既存企業の活性化の促進

- ・国・県と連携し、各種補助制度や融資制度の情報提供に努め、地域の企業が安心して操業できる環境づくりを進めます。
- ・企業へのヒアリングなどを行い、ニーズに対応した柔軟な施策展開について検討します。



第3節

情報・メディア産業

●● 現況と課題

現在、我が国では、経済の低成長化、グローバル化^{*}、少子・高齢化社会の到来など、社会経済システムの転換を伴う大きな環境変化が進行しており、地域においても新しい時代に即応した産業振興施策が求められています。

このような潮流の中、本市では茨城県と一体となって、マルチメディアなど高度情報技術を活用した先端的情報産業の集積を図る「メディアパークシティ整備構想^{*}」を進めてきました。

しかし、「メディアパークシティ整備構想^{*}」の先導事業として整備した「ワープステーション江戸」が口ケ施設としてその利用実績を伸ばし一定の評価を得ており、周辺自治体の口ケ誘致活動も活発化しているなど、ワープステーション江戸を抱えるこの地域が口ケ地機能の拠点となってきている一方、それ以外の整備が遅れていることから、「メディアパークシティ整備構想^{*}」全体について、見直しを行いました。

今後は、ワープステーション江戸周辺地域を、口ケ機能を核とした映像という資源を活用した地域振興や情報・映像関連産業の誘致について検討していくことが必要です。

また、ワープステーション江戸にアクセスする道路や周辺道路の多くが未整備であるため、産業振興や地域経済発展を図るには早急な道路整備が必要です

●● 基本方針

- 県と調整を図りながら、ワープステーション江戸周辺地域の基盤整備を促進するとともに、道路網の整備を図ります。
- 県をはじめとした関係機関との連携を図りながら、柔軟な関連産業の誘致に努めます。

指標名	実績値 (H 23 年度)	目標値 (H 29 年度)	指標の考え方
ワープステーション江戸周辺地区への企業誘致数	—	1 社（事業所）	茨城県と連携し、口ケ関連産業（映像メディア産業）の誘致活動による企業誘致を目標とします。
合併特例債事業 [*] となっている「都市幹線2号」の事業進ちょく率	8.9%	100%	先端的情報産業の集積と情報発信ができる拠点都市の基盤整備を目指すため、都市幹線2号の整備進ちょく率を目標とします。



●● 施策の方向

項	目
産業基盤の整備	基盤整備の促進
情報・映像産業の誘致	企業誘致活動の推進

●● 施策の内容

【産業基盤の整備】

■基盤整備の促進

- ・県と調整を図りながら、ワープステーション江戸周辺地域について、企業誘致の受け皿となる基盤整備を促進していきます。
- ・都市幹線2号の道路整備を推進し、ワープステーション江戸への道路網の整備を図ります。

【情報・映像産業の誘致】

■企業誘致活動の推進

- ・ロケ機能を核とした映像メディア産業を中心にワープステーション江戸を活用した地域振興策“ロケのまち未来交流空間づくり”を進め、情報関連産業や映像関連産業の誘致を図るなど、幅広く新たな魅力創出に向けた取組を進めます。
- ・企業誘致に当たっては、オーダーメイド方式^{*}、あっせん方式による企業立地促進に取り組み、柔軟に対応していきます。



第4節

商業

●● 現況と課題

これまで、本市の商業施設は、一部幹線道路沿いに点在する大規模小売店舗が見られたほか、その大半は日用品を扱う小規模店が住宅地等に形成されている状況でした。

しかし、つくばエクスプレスの開業に伴う、みらい平駅周辺地区の新たな拠点の形成により、商業・業務用施設の出店も進みつつあります。

商業機能は、市の活力を支える最も大切な機能であり、活発な商業活動こそがまちの活力の源であるといえます。そのため、人口増加が期待できる地域については、商業施設の誘致促進を図りながら、商業機能の充実に重点的に取り組んでいく必要があります。

一方、市内の小規模小売店については、近隣の大型量販店への消費者流出などの影響もあり、閉店する店も多く、店舗数の減少、空き店舗の増加が進んでいます。さらに、一部の住宅地においては、商業施設の撤退・廃業により、高齢者などが身近な生活物資を購入する際にも不便を生じている状況にあり、買物難民の解消などが地域の課題となっています。

市内の中小企業や個人商店は、商品やサービスを提供する機能だけでなく、市民の情報の交流地として、また、地域文化を発信する拠点としての機能を有しています。そのため、商工会と連携し事業資金の融資などさまざまな支援策を講じながら、市民の消費の促進と市内の商工業の振興を図っていく必要があります。

また、各商業施設の個性や特性を活かしながら、商業環境を活性化し、魅力ある商業地づくりを推進していくことが求められています。

●● 基本方針

- 商工会と連携しながら、融資制度・助成制度を活用した既存商店の経営合理化や店舗の近代化など、地域商業力の活性化を促進します。
- 商業・業務用施設の適切な誘致による新たな商業拠点の形成や既存商店街の環境整備など、地域の商業機能を維持・充実する取組を進め、大型店と既存商店の共存共栄を図ります。
- 多様化する消費生活に関する問題に対応するため、消費生活センター機能の充実に努めます。

指標名	実績値 (H 23 年度)	目標値 (H 29 年度)	指標の考え方
融資あっせん件数	75 件 (平成 22 年)	120 件	地元中小企業の経営安定化や振興を図るため、自治金融制度*の有効活用を促進し、利用件数の増加を目標とします。
年間商品販売額 (卸売・小売)	489 億円 (平成 19 年度)	490 億円	大型商業・業務施設と既存の地元商業の共生により、年間商品販売額の増加を目標とします。
事業所数（卸売・小売）	294 事業所	300 事業所	地域の商業機能を維持・充実する取組を進めながら、事業所数の維持を目標とします。



●● 施策の方向

項	目
商業環境の充実	中小規模商店の育成・支援
	商工団体・商工会の支援
商業施設の誘致	誘致活動の促進
消費生活の安定	消費生活の向上

●● 施策の内容

【商業環境の充実】

■中小規模商店の育成・支援

- ・商工会の経営診断や経営指導などにより、中小規模商店の育成・支援を図ります。

■商工団体・商工会の支援

- ・消費者ニーズに応じた個性的で独自性のある品揃えや良質なサービス、豊富な商品情報など、魅力ある商店づくりを支援するため、商工会を中心とした情報の提供や指導、相談体制の充実に努めます。
- ・安定した商業活動を支援するため、店舗改装や設備導入など経営の近代化を促進する各種融資制度の周知徹底と活用の促進を図ります。
- ・商工会と協力し、地域の資源や伝統を活かしたイベントを開催するほか、観光や農業などの他産業とも連携し、知名度向上や魅力ある店づくりを支援します。

【商業施設の誘致】

■誘致活動の促進

- ・関係機関と連携し商業施設の計画的な誘致を展開します。

【消費生活の安定】

■消費生活の向上

- ・消費生活に関する相談、苦情などについて適切に対応できるよう、国・県と連携を図り、消費生活センター機能の充実に努めます。
- ・多様化する消費生活に関する問題に対応するため、消費者が自ら考え、行動できるよう、啓発・情報提供に努めます。
- ・高齢者などが身近な生活物資の購入に不便が生じないよう、買物弱者への支援策を検討します。



第5節

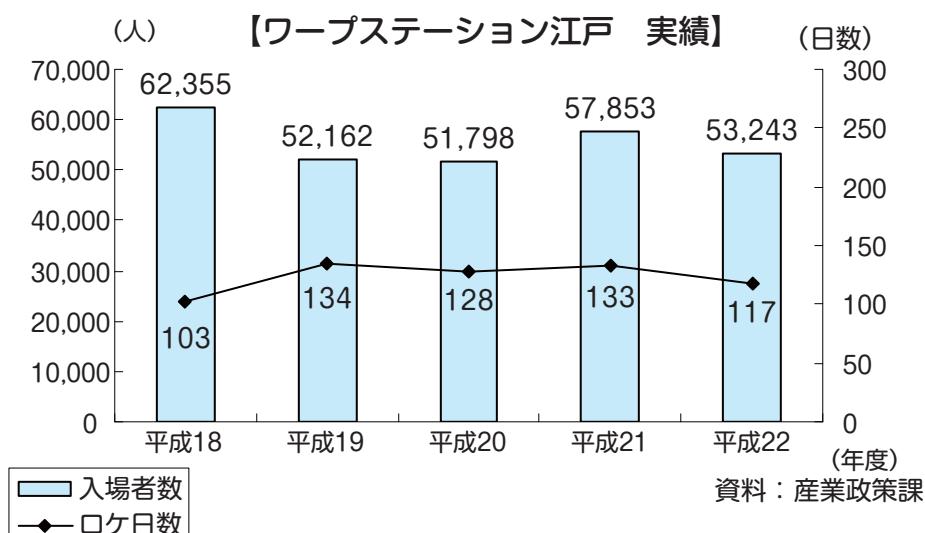
観光

●● 現況と課題

近年、余暇時間の増加やライフスタイルの多様化により、レジャー・余暇生活に重点を置く傾向も強くなっています。物質的豊かさから精神的豊かさへと、人々が求めるものの意識が変化する中、観光の持つ意味もそれを反映して変わりつつあります。観光は、自然、歴史、文化、芸術等に関してさまざまな体験や地域との交流がなされる過程で、地域の文化、経済活動を活性化させ、地域産業の振興にも大きく寄与するものと考えられます。

本市には、福岡堰の桜や板橋不動尊、綱火*、ワープステーション江戸など、豊かな自然環境や貴重な史跡・文化財、各種施設などが数多く点在しています。これらの観光資源をバランスよく活用し、よりいっそうの魅力向上に努めることにより、観光客の増加に向けた効果的な事業を実施していく必要があります。また、県内外で行われるイベントに積極的に参加し、本市のイメージと知名度を高めるなど、情報発信についても引き続き推進していく必要があります。

今後、幅広い地域との交流を促すためには、自らのまちの価値や魅力を正しく認識し、特色あるものは磨き、不足しているものについては創造し、本市に興味を持って訪れてもらえるような環境を整えることが必要です。





●●・ 基本方針

- 本市の恵まれた自然、文化、史跡など既存の観光資源の整備・充実を図るとともに、新たな魅力づくりに取り組みます。
- 観光資源にかかる諸団体や企業、事業者、地域住民が連携し、観光客誘致や関連産業の振興の促進を図り、観光客の求めるニーズに対応した観光の振興に取り組みます。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
主要観光拠点来場者数	47,000人／年	98,000人／年	本市の特色をいかせる観光資源の掘り起こしなどにより、観光客来場者数を増加させることを目標とします。
観光協会の会員数	66件	76件	観光客誘致や関連産業の振興によって、関連産業の増加を目指とします。

●●・ 施策の方向

項	目
観光資源の活用	観光施設の整備
	観光イベントの充実
	地場産品の販売促進
観光事業の体制強化	観光客誘致・宣伝体制の整備
	フィルムコミッション事業の推進
	観光協会の運営支援

●●・ 施策の内容

【観光資源の活用】

■観光施設の整備

- ・歴史公園をはじめ、福岡堰など、自然を基調とした観光や、観光施設の充実を図り、地域の特色を活かした新たな魅力づくりに取り組みます。

■観光イベントの充実

- ・観光協会を積極的に支援し、関係機関と協働による、地域特性や観光資源を活用した観光イベントづくりを図ります。

■地場産品の販売促進

- ・農協・商工会・観光協会及び生産者といっそうの連携を図り、地場産品や特産品の企画、広報・PR活動や販路拡大などを促進します。



【観光事業の体制強化】

■観光客誘致・宣伝体制の整備

- ・本市を訪れる観光客に対し、観光ニーズに対応した適切な情報提供を図るため、旅行会社との連携やインターネットでの広報及び各種メディア等への掲載をはじめ、観光パンフレット類の充実化や各種観光キャンペーンの強化を図ります。
- ・市民・企業・関係機関が一体となって受入れ体制の充実を図り、観光客の誘致を促進します。
- ・つくばエクスプレス沿線自治体や近隣自治体との連携による広域観光ネットワークの形成を図り、広域的な観光PR、誘客活動を推進し、広域的な観光の振興と集客体制を構築します。

■フィルムコミッション(FC)事業の推進

- ・撮影における施設の利用や宿泊施設の案内など、ワンストップサービス^{*}による撮影協力体制の整備を行います。
- ・いばらきフィルムコミッション(FC)^{*}等と連携しながら、ワープステーション江戸を核に市内撮影候補地の情報を発信し、ロケ誘致を推進します。

■観光協会の運営支援

- ・きめ細かな観光情報の提供や観光客の受入れ体制を整備するため、観光協会の運営を支援します。

第6章

みんなが主役の協働のまち (コミュニティの醸成)

基本計画



第1節 市民活動への支援	145
第2節 広報・広聴	147
第3節 男女共同参画の推進	149
第4節 地域交流・国際交流	151



第1節

市民活動への支援

●● 現況と課題

本市のコミュニティ活動は、行政区単位で組織された市民自治組織が中心となり、積極的な地域活動が行われています。また、伝統文化・芸術・スポーツ団体の活動、ボランティアによる活動のほか、環境保全や福祉、交流事業等を行うNPO法人^{*}の活動など、目的に応じて組織された各種の団体によるコミュニティ活動も活発です。

コミュニティ意識は地域社会への愛着の表れであり、地域の連携や助け合いの基本となるもので、市民生活に不可欠なものです。そのため、地域社会への連帯意識の高揚と、市民一人ひとりが地域社会における課題に対して、主体的に取り組む意識の改革や人材の養成・確保に努める必要があります。

本市では、コミュニティ活動の拠点として公民館やコミュニティセンター^{*}、学校施設や体育施設、各公園などが整備されていますが、近年、既存施設の老朽化が問題となっており、計画的な施設の改修・改築などの整備を進める必要があります。

また、地域の活動拠点である地区集会施設についても、老朽化に伴う改修等についての補助要望が出されており、引き続き支援が必要な状況です。

今後も、市の財政状況等を勘案しながら、活動の拠点となる施設の充実・整備を図り、市民の活動を支援する拠点づくりの促進に努めていくことが必要です。

●● 基本方針

- 従前からの市民と新しく市民となった人々の交流や、連帯意識づくりに向けて、時代に合った地域コミュニティ^{*}の形成と活動の推進を支援します。
- 公民館やコミュニティセンター^{*}など、市民の活動を支援し、地域住民の交流の場となるさまざまな既存の公共施設について、住民相互の心が通い合う活力あるコミュニティづくりの拠点として施設の充実・整備を図ります。
- 多様な市民活動に対応できる組織体制の確立を図るとともに、各種情報提供を行い、市民活動を支援します。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
みらい平駅周辺地区における行政区の設定	0 行政区	5 行政区	みらい平駅周辺地区におけるコミュニティ活動の活性化を目指すため、行政区の設立及び行政協力員の設置を目標とします。
集会施設整備補助金交付事業該当件数	2 件 / 年	3 件 / 年	円滑な地域行政の推進を図るため、集会施設の新築・改築・補修等をする行政区に対する建設費用補助を維持することを目標とします。



●● 施策の方向

項	目
コミュニティ活動の促進	コミュニティ組織の育成
	コミュニティ形成の環境づくり
コミュニティ環境の充実	施設の充実・整備
市民活動との連携	ボランティア活動等への支援

●● 施策の内容

【コミュニティ活動の促進】

■コミュニティ組織の育成

- ・地域でのさまざまなコミュニティ活動を支援するとともに、コミュニティ活動団体の育成に努めます。
- ・自治会の設立を応援する旨のチラシ等を作成及び配布するなど、自治会設立にむけての情報提供や自治会活動に対する地域住民からの相談を受ける等により、コミュニティ活動を支援します。
- ・研修会や講演会を通じ、自治組織のリーダーの育成及び資質の向上に努めながら、コミュニティの担い手づくりを推進します。

■コミュニティ形成の環境づくり

- ・良好な地域コミュニティ*を形成するため、コミュニティ活動団体等との連携を図りながら、地域住民による住みよい地域づくりのための自主的な取組を支援します。

【コミュニティ環境の充実】

■施設の充実・整備

- ・公民館やコミュニティセンター*など、市民のコミュニティ活動の拠点となっている施設については、地域や団体の自主性、独自性を尊重しながら施設の整備、充実を図ります。
- ・地域のコミュニティ活動の拠点となる地区集会施設については、市民による自主的な管理運営を推進しながら維持管理等について支援を行います。
- ・学校教育施設等の公共施設の地域開放等を推進します。

【市民活動との連携】

■ボランティア活動等への支援

- ・自治会やボランティア団体、N P O法人*などをはじめ、コミュニティ活動を進める団体等について、団体等の自主性を尊重しながら支援を行います。
- ・地域住民の創意工夫による魅力的な地域づくり活動を支援し、さらにその活動状況に応じて、組織の自立を促進します。
- ・地域で活動する団体やその活動内容、人材の情報など地域情報の収集と提供に努め、活動団体相互の交流を促進します。
- ・地域活動のリーダーや地域にかかわる各分野の人材の発掘・育成に努めます。



第2節

広報・広聴

●● 現況と課題

社会経済環境の変化や市民の価値観が多様化する中、行政に対するニーズもさまざまな分野にわたり、できる限り市民の考えを各種の施策に反映させる必要があります。近年では、市民の行政情報開示を求める意識も高まり、情報の伝達から共有、そして双方向のやり取りへと広報・広聴の役割が変化してきています。

地方分権時代においては、施策立案の初期段階から立案に至るまでの過程において市民と行政が情報を共有し、まちづくりのための協働関係を築いていくことが不可欠となります。

本市では、これまで「広報つくばみらい」などの紙媒体のほか、ホームページ等を活用して、市政や市民生活にかかわる情報の提供を行ってきました。

また、市ホームページにおいてメール機能を設置し、市民の意見を直接受け取れるようにしたり、行政協力員を通じての各種要望等を受け付けるなど、市民の意見やニーズの把握に努め、市民の声を活かした市政運営を推進しています。

今後はよりいっそう、行政への市民参加を促し、市民の意見が施策に反映される、開かれた市政を実現するため、説明責任を果たすとともに、情報公開の推進、広報活動の充実や誰もが情報を受け取れる能够ができるようにユニバーサルデザイン*による情報発信などを図る必要があります。

●● 基本方針

- 市政情報の正確な伝達のため、市民ニーズに合った広報紙の発行をはじめ、ホームページや報道機関への情報提供などさまざまな手段を使ったPR活動を積極的に推進します。
- 市民の声を市政に積極的に反映するため、さまざまな機会を通じて、市民ニーズを的確に把握するよう努めます。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
市民懇談会参加者数	100人	200人	市民の声を市政に積極的に反映する機会の拡大を図るために、市民懇談会に参加した人数の増加を目指します。
市民懇談会開催数	3回	6回	市民の声を市政に積極的に反映する機会の拡大を図るために、市民懇談会を開催した開催数の増加を目指します。



●● 施策の方向

項	目
広報体制の充実	広報の充実
	市政情報の閲覧・提供機能の充実
広聴体制の充実	広聴の充実
	政策形成過程での市民の参加促進

●● 施策の内容

【広報体制の充実】

■広報の充実

- ・市政や市民生活にかかわる情報を、市民にわかりやすく確実に提供するため、広報つくばみらいの紙面の充実を図ります。
- ・広報つくばみらいの作成に当たっては、スナップ写真、市民インタビュー、市民参加イベント、市民から寄せられた出来事などを掲載し、市民が広報をより身近に感じられ、親しみのもてるような紙面となるよう、積極的な広報活動、取材活動を図ります。
- ・分かりやすく、見やすいホームページの運営に努めます。

■市政情報の閲覧・提供機能の充実

- ・市政情報発信の一つの手段として、市長と報道各社との記者会見実施に当たり、効率的で効果的な市のPRに努めます。また、記者会見以外でも、関係部局と連携を密にし、積極的な情報提供を図ります。
- ・市内各地域で開催される事業やイベントの報道機関への事前通知（取材依頼）の周知を図ります。

【広聴体制の充実】

■広聴の充実

- ・市民の声を市政に反映させることを目的とした市民からの提案制度「市長への手紙」を引き続き実施することにより、市民のまちづくりへの参画を図ります。
- ・市ホームページなどを活用し、市民とのコミュニケーションの充実に努めます。
- ・行政相談委員*の活動について、市広報紙、市ホームページを活用し、市民への周知に努めます。
- ・行政相談委員*との連携を図り、情報の共有に努めます。

■政策形成過程での市民の参加促進

- ・市民懇談会の実施により、地域住民との意見交換、問題意識の共有化を図るとともに、市民の意見をまちづくりに反映させることに努めます。また、各種計画策定、条例の制定等について、幅広くパブリックコメントを実施し、市民の意見を政策の意思決定に反映させることに努めます。
- ・市民と市長との対話の場を設け、市政に関する市民意識を把握するとともに、市民参加のまちづくりを推進します。



第3節

男女共同参画の推進

●● 現況と課題

少子・高齢化の進展、家族や地域社会の変化、経済の低迷による雇用環境の悪化など社会情勢の変化や経済社会のグローバル化^{*}などに伴う課題を解決するためにも、男女が平等な立場に立って、個性と能力を活かし、充実した生き方を選択できる男女共同参画社会^{*}の実現が必要不可欠です。

このため、国では平成11年に「男女共同参画社会^{*}基本法」を制定し、これに基づく「男女共同参画基本計画」による取り組みを推進してきました。現在は平成22年12月に策定された「第3次男女共同参画基本計画」に基づき推進を図っています。

このような国の取り組みに加え、男女共同参画社会^{*}の実現には、身近な地域での推進がより重要であることから、本市においても、平成20年に男女共同参画社会^{*}の形成に係る総合的指針となる「つくばみらい市男女共同参画計画」を策定し、計画に基づいたさまざまな事業を進めてきました。さらに、平成22年には、市全体で男女共同参画をよりいっそう進めるため、市、市民及び事業者が、それぞれの立場で、積極的に協働し推進することを定めた「つくばみらい市男女共同参画推進条例」を施行しました。

今後は、男女共同参画社会^{*}の実現に向け、市民の意識の変化を正確にとらえた「男女共同参画事業計画」の策定・推進が求められています。

●● 基本方針

- 男女が平等な立場に立って、市民一人ひとりが「自分らしさ」を発揮していくける男女共同参画社会^{*}の形成を目指し策定した「つくばみらい市男女共同参画計画」に基づき、積極的に事業を推進します。
- 男女共同参画が確立された地域社会の形成に向け、あらゆる世代の男女に対して、各種情報の収集・整理・提供をはじめ、多様な手法による市民意識の啓発を行い、男女平等意識の育成を図ります。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
社会全体の中で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	15%	30%	男女平等意識の啓発を図り、社会全体で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合の増加を目指します。
各種審議会、委員会等の女性委員の割合	21%	35%	市長が委嘱・任命する委員等の女性登用の割合の増加を目指します。



●● 施策の方向

項	目
男女共同参画社会の形成	計画的な推進
	推進体制の確立
男女共同参画体制の充実	情報等の提供と活動支援
	啓発活動の推進

●● 施策の内容

【男女共同参画社会の形成】

■計画的な推進

- ・市民意識調査の結果などを踏まえ、より実効性のある「市男女共同参画計画」後期実施計画を策定し、計画的な推進を図ります。

■推進体制の確立

- ・政策や方針の決定過程への男女共同参画を促進し、男女がともに社会の意思形成に参画し、能力を発揮することができる環境を整備します。
- ・女性相談体制の整備に努めるとともに、暴力の防止と被害者保護を円滑に進めるため、専門機関との連携強化を図ります。

【男女共同参画体制の充実】

■情報等の提供と活動支援

- ・男女が共に仕事を続けながら、育児・介護など家庭における責任を果たすことができるよう、事業所等に育児・介護休業の取得と職場復帰がしやすい環境づくりの整備について広報・啓発を進めます。
- ・女性の再就職や起業に必要な能力開発、経営ノウハウ等の情報提供を行い、女性の自立意識を高める支援を行います。
- ・家族が男女平等の意識を持って、育児、家事、介護を共に担い、ゆとりある生活ができるよう、家庭における共同参画の意識の醸成や職業生活と家庭生活の両立への支援を行います。
- ・男女を問わず、すべての市民が地域活動や学習に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、ボランティア活動など市民の自主的な社会活動への参加の支援を図ります。
- ・自営業に従事している女性に対し、主体的に能力を発揮できるような環境の整備を支援します。

■啓発活動の推進

- ・社会的な性差にとらわれない考え方や行動を身に付けるとともに、個人の性が尊重され、男女の人権が平等に確保されるよう、家庭、学校、社会において男女平等をはぐくむ教育を進めます。
- ・広報紙やホームページを活用し、男女共同参画に関する国・県の動きをはじめ、市の男女共同参画推進状況などさまざまな情報を発信するなど、意識啓発事業を展開します。
- ・男女共同参画に関する市主催の各種事業（講演会、セミナー等）や県内で行われるイベントへの参加を市民・事業所・団体に働きかけ、男女共同参画の意識の高揚を図ります。

第4節

地域交流・国際交流

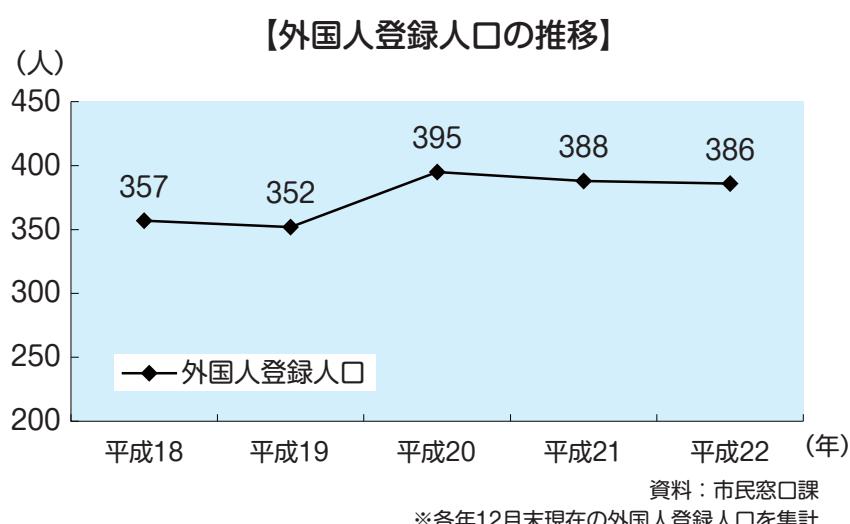
●● 現況と課題

情報通信技術の飛躍的な発展や交通手段の発達などにより、学校や自宅からでもさまざまな交流が可能な時代を迎え、人、モノ、情報の流れが飛躍的に拡大し、生活圏は大きく広がっています。

このような時代の中で、国内外との交流を広く進めていくことは、相互の潜在力を引き出し、都市の活力と魅力をもたらすことにつながります。

本市では、グリーン・ツーリズム*（都市農村交流）実践団体の活動を支援しているほか、芸術文化・歴史・スポーツなど各種団体の交流を促進しています。また、語学教育における「外国語指導助手（ALT）」*の活用や公民館での外国語講座等の実施など、国際意識を高める取組も行っています。さらに、市内外のさまざまな人々の交流により、定住化へのきっかけにつながるよう、出会いの場を積極的に働きかけるイベント等の事業を実施しています。

つくばエクスプレスの開業によって飛躍的にアクセス性が向上し、さらに首都圏中央連絡自動車道の整備や広域幹線道路*の整備など道路網の充実も図られていく中で、地域間・国際間の交流ニーズは高まっています。交流をはぐくむ受入れ体制や環境整備などを図るとともに、情報の受発信など多様な施策の展開により、今後も積極的に国内外のさまざまな人達との相互理解と交流の活性化を図り、活力ある地域づくりを進める必要があります。そして、市に関心・興味を持ってもらう人を増やし、市に来たい、市に住んでみたいと思ってもらえるまちづくりの展開により、定住人口の拡大につなげていくことが求められています。





●●・ 基本方針

- 行政と市民、団体それぞれが役割を認識・分担しながら、人的・文化的交流を通じ、地域の活性化と個性豊かな地域づくりを進めます。
- 国際化時代における市民の国際感覚の醸成と国際的な視野を持った人材の育成を目指します。
- 地域で生活する外国人が暮らしやすいまちを目指すとともに、外国人との交流などを通じ、外国から見た本市のイメージアップに努めます。

指標名	実績値 (H 23年度)	目標値 (H 29年度)	指標の考え方
国際理解教育及び英語のコミュニケーション能力の充実	14校で6人	14校で8人	国際理解教育の充実及び児童生徒の英語のコミュニケーション能力の充実を図るため、外国語指導助手(ALT)の増員を目標とします。

●●・ 施策の方向

項	目
地域交流の推進	地域間交流活動の推進
国際交流の推進	国際理解教育の推進 交流活動の推進

●●・ 施策の内容

【地域交流の推進】

■地域間交流活動の推進

- ・グリーン・ツーリズム*実践団体への支援などをはじめとして、他地域との交流・連携を積極的に促進するとともに、各種交流事業の開催や他地域との相互交流の拡充を図ります。
- ・スムーズな交流が図れるよう、受け入れ体制の充実化や地域の情報発信に努めます。
- ・芸術文化・歴史・スポーツなどの市民・団体間の草の根的な交流を推進し、地域の活性化を図ります。
- ・夢のある「みらい」を築く若い世代の定住化を促進するため、男女が出会い交流する場の提供を行います。

【国際交流の推進】

■国際理解教育の推進

- ・国際理解のための生涯学習講座などを開催し市民の国際理解を深めるとともに、各種交流事業に広く市民の参加を求め、国際感覚の養成を図ります。
- ・学校や地域、家庭において、次代を担う青少年や子どもたちの国際理解教育の充実を図るなど、国際化に対応する人材の育成を図ります。



■交流活動の推進

- ・市民レベルの国際交流を推進するため、また国際交流の担い手として、国際交流を進める各種団体等の支援・育成を図ります。
- ・公共施設の案内板等への外国語表記など、言葉や文化、生活慣習を異にする外国人を受け入れるための環境を整備し、外国人にとっても住みやすいまちづくりを推進します。
- ・外国人との交流活動や市のPR活動など市民と外国人との相互理解を深めるとともに、関係者と協議を行いながら多様な交流を育む機会を推進します。

第7章

安定した行財政基盤による自立したまち (適正な行財政運営)

基本計画



第1節 行財政運営 157

第2節 広域行政 162



第1節

行財政運営

●● 現況と課題

我が国の経済は長期にわたる低迷期からようやく脱しつつある状況であったものの、平成23年3月に起こった東日本大震災の影響により、更なる混迷が続いています。国の財政は、東日本大震災の復興財源のために国家予算の大幅支出が見込まれ、極めて厳しい状況にあります。

本市においても、税収には若干の伸びが見込まれるもの、三位一体の改革に伴う地方交付税の削減や、地価の下落が続いているため固定資産税の伸びが期待できること等により、非常に厳しい財政状況となっています。また、東日本大震災による被害や福島第一原子力発電所の放射性物質漏えい事故への対応のため支出も増加しています。さらには今後も増加が予測される社会保障関係費や教育関係の施設整備費、常総地方広域市町村圏事務組合常総環境センターのごみ処理施設更新費など、大規模な支出を視野に入れて行財政運営を行っていく必要性に迫られており、平成23年度から都市計画税の賦課が始まったとはいえ、厳しい財政状況には違いありません。

本市では、現在は平成22年3月に策定した第2次つくばみらい市行財政改革大綱及び第2次つくばみらい市集中改革プラン^{*}に基づき行財政改革を推進しています。

また、積極的な地方分権を進めるために、平成22年4月に「まちづくり特例市（第二期）」の県指定を受け、7法令96事務の包括的な権限移譲を行い、拡大する業務に対しスクラップアンドビルトを行いながら行政サービスの向上に努めています。

これらの改革により健全な財政基盤を維持するとともに、職員数の減少により市民サービスの低下が生じないような配慮や、社会情勢の大きな変化に対応した行政需要の増加の中で、変化に対応できる組織体制の再構築と職員の意識改革が必要です。さらには広域行政の必要性が増大することから、近隣市町村による事務の共同処理などの地域連携も構築する必要があります。

表一 地方税及び地方交付税の推移 (単位：千円・%)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地方税①	5,374,527	6,395,847	6,444,858	5,983,067	6,329,674
H13を100とした時	107.0	127.3	128.3	119.1	126.0
地方交付税②	2,501,620	2,372,539	2,214,546	2,518,394	3,015,732
うち普通交付税	2,075,478	2,008,403	1,849,200	2,191,617	2,652,518
H13を100とした時	52.3	50.6	46.6	55.3	66.9
うち特別交付税	426,142	364,136	365,346	326,777	363,214
H13を100とした時	152.2	130.1	130.5	116.7	129.7
① + ②	7,876,147	8,768,386	8,659,404	8,501,461	9,345,406
H13を100とした時	85.0	94.6	93.4	91.7	100.8

資料：財政課



表－普通会計歳出性質別決算状況

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
人件費	2,976,030	2,899,415	2,767,139	2,747,915	2,689,904
物件費	1,867,318	1,835,227	1,740,807	1,778,127	1,966,654
維持補修費	96,936	130,649	108,010	124,330	129,401
扶助費	1,010,259	1,171,121	1,242,777	1,337,573	2,004,910
補助費等	2,212,662	2,024,518	2,085,809	2,994,116	2,141,787
公債費	1,357,719	1,432,940	1,499,673	1,296,397	1,303,698
普通建設事業費	1,340,528	1,382,319	1,733,523	1,479,759	2,838,929
災害復旧事業費	-	-	-	-	6,237
失業対策事業費	-	-	-	-	-
投資及び 出資金・貸付金	65,786	43,777	43,470	43,224	44,212
繰出金	1,995,771	2,163,472	1,964,018	2,086,726	2,205,154
積立金	2,004	47,424	367,780	345,155	873,037
計	12,925,013	13,130,862	13,553,006	14,233,322	16,203,923

普通会計＝平成 16 年度までは一般会計のみ。平成 17 年度からは市営分譲住宅特別会計を含む。(17 年度創設により)

資料：財政課

●● 基本方針

- 行財政改革大綱及び集中改革プランに基づき行政評価システム*の推進、組織・機構の見直し、職員定数の適正化、職員の能力開発の推進等を通じ、効率的な行政運営と市民ニーズに即した質の高い行政サービスの提供に努めます。
- 市の財政状況について、市民に分かりやすく公表することに努めます。
- 安定した財源の確保を図るとともに、限られた財源を重点的・効果的に配分し健全な財政運営に努めます。

【行政運営】

指標名	実績値 (H 23 年度)	目標値 (H 29 年度)	指標の考え方
経常収支比率*	94.6%	90.0%	経常収支比率*を 90.0 %以下にすることを目標とします。
実質公債費比率	13.3%	18.0% 以下	公債費負担比率*について、18.0%以下を維持することを目標とします。
職員の研修受講率	94.0%	96.0%	全職員のレベルアップを図る職員の研修受講率の向上を目指すことを目標とします。
市税収納率 (現年度 + 過年度)	96.0%	96.2%	市税収納率の向上を目指すことを目標とします。



●● 施策の方向

項	目
行政運営	効果的な行政運営の推進
	行政改革の推進
	人材の育成
	適正な人事管理の推進
	組織体制の管理
	窓口サービスの向上
財政運営	計画的な財政運営の推進
	歳出の効率化
	自主財源の確保
	市有財産管理の充実

●● 施策の内容

【行政運営】

■ 効果的な行政運営の推進

- ・地方分権による権限移譲や市民ニーズの多様化などの課題に的確に対応し、魅力あるまちづくりを進展するため、計画的かつ安定的な行政運営を推進します。
- ・市民・事業者・行政の協働によるまちづくりを進めるため、相互の役割分担の明確化と連携の強化に努めます。
- ・行政サービスの効率化と市民生活の向上を図るため、費用対効果を慎重に検討しつつ、電子自治体*の構築を進めます。電子自治体*の構築に当たっては、安定したサービスの提供を確保するとともに、データ等の適切な管理を行い、個人情報等の漏えい防止策を講じます。

■ 行政改革の推進

- ・行財政改革大綱及び集中改革プランに基づき不断の行政改革を推進するとともに、「市民感覚」、「民間発想」を取り入れた簡素で効率的な行政運営を行い適正な進行管理に努めます。また、積極的に民間委託等を推進するとともに費用対効果を高め、市民サービスの向上を目指します。
- ・質の高い行政の実現と市民の視点に立った成果重視の行政への転換を目指し、行政評価システム*の推進を図ります。

■ 人材の育成

- ・職員の政策形成能力を高めるため、能力に応じた多様な研修の導入を検討します。
- ・職員の意識改革、業務遂行能力の向上、適正な処遇への反映等を図るため、更なる人事評価制度の改善、評価者レベルの向上に努めます。



■適正な人事管理の推進

- ・職員の能力を引き出し、組織の総合力を向上させる人事システムと組織の確立を図り、組織力を高めます。
- ・業務量や職員の能力・適正を考慮した職員配置を行います。また、臨時職員等の配置のほか、積極的に民間委託等を推進するとともに費用対効果を高め、市民サービスの向上を目指します。

■組織体制の管理

- ・職員の健康管理や職場における安全や衛生面における適正な管理、福利厚生の推進による元気で意欲的に働ける環境づくりを行うとともに、より少ないコストで効率的な事務執行ができるように職場環境の整備、充実を図ります。
- ・社会の変化や市民ニーズに応じて柔軟に組織の見直しを行い、効率的な組織運営を図ります。

■窓口サービスの向上

- ・窓口サービスにおいて、多様化する住民ニーズに応えるとともに、事務手続の迅速化及び簡素化を図り、一元化された総合的サービスの提供を目指したワンストップサービス*の検討をします。また、市役所の出先機関となる出張所等についても検討します。
- ・電子化されたデータの適切な運営・管理により利便性と安全性の向上を図るとともに、庁内ネットワークやインターネットを活用し、より質の高い市民サービスの提供と効率的な行政運営を図ります。



【財政運営】

■ 計画的な財政運営の推進

- ・施設の維持管理経費や事務経費については、事務事業の必要性、有効性を再検討し、コスト縮減に努めます。
- ・定員適正化計画を策定し、市民サービスの低下が生じないよう、効率的、効果的な配置計画を行い、人件費の総額の抑制に努めます。
- ・起債の新規発行については、財政状況を勘案し、必要最小限に留め、後年度の公債費負担の軽減に努めます。
- ・投資的経費^{*}については、財政状況を勘案しながら事業の必要性、重要性などを十分精査し、コスト縮減を図ります。
- ・各特別会計^{*}において、歳入確保に努め、健全な会計運営を図り、赤字補てんのため的一般会計^{*}からの繰入れの縮減に努めます。
- ・県内市町村や類似団体との均衡を考慮し、市民理解を得ながら、公平性を確保するためには、行政サービスの受益者負担の適正化を進めます。
- ・各部局に一定の基準で配分される枠配分予算^{*}の導入に向けた検討を進め、部局内の判断により、新たな行政需要に対応できるよう努めます。

■ 歳出の効率化

- ・補助金については、補助による効果を精査しながら、効率的な補助金制度の確立を目指します。
- ・透明性の確保や公平・公正な競争原理、効率化の観点から、入札制度における公共工事の更なる適正化に努め、公共工事のすべてのプロセスにわたって総合的なコスト縮減に取り組みます。

■ 自主財源の確保

- ・市税の口座振替納付等の促進により、徴収率の向上を図り、自主財源の確保に努めます。
- ・徴収率の向上に向けて、職員の収税能力を高めつつ、新たな徴収対策等の導入を検討するとともに、悪質・常習滞納者については、滞納処分^{*}の執行等を行い、滞納額縮減に努めます。
- ・定住人口の拡大や企業誘致の促進などにより、税収の向上に努めます。
- ・広報媒体への有料広告掲載^{*}など、新たな財源の確保に努めます。

■ 市有財産管理の充実

- ・市有財産の適切な維持管理を図るとともに、遊休地の有効活用について検討し、積極的な取り組みを図ります。



第2節

広域行政

●● 現況と課題

本市では、広域行政として、常総地方広域市町村圏事務組合での、ごみ処理、消防、福祉センターや運動公園の運営などに取り組んでいるほか、各種の広域的行政サービスを実施しています。また、近隣自治体と各種協議会を組織し連携を図りながら、地域の活性化に向けたさまざまな活動を行っています。

生活圏が拡大する中、市民の生活満足度の向上を目指すためには、市の区域を越えた広がりの中で、多様なニーズに対応した行政サービスを提供することが必要であり、医療、福祉、市民生活、消防、防災、産業振興、観光、文化・スポーツ等の分野や道路等の交通インフラ整備、情報基盤の整備など広域で取り組み、これまで以上に高度な行政サービスを効率的に提供することが求められています。

しかし一方で、広域行政での施設の建て替え等においては関係自治体の合意や財政面の考慮が必要など、広域行政ならではの課題も生じるため、広域行政に取り組むに当たっては、規模のメリットを十分に活かせるよう、その事業の必要性・有効性・効率性などの観点から慎重に検討を行った上で、事業の成果を見極めつつ、適切に事業を推進していくことが重要です。

表一 広域行政の概況

名 称	構 成	事 業 内 容
常総地方広域市町村圏事務組合	常総市 取手市 守谷市 つくばみらい市	総合運動公園／ごみ処理施設／老人福祉センター／消防／視聴覚ライブラリー／職員の共同研修／総合防災センター／障がい者支援施設
常総衛生組合	常総市 つくばみらい市	し尿処理
取手地方広域下水道組合	取手市 つくばみらい市	公共下水道
取手市外2市火葬場組合	取手市 守谷市 つくばみらい市	火葬場
茨城県市町村総合事務組合	県内全市町村	退職手当／交通災害共済／公務災害補償
茨城租税債権管理機構	県内全市町村	滞納整理
茨城県後期高齢者医療広域連合	県内全市町村	後期高齢者医療

資料：企画政策課（平成23年12月1日現在）



●●・ 基本方針

- 地方分権の進展や市民の生活圏が拡大する中、近隣自治体との広域による重層的な行政運営による魅力あふれるまちづくりを目指します。
- 市民ニーズの多様化や行政の広域化など、さまざまな共通課題に対応した広域行政の取り組みの充実を図ります。
- 行政事務の広域処理や既存施設の広域利用を前提とした特色ある施設整備、道路等の社会資本の連携整備などを推進するとともに、都市機能の充実や観光等の地域振興施策についても、近隣自治体との連携により、地域全体として機能向上や活性化を図ります。

指標名	実績値 (H 23 年度)	目標値 (H 29 年度)	指標の考え方
公共施設の相互利用が実現している近隣自治体数(数)	1 自治体	3 自治体	広域化する市民の生活圏に対応し、相互利用ができる近隣自治体数の拡大を目標とします。
つくばみらい市は住みやすいと思う市民の割合(%)	25%	40%	住みやすいと思う市民の割合の増大を目標とします。※数字は、市民満足度調査(アンケート)より
今後もつくばみらい市に住み続けたいと思う市民の割合(%)	30%	50%	今後もつくばみらい市に住み続けたいと思う市民の割合の増大を目標とします。※数字は、市民満足度調査(アンケート)より

●●・ 施策の方向

項	目
広域行政の充実	都市間連携体制の充実・強化
	共同事業の推進

●●・ 施策の内容

【広域行政の充実】

■ 都市間連携体制の充実・強化

- ・常総地方広域市町村圏域内の自治体と協力し、地域住民の生活向上と圏域の一体的発展を目指します。
- ・近隣自治体との連携体制の充実・強化を図りながら、広域幹線道路*の整備など広域的な都市機能の整備を促進し、これらの社会資本を最大限活用した都市圏の形成を図ります。
- ・広域的な課題、行政制度等について調査研究し、周辺自治体と連携を図りながら、広域的な行政サービスの向上を図ります。

■ 共同事業の推進

- ・ごみ処理・消防・下水道・火葬場など一部事務組合*で共同処理している事業については、構成自治体との連携を強化し、業務の効率化を図ります。



- ・常総地方広域市町村圏事務組合が管理する運動公園や福祉施設などの利活用をはじめ、図書館等の相互利用、各種公共サービスの連携など、効率的な広域行政を展開します。
- ・共同事業のための負担金の適正化など構成自治体間で財政運営に関する協議・検討を行いながら、広域行政の効果的な運営と市民サービスの向上を図ります。
- ・多様化するニーズに応じ、新たな共同事業の創出など、近隣市町村との更なる連携を図ります。
- ・国や県の情報収集に努め、連携を深めながら、国・県事業の利用促進に努めます。



つくばみらい市総合計画

資料編



1. 基本構想の概要

基本理念

■ 環境共生型まちづくり

恵まれた自然環境との調和を図り、豊かさと安心を感じながら、うるおいのある生活を送ることができる生活環境の創出を目指します。環境への負担の少ない持続的な発展が可能な都市づくりに取り組み、環境と共生する循環型社会の形成を目指します。

■ 安心して暮らせるまちづくり

健康・福祉サービスの充実を図り、子どもからお年寄りまであらゆる年齢層の人が健康で、安心して生活できる福祉社会の形成を目指します。豊かな人間性をはぐくむ学校教育、社会教育を推進し、人づくりから地域づくりを進め、老若男女すべての市民が将来にわたって暮らしやすい地域社会づくりを目指します。

■ 地域の魅力をいかしたまちづくり

産業振興や商業活性化、観光産業の育成に取り組むとともに、地域固有の歴史、文化を活かした魅力と活力あるまちの創造を目指します。地域内や広域圏の活発な交流・連携を行い、市民と行政の協働による地域社会の形成を目指します。

まちの将来像

『活力に満ちた　うるおいとやすらぎのまち』

まちづくりの基本目標

■ みんなを結ぶ“みらい”的まち（都市基盤の整備）

つくばエクスプレス開業に伴う新たなまち開きを機会に、新たに生まれる交流や価値を創造し、多彩な魅力に出会える都市を目指します。

■ うるおいのある快適で安心なまち（生活環境の整備）

自然環境の保全と地域資源の活用による、安心して定住できるまちを目指します。

■ やさしさとやすらぎがあふれるまち（保健・医療・福祉の充実）

市民が生涯にわたり、生きがいを感じながら快適な生活を送ることができる福祉のまちを目指します。

■ 個性きらめく学び合いのまち（教育・文化・スポーツの振興）

市民一人ひとりが、それぞれの持つ可能性や能力を伸ばし、また発揮しながら、生涯を通じて豊かな人間性をはぐくむことができるまちを目指します。

■ 活力ある産業を育てるまち（産業の振興）

農業・工業・商業など多彩な産業の持続的成長を図るとともに、次代につながる人材・技術・產品・サービス等を創出し、活力あるまちを目指します。

■ みんなが主役の協働のまち（コミュニティの醸成）

市民の創意と活力を最大限に活かし、市民自らの手による自発的なまちづくりの構築に向けて、市民と行政との協働体制による透明性の高い市民自治のまちを目指します。

■ 安定した行財政基盤による自立したまち（適正な行財政運営）

自立性・独立性の高い堅実で無駄のない行財政運営によるまちを目指します。

まちの将来指標

■人口・世帯の見通し

平成 29 年における総人口を約 47,200 人、総世帯数を約 16,700 世帯と設定します。

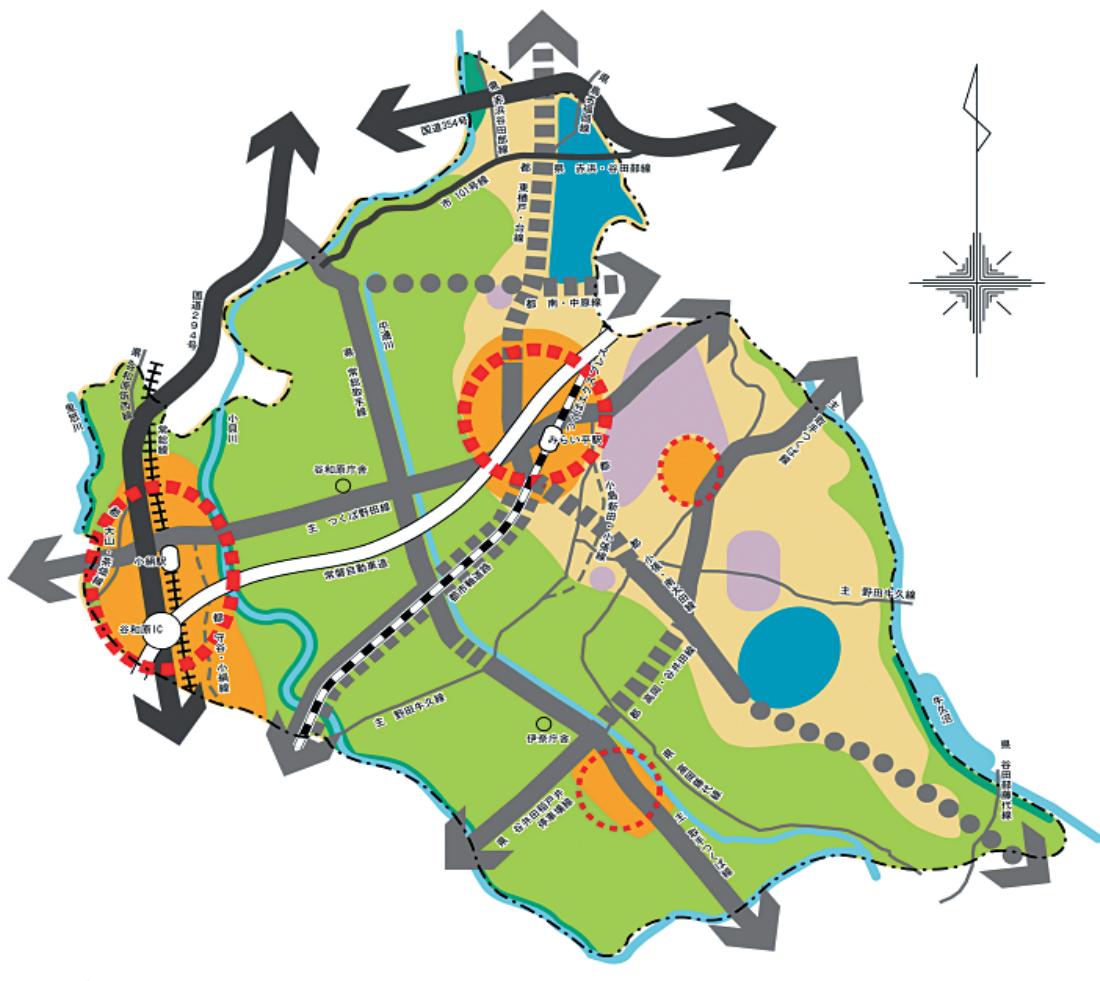
■産業別就業者数の見通し

就業者数については、平成 29 年には約 22,600 人になると見込まれます。

土地利用及び地域別整備方針

これまで形成されてきた都市としての健全な発展をさらに促進し、魅力ある都市の形成を目指すとともに、長期的・総合的な展望に立ち、豊かな自然環境と都市環境の調和を基本としたまちづくりを進めます。

土地利用構想図



凡 例

都市的利用地域	- - - 行政区域界
複合産業地域	- - - - - つくばエクスプレス
スポーツ・レクリエーション地域	常磐幹線
集落・田園環境地域	—— 常磐自動車道
環境保全地域	— 国道
集落・緑地環境地域	— 主要道路
交流拠点	===== 計画
地域拠点	***** 構想

* 主：主要地方道 市：一般県道 市道：市道 都：都道計画道路

* 太線は広域幹線道路を表す。



2. 策定の経過

年月日	事項	内容
平成23年 7月1日	第1回総合計画策定委員会	任命書交付 総合計画策定スケジュールについて その他
7月1日～ 7月22日	市民アンケート	配布数：3,000票 回収率：34.7%
7月28日	第1回総合計画審議会	委嘱状交付 諮詢書伝達 総合計画策定方針について 総合計画策定スケジュールについて その他
8月28日 8月29日	地区懇談会（伊奈庁舎） 地区懇談会（谷和原庁舎）	（テーマ1）つくばみらい市ならではの 地域性を活かしたまちづくりについて （テーマ2）未来を担う子どもたちに誇 れるまちづくりのアイディアについて
9月27日 9月30日／10月3日・5日	市長ヒアリング 各課ヒアリング	総合計画について
10月3日 10月4日 10月5日 10月6日 11月 12月5日 12月14日 12月22日	各種団体懇談会（産業経済分野） 各種団体懇談会（市民生活分野） 各種団体懇談会（教育文化分野） 各種団体懇談会（健康福祉分野） 各課原案調整 第2回策定委員会 第2回審議会 第3回策定委員会	（テーマ1）つくばみらい市ならではの 地域性を活かしたまちづくりについて （テーマ2）未来を担う子どもたちに誇 れるまちづくりのアイディアについて
平成24年 1月5日 1月12日～	第3回審議会 パブリックコメント（～2月 10日）	
2月20日	第4回策定委員会	
2月28日	第4回審議会（答申）	
3月5日	議会報告	
3月22日	府議決定	



3. 総合計画審議会

(敬称略、選出区分ごとに 50 音順)

「所属等」については、就任時（平成 23 年 7 月 28 日）現在

選出区分	氏 名	所 属 等	備考
市議会議員	神立 靖之	つくばみらい市議会総務常任委員会委員長	
	染谷 礼子	つくばみらい市議会教育民生常任委員会委員長	
	高木 寛房	つくばみらい市議会経済常任委員会委員長	
	松本 和男	つくばみらい市議会議長	会 長
市民	大木 和夫	茨城みなみ農業協同組合代表理事組合長	
	北泉 克好	つくばみらい市体育協会会长	
	小林 伸行	茨城県建設業協会土浦支部つくば分会理事長	
	斎藤 登	つくばみらい市商工会会長	
	田上 秀雄	土浦法人会つくばみらい地区会会長	
	大保 公比己	つくばみらい市民生委員児童委員連合協議会会长	
	中村 康宏	つくばみらい市区長会会長	
	古館 千恵子	つくばみらい市ボランティア連絡協議会会长	
	堀 浩	つくばみらい市 PTA 連絡協議会会长	
	間根山 清	つくばみらい市エキストラの会会長	
市民公募	大橋 信久	市民公募	
	鈴木 忠博	市民公募	
識見を有する者	菊地 久	つくばみらい市農業委員会会長 つくばみらい市都市計画審議会会長	
	高橋 隆太	つくばみらい市教育委員会委員長	
	宮島 孝明	茨城県民生委員児童委員協議会理事	副会長
市職員	潮田 勝利	つくばみらい市総合計画策定委員会委員長(市副市長)	



4. 質問・答申

みらい企第 14 号
平成 23 年 7 月 28 日

つくばみらい市総合計画審議会
会長 松本和男様

つくばみらい市長 片庭正雄

つくばみらい市総合計画新基本計画（仮称）について（質問）

つくばみらい市総合計画審議会条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 151 号）第 2 条の規定に基づき、つくばみらい市総合計画新基本計画（仮称）の策定について貴審議会の意見を求める。

記

【質問理由】

平成 18 年 3 月 27 日、伊奈町と谷和原村が合併し、新たに「つくばみらい市」が誕生し、平成 20 年 3 月に市の行動指針となる「つくばみらい市総合計画（基本構想（10 年）、基本計画（5 年）」を策定しました。

総合計画（基本構想）を策定し、そしてその行動計画となる「基本計画」を策定し現在進めているところではありますが、策定から 3 年が経過、本年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震、地方分権による権限の移譲、少子高齢化の急速な進展、高度情報化社会の到来、地球規模での環境問題の深刻化、住民ニーズの多様化など、これまでに経験したことのない様々な課題に直面し、新たな行動計画となる「新基本計画」の策定が必要とされています。

本市では、これらの課題に的確に対応し、魅力あるまちづくりを進展するため、計画的かつ安定的な行政運営を行っていく必要があります。そこで、今後の時代の潮流、社会情勢の変化、財政状況等を勘案した上で、市民と行政のまちづくりの行動計画となる「総合計画新基本計画（仮称）」を策定するため、貴審議会の意見を求めるものです。

以上



平成 24 年 2 月 28 日

つくばみらい市長 片庭 正雄 様

つくばみらい市総合計画審議会
会長 松本和男

つくばみらい市総合計画について（答申）

平成 23 年 7 月 28 日付けみらい企第 14 号で諮問のあったこのことについて、本審議会で慎重に審議した結果、別添の計画案のとおり答申します。

なお、答申に当たり下記の意見を付しますので、これに留意するとともに、計画の実現に向けてまい進されるよう希望いたします。

記

- 1 平成 24 年度から 6 年間で重点的に取り組む重点施策については、厳しい時代の中でも、地域の価値、活力、暮らしの魅力を高めながら、次代を担う子どもたちに誇れるまちをつくりしていくことを根底に分野別施策を集約したものであることから、その実現にあたっては、将来を見据えた財政との整合性や、本市の持つ力を結集して取り組まれたい。
- 2 市民の十分な理解と協力を得ながら、計画を着実に実行していくため、計画の内容を広く周知するとともに、市民の参加・参画の機会を、形にとらわれることなく幅広く多様な手法を用いて設け、各種分野でのまちづくりについて、意欲ある市民、団体の活動に対し、市としても積極的に支援するよう努められたい。
- 3 地方分権が進み、今後さらに、自主的・主体的なまちづくりに取り組んでいくことが重要になってくることから、このことに対応できるシステムを確立し、実施段階での評価や検証を的確に行いながら、効率的かつ効果的な計画の推進を実行されたい。
- 4 地域の特徴をそれぞれ活かしつつ、各々の地域が連携し相乗効果が創出できるよう、効果的な事業の展開を図るとともに、緊急性や市民の視点からの優先性、財政状況などを総合的に勘案しながら計画的に取り組まれたい。
- 5 防災や環境に配慮した都市基盤や都市機能の整備とともに、利用者に優しい公共交通の推進や利便性の向上を図るなど、子どもから子育て世代、高齢者に至るまで、多様な世代が生涯にわたり安心して住み続けられるまちづくりを考え、アイデア溢れる事業を積極的に生みだし、チャレンジする行政運営に取り組まれたい。

以上



5. 用語解説

アルファベット

用語	解説
NPO (法人)	NonProfit Organization の略。非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のこと。
PFI事業	Private Finance Initiative の略。公共サービスの提供の際、民間の資金やノウハウを利用して、民間に施設整備やサービスの提供をゆだねる手法のこと。
SNS	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

あ 行

用語	解説
アイデンティティ	明確な存在意識。主体性。都市の個性や特徴を醸し出すことによって、都市の存在意義を示すこと。
一部事務組合	地方自治法に基づき、その事務の一部を共同して処理するため、これらの地方公共団体を構成員として設立する組合のこと。
一般会計	国又は地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計のこと。
オーダーメイド方式	立地を予定する企業の希望を取り入れた工業用地の整備をする方式のこと。

か 行

用語	解説
外国語指導助手 (ALT)	ALTは、Assistant Language Teacher の略。外国語教育の充実や国際交流を図るために、外国語教員等の助手として授業を行う。
介護予防	要介護状態になることができる限り防ぐ（遅らせる）こと。要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすること。
開発許可制度	都市計画法に基づき、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることにより、安全で良好な宅地環境の整備を図ることを目的として設けられた制度のこと。
開発行為	都市計画法上の開発許可の対象となる行為のこと。主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽のこと。
合併特例債	合併後の地域振興や旧地域間の格差是正などの名目で起債できる地方債のこと。



用語	解説
行政相談委員	国の行政に関する苦情その他相談や意見・要望を受け付け、相談者と関係行政機関の間に立って、公正・中立の立場から助言や関係機関への通知等を行う。総務大臣が委嘱する。
行政評価システム	客観的な指標に基づき事業を評価し、Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（改善・見直し）というサイクルで、効果的・効率的行政運営を実現するための手法のこと。
近郊整備地帯	首都圏整備法において、既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域として国土交通大臣が指定した区域のこと。
区域指定制度	市街化調整区域内でも指定された区域内であれば誰でも住宅や共同住宅などを建てることができる制度のこと。（平成14年3月に県条例によって制度が決定された。）
グリーン・ツーリズム	農村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
グローバル化	世界的規模に広がること。政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大することをいう。
ケアプラン	要介護又は要支援と認定された人が介護サービスを利用するときに、作成する介護サービスに関する計画のこと。
景観行政団体	景観法にもとづき行為規制等の権限を行使する都道府県・市町村のこと。
経常収支比率	人件費や扶助費、公債費などの経常的に支出しなければならない経費に、地方税や地方交付税などの経常的に確保できる一般財源収入をどれだけ充てているかを示す指標のこと。
ゲートキーパー	自殺を考えている人のサインに気づき、適切な対応をとることができる人材のこと。
県西広域水道用水供給事業	良質な水道水を安定的に供給できるよう、県内を「県中央」、「鹿行」、「県南」、「県西」の4つに分類した広域水道用水供給事業の一つ。霞ヶ浦・利根川・鬼怒川を取水河川とし、11市2町を対象としている。
兼業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人以上いる農家のこと。
建築協定	建築基準法に基づく制度。一定の地域で建築物の高さや形態などについての取り決めを地権者全員の合意のもとで取り決めるもの。
広域幹線道路	幹線道路のうち、広域的な都市間の連絡を主に担う道路のこと。
公共施設里親制度	一定区画の公共の場所を養子に見立て、市民が里親となって養子の美化（清掃）を行い、行政がこれを支援する制度のこと。
工業専用地域	都市計画法で定められた用途地域の一つで、工業の利便を増進させるため定める地域のこと。主に工業以外の用途の建築物は厳しく制限される。
公債費負担比率	一般財源総額に対する公債費に充当された一般財源（一時借入金利子等を含む）の占める割合のこと。
洪水ハザードマップ	河川管理者が作成する浸水想定区域図をもとにして、浸水想定区域や洪水予報等の伝達方法、避難場所などを住民に分かりやすく示した地図のこと。



用語	解説
交通空白地域	鉄道駅から遠く、バスの便も不便な地域のこと。
高年クラブ	地域のおおむね 60 歳以上の人生きがいづくりの一環として、多世代交流や地域貢献などを目的として行うクラブ活動を行う自主組織のこと。
高付加価値型農業	特産品加工や品質、安全性の面で消費者ニーズの高度化、多様化に対応し、他との差別化を図った、より有利に販売できる作物を生産する農業形態のこと。
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	「壮年期からの健康基盤の確立と高齢者の自分らしい生き方を支える地域づくり」を基本方針として高齢者施策を総合的・計画的に体系付けた計画のこと。
子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤づくりを目的に、子育て家庭への育児支援を行う拠点のこと。
こどもを守る 110 番の家	子どもたちを犯罪から守るために緊急避難所として、「こども 110 番の家」の看板の設置を依頼している家などのこと。
戸別所得補償制度	米などの農産物の価格が生産コストを下回った場合に、その差額分を生産農家に補償すること。
コミュニティ・プラント事業	下水道区域外の集落や団地などに設置された、地域し尿処理施設のこと。
コミュニティセンター	地域住民が交流、活動する場として、また、生涯学習を実践する場として設置された施設のこと。
コミュニティバス	地域の交通空白地域や不便地域の解消等、地域住民の利便性向上のために、地方公共団体などが主体となって、一定地域を運行するバスのこと。車両仕様や運賃、ダイヤ、バス亭の位置等が工夫されている。

さ 行

用語	解説
市街化区域	都市計画区域のうち、既に市街化を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画で指定した区域のこと。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として、都市計画で指定した区域のこと。建築行為や開発行為が制限されることになる。
時間消費型サービス	従来は商品やサービスの数に対して課金するのが基本であったが、時間消費型の業態では「有意義な時間を提供することにより、その時間料金を利用者が支払うサービスのこと。
次世代育成	急速な少子化と、家庭を取り巻く環境に対応し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備のため、子どもや子育て家庭を社会全体で支援する取り組みのこと。
指定管理者制度	地方公共団体が設置した公共施設を、民間企業や団体等を指定して管理・運営を委託する制度のこと。利用者の利便性の向上、地方公共団体の負担の軽減などを目的としている。



用語	解説
シティプロモーション	都市の活性化促進のために、宣伝材料となる資源や魅力を確立し、それらを効果的に宣伝・広報するとともに、都市をPRすること。
自治金融制度	市と、融資機関である金融機関とが連携を図りながら、地元中小企業に対して事業運営に要する資金を斡旋する制度のこと。
自治体クラウド化	クラウド・コンピューティングを電子自治体の基盤構築にも活用していくこうとする施策のこと。総務省では、地方公共団体の情報システムをデータセンターに集約し、共同利用する実証実験が行われている。
自動体外式除細動器 (AED)	AEDは、Automated External Defibrillator の略。突然、心停止状態に陥ったときに装着して用いる救命装置のこと。
集落営農	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動のこと。
集落営農組合	集落営農を行うための組合のこと。
住民基本台帳ネットワーク	市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理や国の行政機関等に対する本人確認情報の提供を行うための全国規模のネットワークシステムのこと。
首都圏整備法	首都圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、日本の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的として1956年（昭和31年）に制定された法律のこと。
準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事する65歳未満の世帯員がいる農家のこと。
障がい者計画・障がい者福祉計画	障がい者施策の基本的方向性と具体的な取組を示した計画のこと。
障害者自立支援法	障がい者の自立支援を目的に、身体・知的・精神障がい者に対する福祉サービスを一元化して、市町村をその実施主体として、サービスの利用者に原則一割の費用負担を求める法律のこと。
情報セキュリティポリシー	地方自治体における情報セキュリティに関する基本方針を指す。大切な「情報資産」をどのような脅威から、いかにして守るのかについて、基本的な考え方やセキュリティを確保するための体制、運用規定、具体的な手順や実施方法などについて明文化してまとめたもの。
私立幼稚園就園奨励費補助(金)	私立幼稚園に就園する3歳児・4歳児・5歳児の該当世帯の保護者に対し、国及び市から補助金を交付する制度のこと。
身体障がい者手帳	身体に一定の障がいを有する方が、医療給付や補装具交付などの各種福祉サービスを受けるために必要な手帳のこと。
スマートIC	主にETC技術を活用した自動料金収受方式により、料金所の無人化、分散化を可能としたインターチェンジのこと。
精神障がい者保健福祉手帳	精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある方々が、医療や福祉の支援を受けるために必要な手帳のこと。
総合型地域スポーツクラブ	地域住民が主体となって運営するスポーツクラブのこと。種目・世代・技術レベルに応じて、それぞれのスタイルができるのが特徴。

た

行

用語	解説
滞納処分	租税が滞納されたときに、国又は地方公共団体が滞納者の財産を差し押さえ、公売に付してその売上金から徴収する行政処分のこと。
宅地開発指導要綱	都市計画法及び関係法令に定めのあるもののほか、住みよい環境及び秩序ある良好な都市整備を図るため、事業者がなすべき必要な基準等を定めたもの。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
たん水被害	たん（湛）水とは「水をたたえる」という意味で、ここでは地盤の低い土地が降雨等により長時間浸水し被害を受ける状態をいう。
地域幹線道路	幹線道路のうち、市内の各地域間の交通を主に担う道路のこと。
地域ケアシステム	在宅の介護や生活支援を必要とする方々に対して、一人ひとりに最も適するように保健・医療・福祉サービスを組み合わせて提供する仕組みのこと。
地域コミュニティ	「コミュニティ」とは、一般的に共同体又は地域社会と訳され、その中でも「地域コミュニティ」は、特に地域の結び付きが強く、地域性を持った集団のことを指す。
地域支援事業	「介護予防事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の大きく3つの事業により構成され、要介護状態になる前から包括的・継続的な支援を行い、重度化防止と要介護認定者数の増加抑制を目指し、高齢者の自立した地域生活を支える事業。
地域福祉計画	地域での助け合いやボランティア活動の推進と、福祉に関する相談や福祉サービスが身近な地域で利用でき、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるための仕組みをつくる計画。
地域包括支援センター	社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の専門職が連携し、市町村や地域の医療機関、介護（介護予防）サービス事業者、ボランティアなどと協力しながら地域の高齢者の様々な相談に対応する機関。
地域密着型サービス	認知症やひとり暮らしのお年寄りが住みなれた地域で暮らしながら、介護を受けることのできるサービスのこと。（平成18年4月の介護保険法の改正で導入。市区町村が事業者の指定・監督をする。）
地区計画制度	地区の特性に応じ、一定の区域において公園、道路等の地区施設の配置・規模・建物の用途・敷地・形態などの制限などについて、規制・誘導する都市計画法に定められた制度の一つ。
地籍調査	一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界、面積を調査・測量するもの。その成果は不動産登記に反映され、国民の権利の保全などに活用されるほか、土地利用計画の策定や公共事業等の円滑な実施などに利活用されている。
昼夜間人口比	常住人口（夜間人口）当たりの昼間人口の割合のこと。



用語	解説
つくばみらい市行財政改革大綱	地方分権に対応し、創意工夫が発揮できるよう、行財政組織運営全般について、簡素で効率的・効果的な行政体制の確立に向けた計画。
つくばみらい市集中改革プラン	行財政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、可能な限り目標の数値化や住民にわかりやすい指標で明示した計画。
綱火	愛宕神社の例祭日に奉納され、火難を払い五穀豊穣を祈願する。市内には二流派（小張松下流綱火・高岡流綱火）の綱火が伝承され、いずれも国の重要無形民俗文化財に指定されている。
低炭素	温室効果ガスの1つである二酸化炭素の排出を抑えること。炭素を含むエネルギー源である化石燃料への依存を見直し、経済発展を妨げることなしに、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる「低炭素社会」を目指す取り組みが活発化している。
定住自立圏構想	人口5万人規模の市を「中心市」として、その周辺市町村を含む地域を「定住自立圏」に指定、その圏域内で医療や雇用、交通、ショッピングセンターといった消費環境を連携させて、地方にも大都市機能を確立させる構想（総務省）のこと。
電子自治体	自治体がITを活用し、住民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取組を指す。
投資的経費	経費支出の効果が、施設等のストックとして後年度に及ぶ性質の経費。この割合が高いほど財政構造に弾力性があるといわれる。
道州制	一般的には、現在の都道府県を廃止し、ブロックごとの広域的な枠組みに再編し、日本をいくつかの地域（道又は州）に分け、そこに中央省庁の多くの権限を移譲する制度のこと。
動物指導センター	茨城県動物指導センターを表す。犬猫の保護及び管理、動物愛護の普及啓発、動物取扱業の監視・指導などを行っている。
道路台帳	道路の幅員、延長、構造その他道路管理上の基本的事項を記載した図面と調書で構成されたもの。
特別会計	一般会計とは別に特別の経理を行うための会計。特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計と区分して経理する必要がある場合に限り、法律や条例に基づいて設置するもの。
特別保育事業	仕事と子育ての両立を容易にし、子育ての負担感を緩和して安心して子育てができるよう環境整備を総合的に推進するとともに、地域における保育需要や社会の変化に対応するため実施されている事業。
都市計画区域	都市計画法の規定が適用される区域のこと。一体の都市として総合的に整備、開発及び保全すべき区域。都市計画を策定する区域の単位。
都市計画道路	都市計画において定められた都市施設の一つで下記の4種類に分類される。 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車専用道路：都市高速道路等専ら自動車の交通の用に供する道路 ・幹線街路：都市内のまとまった交通を受け持つとともに、骨格を形成する道路 ・区画街路：地区における宅地の利用に供するための道路 ・特殊街路：歩行者、自転車等、自動車以外の交通の用に供する道路



用語	解説
都市計画マスタープラン	都市計画法に位置付けられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づき策定されるもの。おおむね 20 年後の将来を目指し、具体的なまちづくりの方針を明らかにする計画。
都市公園	主に都市部にある整備された緑地や広場のこと。主に都市部の住民の利用を想定して整備されている。
都市軸道路	つくばエクスプレス沿線開発地区を結び、将来の交通需要への対応と道路交通の利便性を確保するとともに、これら市街地の骨格軸を形成し、新たなまちづくりの促進を図る埼玉県三郷市から茨城県つくば市に至る延長約 30km に及ぶ主要幹線道路のこと。
土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業のこと。
土地利用型農業	土地を直接的に利用して行う農業（稻作等）のこと。

な 行

用語	解説
二次予防事業通所型介護予防教室	主として要介護状態等となるおそれが高い状態にあると認められた 65 歳以上の高齢者に対して、通所という形で通いながら、活動的で生きがいのある人生を送れるようにすることを目的としてプログラムを実施する事業のこと。
ニュースポーツ	技術やルールが比較的簡単で、年齢や体力に関係なく、誰でも、どこでも、いつでも気軽に生涯を通して楽しめるスポーツの総称。
認定農業者（数）	経営規模の拡大や集約化、複合化などによって魅力ある経営づくりを目指す意欲ある農業者（農業法人を含む）で、農業経営改善計画を提出し、市町村が認定した農業者のこと。
農業集落排水事業	小規模で散在する農業集落に配慮した汚水処理システムを整備し、トイレの水洗化による快適な生活環境を提供するとともに、農業用水などの水質改善を図ろうとするもの。農村下水道。
農業生産法人	農地等の権利を取得できる法人のこと。農地法では、農地等の権利を取得できる法人は、原則として、農業生産法人の要件を満たすものに限られている。

は 行

用語	解説
パーク & バスライド	最寄りの鉄道駅まで自分自身が自家用車を運転し、駅などの周辺に駐車して乗り継ぐ方式のこと。
バリアフリー	歩道の段差や勾配の解消など、高齢者や障がい者の日常生活の妨げになる様々な障壁（バリア）を取り除くこと。
光ファイバー網	通信に使用されるケーブルの一種で、データを光信号に変換して伝送するケーブルのこと。データ伝送速度の速さ、一度に伝送できるデータ量の大きさ、共に非常に優れていることを最大の特徴とする。



用語	解説
病院群輪番制	地域内の病院群が共同連携して、輪番制方式により休日・夜間等における重症救急患者の入院治療を実施する体制のこと。
フィルムコミッショナ (FC)	映画、テレビドラマ、CMなどのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるための非営利公的機関。
副業農家	1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家のこと）。
ブログ	ウェブロゴ（weblog）を省略した言葉で、日々更新される日記形式で公開されるウェブページのこと。
放課後児童クラブ（数）	仕事や病気などで昼間、保護者のいない留守家庭の児童を放課後等に預かり、遊びや集団生活の場を提供して、子どもたちの健全な育成を図る事業のこと。
ボーダレス化	境界がない社会になること。国境を始め、業種、業態、時間、組織、人格、仕事や性別などの線引きを消してしまうこと。
圃場基盤整備	圃場（ほじょう）とは作物を栽培する田畠のこと。生産性の向上とともに農村環境の整備、地域活性化などを目的とする農地基盤の整備。

ま 行

用語	解説
埋蔵文化財（包蔵地）	文化財保護法では、土地に埋蔵されている文化財が埋蔵文化財と定義される。また、埋蔵文化財包蔵地とは埋蔵文化財（遺跡・遺構・遺物）が埋まっている土地を指す。
メディアパークシティ整備構想	茨城県が市の東部丘陵地で進めている事業で、マルチメディア、情報関連産業を集積させ、世界に情報発信する都市の創造を目指すプロジェクトのこと。なお、マルチメディアとは、文字、音声、静止画、動画などの情報伝達手段を複合的に扱うこと。又は、それを実現する機器やソフトウェア、システム等のこと。

や 行

用語	解説
有収率	供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合のこと。有収率（%）＝年間総有収水量／年間総配水量×100
有料広告掲載	主に地方自治体の自主財源確保策として、広報紙やホームページに有料広告を掲載すること。
ユニバーサルデザイン	障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・空間などをデザインすること。
ユビキタス技術	ユビキタス（ubiquitous）の語源はラテン語で「いたるところに存在する」という意味。現状のIT社会がさらに成熟し、場所や時間に制限なく情報を自由自在にやりとりできる技術のこと。
よつわ大学	高齢者の学習を通じた自己実現と技能の地域還元を目指し、公民館を中心として行っている高齢者学級のこと。



5 行

用語	解説
ライフライン	生活・生命を維持するための水道・電気・ガス・通信などのネットワークシステムのこと。
療育手帳	知的障がい児・知的障がい者が各種の援護を受けるために必要な手帳のこと。
緑地協定	都市緑地法に基づく制度。都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全又は緑化の推進に関する事項について、協定を結ぶ制度のこと。
レセプト	病院が健康保険などの報酬を公的機関に請求するために提出する明細書のこと。

わ 行

用語	解説
枠配分予算	その年度に見込まれる一般財源の予算枠をあらかじめ各部局に配分し、その範囲内で各部局が予算編成する予算制度のこと。
ワンストップサービス	一度の手続で、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービスのこと。

